中井町地域防災計画

令和4年3月 中井町防災会議

目次

第1編 防災	﴿対策の計画的推進	3
第1章 計	·画の目的及び位置付け	3
第1節	計画の目的、構成等	3
第2節	防災の基本的な方向性	5
第3節	防災計画の推進管理	6
第2章 本	「町の特質	7
第1節	自然的条件	7
第2節	社会的条件	8
第3節	災害履歴	13
第3章 地	!震被害の想定	
第1節	地震被害想定の目的と想定地震	14
第2節	地震被害想定状況	16
第4章 計	·画の推進主体とその役割	19
第1節	計画の進め方	19
第2節	防災関係機関の実施責任	20
第3節	町民等の役割	21
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	22
第5節	防災組織	29
第2編 地震	災害対策編	33
第1章 都	3市の安全性の向上	33
第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	33
第2節	防災空間の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
第3節	道路、橋りょう等の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	崖崩れ対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	ライフラインの安全対策	
第6節	液状化対策	36
第7節	危険物施設等の整備	
	建築物の安全確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	{害時応急活動事前対策の充実	
	災害時情報の収集・提供体制の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	災害対策本部等組織体制の拡充	44
		45
	警備•救助対策	
第5節	避難対策	
	帰宅困難者対策	
	要配慮者及び避難行動要支援者に対する対策	
	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.5	医療・救護・防疫対策	
第 10 節	F - 38 17 9 F 17	
第 11 節		
第 12 節		
第 13 節		
第 14 節		
第 15 節	The state of the s	
第 16 節		
第 17 節	災害救援ボランティア活動の充実強化	69

第 18 節 防災知識の普及	
第 19 節 防災訓練の実施	. 73
第3章 災害時の応急対策	. 75
第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	. 75
第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動	. 85
第3節 避難対策	. 88
第4節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	. 95
第5節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	. 99
第6節 文教対策	102
第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	106
第8節 警備·救助対策	
第9節 ライフラインの応急復旧活動	
第 10 節 災害廃棄物等の処理対策	
第 11 節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	
第 12 節 広域的応援体制	
第 13 節 災害救援ボランティアの支援活動	
第 14 節 災害救助法関係	
第 15 節 二次災害の防止活動	
第 16 節 公共土木施設等の応急対策	
第 10 節 公共工不能設等の心态対策	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第 18 節 公用負担	
ALCOHOLOGICAL AND	
第4章 復旧·復興対策	
第1節 復興体制の整備	
第2節 被災状況調査	
第3節 復興計画の策定	
第4節 市街地の復興	
第5節 都市基盤施設等の復旧計画	
第6節 生活再建支援	
第7節 激甚災害の指定に関する計画	
第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1節 基本方針	
第2節 南海トラフ地震に関連する情報	
第3節 防災対応	
第3編 風水害対策編	
序章 神奈川県水防災戦略	
第1章 災害に強いまちづくり	165
第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進	165
第2節 治水対策	166
第3節 下水道整備	168
第4節 水害予防施設の維持補修	168
第5節 土砂災害対策	169
第6節 造成地の災害防止	170
第7節 地盤沈下の防止	170
第8節 建築物の安全確保 第8節 建築物の安全確保	171
第9節 ライフラインの安全対策	171
第2章 災害時応急活動事前対策の充実	
第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充	
第2節 災害対策本部等組織体制の拡充	

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実	179
第4節 警備・救助対策	
21- 21	
第5節 避難対策	
第6節 帰宅困難者対策	
第7節 要配慮者及び避難行動要支援者に対する対策	
第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	
第9節 医療•救護•防疫対策	
第 10 節 文教対策	
第 11 節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策	175
第 12 節 ライフラインの応急復旧対策	175
第 13 節 災害廃棄物等の処理対策	175
第 14 節 広域応援体制等の拡充	175
第 15 節 町民の自主防災活動の拡充強化	
第 16 節 防災知識の普及	
第 17 節 防災訓練の実施	
第3章 災害時の応急活動計画	
第1節 災害発生直前の対策	
第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	
第3節 水防対策	
第4節 避難対策	
第5節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	
第6節 救助・救急、消火及び医療救護活動	
第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	
第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	
第9節 文教対策	
第 10 節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	
第 11 節 警備・救助対策	
第 12 節 ライフラインの応急復旧活動	
第 13 節 災害廃棄物等の処理対策	
第 14 節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	
第 15 節 広域的応援体制	189
第 16 節 災害救援ボランティアの支援活動	189
第 17 節 災害救助法関係	189
第 18 節 公共土木施設等の応急対策	189
第 19 節 住宅の応急対策	189
第 20 節 公用負担	189
第 21 節 罹災証明書の発行	190
第4章 復旧·復興対策	191
第1節 復興体制の整備	
第2節 被災状況調査	
第3節 復興計画の策定	
第4節 市街地の復興	
第5節 都市基盤施設等の復旧計画	
第6節 生活再建支援	
71 - 71 — 12 17 - 7 1 m	
第7節 激甚災害の指定に関する計画	
第4編 特殊災害対策編	195
第1章 危険物・高圧ガス・毒劇物	
第1節 災害予防	
第2節 災害時の広急活動	197

第2章 放射性物質災害応急対策	199
第1節 災害予防	199
第2節 災害時の応急活動	201
第3章 航空機事故対策	203
第1節 災害予防	203
第2節 災害時の応急活動	203

第1編 防災対策の計画的推進

第1編 防災対策の計画的推進

第1章 計画の目的及び位置付け

第1節 計画の目的、構成等

1. 計画の目的

この計画は、中井町の地域に係る地震災害、風水害等に関し、総合的な対策を定めたものであり、災害が発生した際に、中井町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに、災害応急対策及び災害復旧等を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、この計画に基づき事前の対策を推進して、災害に強い安全なまちづくりを進めることを目的とする。

[参照]資料 1.1~1.2 中井町防災会議条例、中井町防災会議委員名簿 (資料編 p.1~3)

2. 計画の構成及び性格

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき中井町防災会議が作成する計画であり、国の「防災基本計画」及び「神奈川県地域防災計画」と連携した中井町の地域防災に関する指針となるものである。

計画全体の構成は、次のとおりである。

第1編 防災対策の計画的推進

- 第1章 計画の目的及び位置付け
- 第2章 本町の特質
- 第3章 地震被害の想定
- 第4章 計画の推進主体とその役割

第2編 地震災害対策編

- 第1章 都市の安全性の向上
- 第2章 災害時応急活動事前対策の充実
- 第3章 災害時の応急対策
- 第4章 復旧·復興対策
- 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3編 風水害対策編

序章 神奈川県水防災戦略

- 第1章 災害に強いまちづくり
- 第2章 災害時応急活動事前対策の充実
- 第3章 災害時の応急活動計画
- 第4章 復旧・復興対策

第4編 特殊災害対策編

- 第1章 危険物・高圧ガス・毒劇物
- 第2章 放射性物質災害応急対策
- 第3章 航空機事故対策

資料編

上位計画との関係

災害対策基本法(国)

防災基本計画(国)

神奈川県地震災害対策 推進条例

- ・地震災害対策の総合的な推進
- 自助、共助、公助の協働
- ・地震に関する調査、研究

神奈川県地震被害想定調査

神奈川県に影響を及ぼす地震の被害想定

その他の法体系

- ・石油コンビナート等災害防止 法
- •国土強靭化基本法
- •災害救助法
- ・国民保護法 など

神奈川県地域防災計画

- ◎災害の予防、事前対策、応急活動対策、復旧・復興対策について規定。
 - ·地震災害対策計画
 - ·風水害等災害対策計画
 - ·原子力災害対策計画

神奈川県地震防災戦略

- ・県民総ぐるみで取り組むアクションプラン
- ・減災効果の高い 30 の重点施 策を設定

個別計画・マニュアル

- •保健医療救護計画
- •災害廃棄物処理計画
- ・避難所マニュアル策定指針
- 震災復興対策マニュアルなど

中井町地域防災計画

◎災害の予防、事前対策、応急活動対策、復旧・復興対策について規定。

第1編 防災対策の計画的推進

第2編 地震災害対策編

第3編 風水害対策編

第4編 特殊災害対策編

資料編

中井町各種マニュアル等

- ・職員初動マニュアル
- ・避難所マニュアル
- 災害廃棄物処理計画 など

第2節 防災の基本的な方向性

1. 防災ビジョン

大地震等の大規模災害の発生による甚大な被害に対し、町民の生命と財産を守り、本町の持つ多種多様な資源を次世代に引き継ぐとともに、町民や事業所等の日常生活や社会経済活動が安心して営まれる環境を築く必要がある。

そのために、大規模自然災害等に対する備えを未来への投資と考え「事前防災・減災」 への取組を推進し、仮に災害が発生しても迅速に復旧・復興する「強さ」と「しなやかさ」を 持った安全・安心な「災害に強いまちづくり」の推進に取り組んでいく。

(1)防災意識の向上

災害種別ごとの防災訓練の実施や土砂災害や洪水、地震等各種ハザードマップを活用した防災情報の周知を図るとともに、防災講座等による住宅の耐震化促進、地震時の家具の転倒防止、食料や飲料水・生活必需品等の備蓄等それぞれの家庭に合わせた取組を推進するなど一人ひとりが主役となる防災意識の向上を図る。

(2)地域防災力の強化

災害時に迅速で的確な行動ができるよう、自主防災組織の活動支援や防災リーダーの育成、実践的な防災訓練への取組により地域防災力の強化を図る。

また、地域や行政、関係機関が連携し、災害発生時の情報発信や避難場所・避難方法の的確な指示、高齢者や障がい者等要配慮者、避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を迅速・適正に行うための体制の整備を推進し、助け合いによる安心な暮らしの実現を図る。

さらに、消防団員の確保や装備・資機材の整備による地域の消防・防災活動の充実を図る。

(3)災害に強いまちの骨格づくり

適正な土地利用の規制・誘導による災害の未然防止、建築物の耐震化や危険ブロック塀等への対策、生活道路の拡幅等整備促進による減災化を図る。

また、災害に備えた道路、橋りょう、上下水道等既存施設の適正な維持管理を図るとともに、調整池や排水施設の整備、河川改修工事、治山・治水工事や急傾斜地崩壊防止工事に取り組み大雨や土砂災害に強いまちづくりに取り組む。

(4)男女共同参画等の推進

防災対策は、男女双方の視点や要配慮者などの多様な視点に配慮して進め、地域の防災力向上を図ることが重要となる。

町、県、防災関係機関は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程において女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努める。

第3節 防災計画の推進管理

1. 計画の着実な推進

この計画を推進するためには、町や各防災機関が多くの事業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められることから、地域の実情、各種対策の水準等を 点検しながら、「減災」の考え方を基本方針として、緊急度の高いものから優先的かつ重点 的に実施していくことで、中井町の防災力の一層の向上を図る。

2. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。このため、町及び防災関係機関は、その内容が緊急を要する場合はその都度、それ以外の修正については計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

3. 他の計画との関係

この計画は町の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、指定行政機関の長又は、指定公共機関が作成する防災業務計画や神奈川県地域防災計画等の他の計画との整合を図るものとする。

4. 計画の習熟

町及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たってはそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から、自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実施又は図上訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 本町の特質

第1節 自然的条件

1. 気象

本町は、温暖湿潤の気候で冬は乾燥した晴天が続き、季節風が吹きやすく、台風、梅雨による降雨が目立つ気象条件をもっている。平均気温は約 16.5 、最高気温は平均約 36.3 、最低気温は平均約-2.3 、年降水量は1,400 ~1,700 mm である。

「参照]資料 1.3 気象状況(資料編 p.4)

2. 地形

本町は、神奈川県の西部、足柄上郡の東部にあり、大磯丘陵の北西部に位置し、東は平塚市、南は小田原市及び中郡二宮町、北は秦野市、西は足柄上郡大井町に隣接している。町は、東西に約5.9km、南北に約6.0kmで、総面積は19.99kmとなっている。

町域の地形は、大磯丘陵に属して起伏が多く、概して西北部は山地で、東南部は緩傾斜地になっている。また、曾我山等の丘陵があり、その間を中村川、藤沢川、葛川がそれぞれ北から南に向かって貫流し風光明媚な自然景観を形成している。

3. 地質・地盤

本町に分布する地層は、新生代第三紀の中新世中期から第四紀までの地質時代に関係し、地震、火山、褶曲、海溝の形成等により形成された。そのため、地質的には凝灰岩の上に火山灰・火山角礫の重なった丹沢層群と、礫岩層又は火砕岩層からなる足柄層群などによって構成されている。

4. 活断層

平成7年~15年度において、国・県により県内の活断層の調査が実施され、さらに、近年の地震が主要活断層帯以外の地域でも発生していることから、地域ごとの総合的な活断層評価を実施することとし、関東地域の活断層の長期評価を平成27年4月に公表している。

本町付近には、「塩沢断層帯」、「平山一松田北断層帯」、「国府津一松田断層帯」、「伊勢原断層」、「渋沢断層」、「秦野断層」等があり、マグニチュード7~8程度の地震が起こる可能性があるという結果が得られている。

「参照]資料 1.4 県内の主な活断層と調査実施状況(資料編 p.5~7)

5. 法規制 危険区域

土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)が65 区域、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)が66 区域、土砂災害特別警戒区域(土石流)が16 区域、土砂災害警戒区域(土石流)が25 区域指定されている。

また、砂防指定地が6箇所、急傾斜地崩壊危険区域が7区域となっている。

[参照]資料 1.5~1.8 砂防指定地, 急傾斜地崩壊危険区域, 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊), 土砂災害警戒区域等(土石流)(資料編 p.7~11)

巻末付図 2 土砂災害の危険区域図(資料編 p.120)

第2節 社会的条件

1. 人口

総人口は、昭和20年代から昭和60年代にかけて、転入による社会増により増加してきたが、近年は、横ばい傾向を示し、令和2年の国勢調査の人口は、9,300人(うち外国人: 330人)となっている。世帯数は、3,436世帯(うち65歳以上高齢単身者世帯:332)、1世帯当たり人員は、2.70人/世帯と核家族化の傾向を示している。

年齢別の構成比(年齢不詳人口を含む)は、幼年人口(0~14 歳)は 9.4%、生産年齢人口(15~64 歳)は 54.4%、老年人口(65 歳以上)は 36.3%となっており、神奈川県の構成比 11.8%、62.7%、25.6%に比べ老年人口の割合が高くなっている。

平成27年の産業別就業人口の構成比は、第1次産業5.7%(対平成22年 2.9%減)、第2次産業40.3%(対平成22年 11.3%増)、第3次産業44.4%(対平成22年 16.2%減)となっている。(※国勢調査データは令和3年11月30日現在のもの)

[参照]資料 1.9~1.12 人口の推移, 年齢別人口の推移, 産業別就業別人口の推移, 自治会別人口(資料編 p.12~14)

2. 土地利用状況

本町の土地利用は、これまで農業的な土地利用が主となっていたが、最近では住宅及び工場等の都市的機能の集積が進み、東名高速道路秦野中井インターチェンジの周辺には、「グリーンテクなかい」の工業団地が整備されている。

土地利用についてみると、本町の面積 1,999.0ha のうち、令和2年度現在では、山林 (680.8ha) が 34.1%と最も大きな面積を占めており、次いで畑(540.7ha) が 27.0%、その他 (503.5ha) が 25.2%、宅地(233.1ha) が 11.7%、田(40.9ha) が 2.0%の順となっている。山林と田、畑で 63.1%である。

市街地は、県道 71 号(秦野二宮)とその旧道沿いの井ノ口地区と小田原市に隣接する南部の中村地区を中心に形成され、その間の台地部分に「グリーンテクなかい」等の産業用地が整備されている。また、幹線道路の沿道を中心に、新たな商業施設などの立地が見られる。

都市計画法による市街化区域は、11.3%にあたる 225ha が位置付けられ、用途別では住居系が 5.0%、工業系が 6.3%であり、その他は市街化調整区域となっている。土地区画整理事業等による面的な整備が進められているが、既成市街地の一部には面的整備の遅れている区域もあり、生活環境上や防災面の課題を抱える地域が見られる。

都市計画区域の状況

区分	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域全体	1,999	100.0
市街化区域	225	11.3
第一種低層住居専用地域	2	0.1
第一種中高層住居専用地域	45	2.2
第一種住居地域	45	2.2
第二種住居地域	9	0.5
準工業地域	29	1.5
工業地域	33	1.7
工業専用地域	62	3.1
市街化調整区域	1,774	88.7

※面積の表示は都市計画の告示面積に基づく (資料)まち整備課

3. 町の現況

本町は、多くの企業が進出をしており、「グリーンテクなかい」などへは町外から多数の 就労者が通勤し、昼間人口は県内でも非常に高い割合となっている。

県西をはじめ県内の雇用を確保する場として、本町は大きな役割を果たしており、通勤 範囲は近隣の拠点都市から次第に広がっている。

本町の広域行政のつながりは、1 市 5 町の足柄上地区と2 市 8 町の県西地域広域市町村圏に属しており、公共施設の相互利用、消防やごみ処理など、日常に係わる事務事業を共同で行っている。

[参照]資料 1.13~1.14 用途地域別面積, 地目別土地利用面積(資料編 p.15~16)

4. 交通

本町の広域的な幹線道路は、東側に県道 71 号(秦野二宮)が、西側に県道 709 号(中井羽根尾)が南北に、そして、県道 77 号(平塚松田)が東西に連結しており、既成市街地や新たな開発整備区域を地区幹線がはしご状に連結している。

本町の町道は17路線の幹線町道と、219路線の一般町道から構成されており、幹線町道は比較的高い整備状況となっている。

災害時には、建築物の倒壊や土砂災害から速やかに通行を確保する必要があり、「東名高速道路」「県道 71 号(秦野二宮)」「県道 77 号(平塚松田)」の 3 路線が、県地域防災計画において「緊急輸送路」として位置付けられている。町は、次の町指定緊急輸送路により、災害時において円滑な避難、救急・消防活動、輸送、緊急車両の通行等を確保していくものとする。

県及び町指定の緊急輸送路

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
路線名	区間	指定			
県道71号(秦野二宮)	町内全域	県指定			
県道77号(平塚松田)	町内全域	県指定			
県道 709 号(中井羽根尾)	町内全域	県指定			
町道 境平沢線	全域	町指定			
町道 インター境線	全域	町指定			
広域農道 小田原中井線	町内全域	町指定			

県道の状況

種別	路線名	実延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)
主要地方	県道 71 号(秦野二 宮)	5,426	5,426	100.0
道	県道 77 号(平塚松 田)	6,657	6,657	100.0
一般県道	県道 709 号(中井羽 根尾)	1,925	1,925	100.0
合計		14,008	14,008	100.0

(資料)県西土木事務所

町道の状況

種別	路線数	実延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)
1級	4	8,285	8,285	100.0
2級	13	22,003	22,003	100.0
その他	202	84,631	74,654	88.2
合計		114,919	104,942	91.3

(資料)まち整備課

都市計画道路の状況

種別	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長(m)
3·3·11	秦野二宮線	中井町井ノ口 字木戸	中井町井ノ口 字諏訪下	24.0	約 3,630
3·4·12	インター境線	中井町井ノ口 字上横原	中井町境 字清水	16.0	約 1,940
3.5.13	新南金目中井線	中井町井ノ口 字上ノ原	中井町境 字清水	12.0	約 850
1•4•1	厚木秦野道路 (246 号バイパス)	中井町井ノ口 字的台	中井町境別所 字大谷津	20.5	約 1,200

(資料)まち整備課

[参照]資料 1.16 道路の現況(資料編 p.18)

5. 防災環境

(1)建築物

町統計書によると令和2年度、町内において建設されている専用住宅棟数は、木造2,783棟、非木造375棟となっており、構造別では木造の比率が高い。

(2)危険物施設

本町の危険物保有施設は幹線道路周辺に集中してみられる。

(3)ライフライン

本町の水道は、豊富な地下水を水源とし、良好な水質により塩素消毒のみで浄水処理を行っている。

また、計画給水人口は、中井町人口ビジョンにおける目標人口推計から、平成 30 年度実績(給水人口:9578 人 1 日最大給水量 7,927 ㎡)に対して、中井町水道ビジョンの目標年度の令和 11 年度では 8,927 人、1 日最大給水量 7,574 ㎡に対応するため、水道施設規模の適正化や施設更新を進めているところである。なお、1 日 1 人当たり平均給水量は 593 リットルとなっている。(令和元年度)

下水道は、市街化区域について整備がおおむね完了し、市街化調整区域においても整備が進められている。

都市ガスは、東京ガス(株)により、一部の地域の企業に供給されている。そのほかの地域では、LPガスを使用している。

(4)広域避難場所(指定緊急避難場所・指定避難所)

町は、災害の発生から一時的に避難する場所を「指定緊急避難場所」として 5 箇所、 災害発生に伴う火災や家屋倒壊により、住居等を被災した町民に対する収容施設を兼 ね備えた避難所を「指定避難所」として 4 箇所指定されている。

(5)防災施設

本町の常備消防については、消防事務を小田原市へ委託し、町内には足柄消防署中井出張所が設置されており、職員数は20人となっている。

また、消防団は7分団組織されており、団員数は128人となっている。

(6)情報伝達

災害時に円滑な応急対策を実施するために、防災関係機関や住民の間の情報伝達 が重要である。本町では、防災行政無線(陸上移動局、屋外拡声子局、戸別受信機)が 設置されている。

[参照]資料 1.15,1.17 課税家屋数,水道事業の現況(資料編 p.17, 19) 巻末付図 3 指定緊急避難場所・指定避難所及び消防施設位置図 (資料編 p.121)

巻末付図 4 防災無線施設位置図(資料編 p.122)

6. 防災に関する現状と課題

(1)災害の未然防止

本町は豊かな自然環境に恵まれているが、大磯丘陵地に位置するため起伏が多く、 地形的にも地層が複雑に構成されており、治山・治水工事や急傾斜地崩壊防止工事に ついても、引き続き事業化の要望を県へ行っていく必要がある。

また、近い将来発生が危惧される大地震に備え、町有施設の耐震改修は、学校施設については完了しているが、その他施設等の耐震化も必要なことから、引き続き、住宅や民間特定建築物を含めた町内の建築物の耐震化率の向上を図っていく。

①治山・治水対策の促進

治山・治水事業として整備すべき箇所の検討を行い、採択を県に要望し、緊急度 に応じて治山・治水事業の促進を図る。

②宅地災害対策の促進

急傾斜地崩壊危険区域の指定及び事業採択を県に要望し、緊急度に応じて崩壊防止事業の促進を図る。

③開発への適正指導

各種開発事業者等に対し、都市計画法や建築基準法等の法規制を遵守させ、県 との連絡調整の下、適正な指導に努める。

④地震対策の推進

中井町耐震改修促進計画に基づき、住宅(平成 27 年度末耐震化率:68.1%)、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(平成 27 年度末耐震化率:88.8%)、緊急輸送路を閉塞させる可能性のある建築物(平成 27 年度末耐震化率:89.5%)、町有建築物(平成 27 年度末耐震化率:91.8%)、の耐震化を促進する。

(2)防災体制の充実

東海・県西部地震の切迫性が叫ばれる中で、災害時における対策の強化検討が求められている。災害発生した場合には、情報伝達機能の確保やボランティアを含めた支援活動との連携など、総合的な防災対策が必要となる。特に、地域での助け合いなど町民一人ひとりの果たす役割は大きく、地域における自主防災組織や防災リーダーの育成に努めるとともに、防災訓練などを通した自主的な防災体制の強化を進めて行く必要がある。

消防救急体制は、小田原市消防本部による常備消防を中心に、地域には7分団128人からなる消防団がある。消防団は火災、風水害、地震などの災害に備えており、地域

の防災時の核として重要な役割を果たしているが、年々団員の確保が難しくなっている。 救急出動件数は年々増加の傾向にあり、恒久的なヘリポート整備、救急救命土による搬送体制の充実など、救急業務の高度化が課題となっているが、消防の広域化により その課題解消を目指していく。

災害時に的確な対応と情報収集ができるよう、地域における自主的な防災活動の支援や防災施設の充実に努め、町民と行政が適切で迅速な行動ができるよう防災対策の総合的な推進を図っていく。

①自主防災組織活動の支援

災害時に町民、行政が一体となった対応が図れるよう、自主防災組織の充実と防災リーダーの育成に努めるとともに、地域ぐるみの防災訓練の実施、町内事業所との連携・協力、要配慮者への支援体制の整備など、対応力を備えた自主防災組織活動の展開に努める。

②防災施設の充実

災害時に正しい情報伝達ができるよう、地域防災無線を含めた総合的な機能充実を図る。また、災害時に指定緊急避難場所となる中井中央公園の防災施設の整備と、地域防災活動に必要な資機材の充実、耐震性防火水槽への敷設替えを推進する。

③連携・応援体制の整備

大規模な広域災害に対するため国、県、他市町村の連携・応援体制や、ライフラインを担う防災関係機関や流通事業所との協力体制の整備を図る。

④消防・救急体制の充実

消防広域化による消防・救急業務の充実に努める。

また、地域の防災活動に重要な役割を担う消防団活動への理解を促し、実効的な組織となるよう消防団員の確保と実情に応じた消防資機材の導入と更新を図る。

(3)都市基盤整備の推進

本町の市街地整備は、土地区画整理事業を基本に都市基盤整備が進められてきたが、既成市街地では、従来の住宅地を中心に、道路等の生活基盤の整備が不十分なところも見受けられ、一部には商店や工場などが混在する地域が残っている。このため、それぞれの地域特性を考慮しながら、居住環境を向上させるための市街地整備が課題となっている。

市街地整備にとって、中心市街地の形成は大きな課題だが、本町では面的整備により、商業機能等の集積を促進していくことは困難であるため、特色である水と緑豊かな環境を生かした都市住民との交流を促進することで形成される、交流の場づくりを通しての機能集積が求められる。

緑のオープン・スペースとしての公園は、中井中央公園が運動公園として整備され、スポーツ活動の広域施設としての役割を果たしているほか、規模の小さな 19 箇所の児童公園や5 箇所の広場的な公園がある。

公園を利用する人が増えている中では、町民や地域活動組織なども参加しての維持 管理について検討していく必要がある。

第3節 災害履歴

1. 地震被害

大正 12 年の関東大地震においては、死者 24 名、行方不明者 21 名のほか、家屋全壊 210 棟、同半壊 319 棟を記録している。

[参照]資料 1.18 関東大地震の字別被害(資料編 p.20)

2. 風水害

本町では、近年では河川の氾濫はないものの、河川の溢水、局所的な浸水が生じている。

[参照]巻末付図1 浸水予想区域図(資料編 p.119)

第3章 地震被害の想定

第1節 地震被害想定の目的と想定地震

1. 地震被害想定の目的

以下、「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)」より抜粋。

本被害想定調査の目的は、次のとおりである。

- ①地震学及び地震工学等の最新の知見や技術を用い、神奈川県の自然条件や都市 環境等の社会条件の特性を加味して、神奈川県に影響を与える地震による地震動 の大きさや人的、物的被害の想定を行う。
- ②神奈川県の地震に対する脆弱度を評価することにより、地域防災計画や地震防災 諸施策の検討の基礎資料とする。
- ③地震による被害の軽減目標と、その目標を達成するために必要な対策で構成する「神奈川県地震防災戦略」の見直しを行うための基礎資料とする。

2. 想定地震

神奈川県地震被害想定調査による想定地震は、11 地震であるが、本町に影響の大きい地震を、下表の6つの地震とした。

(神奈川県地震被害想定調査 想定地震選定の視点)

- ⑦地震発生の切迫性が高いとされている地震
- ①法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
- ⑦地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
- ②発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震

想定地震名	モーメント マク゛ニチュート゛	県内で想定される 最大震度	発生確率	選定の 視点
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を 中心に震度6強	(南関東地域のM7クラ スの地震が 30 年間で 70%)	P T
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で 震度6強	過去 400 年の間に同ク ラスの地震が5回発生	70
東海地震	8.0	県西地域で 震度6弱	南海トラフの地震は 30 年以内 70%程度	779
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で 震度6弱	南海トラフの地震は 30 年以内 70%程度	P T
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域 を中心に震度7	30年以内ほぼ0%~5% (2~4百年の発生間 隔)	٥
元禄型関東地震 (参考地震)	8,5	湘南地域・県西地域 を中心に震度7	30年以内ほぼ0% (2~3千年の発生間 隔)	1

地震の説明

都心南部直下地震

- ・首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。
- ・なお、県域を超えた広域応援や帰宅困難者対策等、横浜市、川崎市などの都市部が被災した場合に 必要となる応急対策や復旧・復興対策を検討する必要がある。

神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源域とする地震。

東海地震

・駿河トラフを震源域とする地震。神奈川県地域防災計画(マニュアル・資料)において地震の事前対策について位置付け、また、県内のおおむね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されている。

南海トラフ巨大地震

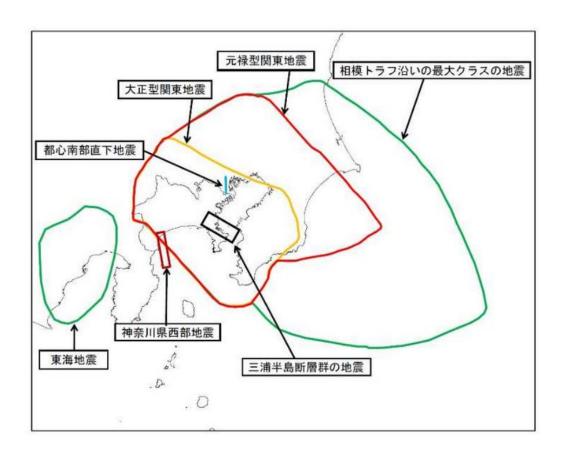
- ・南海トラフを震源域とする地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。
- ・なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっている。

大正型関東地震

・相模トラフを震源域とする地震。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としている。

元禄型関東地震(参考地震)

・相模トラフから房総半島東側を震源域とする地震。1703 年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震であるが、参考地震として被害量を算出している。



第2節 地震被害想定状況

本町における被害想定は次のとおりである。なお、被害想定は、「冬、平日、18 時」を想定条件としている。

被害想定結果一覧

				① 都心南部 直下地震	② 神奈川県 西部地震	③ 東海地震	④ 南海トラ フ巨大地 震	⑤ 大正型 関東地震	⑥ 元禄型 関東地震 (参考)
モーメント	マグニチュート	:	(Mw)	7. 3	6. 7	8. 0	9. 0	8. 2	8. 5
		揺れ	(棟)	30	*	0	*	2, 290	2, 290
	全壊棟数	液状化	(棟)	0	0	0	0	0	0
	王极保致	急傾斜地崩壊	(棟)	*	0	0	0	*	*
建物被害		計	(棟)	30	0	0	0	2, 290	2, 290
煙物做者		揺れ	(棟)	360	120	20	90	1, 160	1, 160
	半壊棟数	液状化	(棟)	0	0	0	0	0	0
	T-4001A-300	急傾斜地崩壊	(棟)	*	*	0	0	*	*
		計	(棟)	360	120	20	90	1, 160	1, 160
火災被害		出火件数		0	0	0		*	*
	焼失棟数	焼失棟数 (棟		0	0	0	·	170	170
		揺れ	(人)	*	0	0		110	110
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	·	0	0
	死者数	屋外落下物	(人)	0	0	0		0	0
		ブロック塀等	(人)	0	0	0		0	0
		屋内収容物	(人)	0	0	0		*	*
		火災	(人)	0	0	0	0	*	*
		計	(人)	*	0	0		120	120
	重症者数	揺れ	(人)	*	0	0		60	60
Ì		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	•	0	0
		屋外落下物	(人)	0	0	0	·	0	0
死傷者数		ブロック塀等	(人)	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物	(人)	0	0	0	0	*	*
		ā†	(人)	*	0	0	0	70	70
	中等症者数	揺れ	(人)	30	*	*	*	360	360
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0		0	0
		屋外落下物	(人)	0	0	0		0	0
		ブロック塀等	(人)	0	0	0	0	*	*
		屋内収容物	(人)	*	*	*	*	60	60
	軽症者数	計	(人)	30	10	*	*	420	420
		揺れ	(人)	50	20	*	10	320	320
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0			0
		屋外落下物	(人)	0		0		*	*
		ブロック塀等	(人)	0	0	0	0	*	*
		屋内収容物	(人)	*	*	*	*	90	90
		計	(人)	50	20	*	20	410	410

				① 都心南部 直下地震	② 神奈川県 西部地震	③ 東海地震	④ 南海トラ フ巨大地 震	⑤ 大正型 関東地震	⑥ 元禄型 関東地震 (参考)
モーメントマ	<u> グニチュード</u>		(Mw)	7. 3	6. 7	8. 0	9. 0	8. 2	8. 5
避難者数	1日目~3日目	避難所	(人)	300	70	10	60	3, 730	3, 730
		避難所外		200	40	*	40	2, 490	2, 490
	4日目~1週間後	避難所	(人)	180	60	10	50	2, 840	2, 840
		避難所外		180	60	10	50	2, 840	2, 840
	1ヶ月後	避難所	(人)	110	30	*	30	1, 520	1, 520
		避難所外		260	80	10	70	3, 550	3, 550
	*D# ####.	1日目~3日目	(人)	60	10	*	10	670	670
	避難者 (高齢者数)	4日目~1週間後	(人)	40	10	*	10	610	610
	(同野省数/	1ヶ月後	(人)	40	10	*	10	550	550
	波器字 / 声人	1日目~3日目	(人)	20	*	*	*	200	200
	避難者(要介護者数)	4日目~1週間後	(人)	10	*	*	*	180	180
	設省 款/	1ヶ月後	(人)	10	*	*	*	160	160
要配慮者	MC-PID	1日目~3日目	(人)	50	0	0	0	870	870
女癿愿句	断水人口 (高齢者数)	4日目~1週間後	(人)	0	0	0	0	450	450
		1ヶ月後	(人)	0	0	0	0	0	0
	断水人口	1日目~3日目	(人)	10	0	0	0	250	250
	(要介護者 数)	4日目~1週間後	(人)	0	0	0	0	130	130
		1ケ月後	(人)	0	0	0	0	0	0
	家屋被害	高齢者数	(人)	70	20	*	20	650	650
	多座 放音	要介護者数	(人)	20	*	*	*	190	190
	直後		(人)	1, 570	1, 570	1, 570	1, 570	1, 570	1, 570
帰宅困難者数	1日後		(人)	0	0	0	0	1, 570	1, 570
	2 日後 (人)		(人)	0	0	0	0	1, 570	1, 570
自力脱出困難者(要救出者) (人)		*	0	0	0	240	240		
	上水道	被害箇所数	(箇所)	*	*	*	*	70	70
		断水人口	(人)	1, 690	510	60	450	9, 270	9, 270
	下水道	被害延長	(km)	*	*	*	*	*	*
		機能支障人口	(人)	250	150	120	150	1, 010	1, 010
ライフライン		供給停止件数	(戸)	0	0	0	0	80	80
	LPガス	供給支障数	(戸)	30	0	0	0	70	70
	電力	停電件数	(軒)	10, 620	10	0	*	10, 620	10, 620
	通信	不通回線数	(回線)	2, 970	*	0	*	3, 000	3, 000
		携帯電話		×	_	_	_	X	X
その他	エレベータ停	止台数	(台)	10	*	*	*	10	10
	災害廃棄物量	建物被害	(万トン)	2	*	*	*	41	41
経済被害	直接被害額		(億円)	120	30	*	20	1, 730	1, 730

要配慮者 要介護者:要介護3以上 高齢者:75歳以上

[参照]資料 1.20 地震被害想定結果(資料編 p.24~25)

(参考)神奈川県地震防災戦略

神奈川県防災会議が策定する県地震防災戦略は、県及び町が防災・減災の取組を進める上での指針となるものであり、「減災目標」を定め、その目標を達成するために必要な対策について、数値目標や減災効果等を明示し、戦略的に防災・減災対策に取り組むための行動計画となっている。

また、「県民のいのちを守る」ことを最優先に考え、死者数の軽減を減災目標としており、 防災・減災対策を推進するに当たっては、自らの身を自ら守る「自助」、地域などで互いに 協力し助け合う「共助」、県・市町村・国等が行う「公助」が連携し一体となって取り組んでい くことが必要なことから、住民や事業者等の取組も、県地震防災戦略に位置付けて、県、 町や国、事業者などの関係機関と連携しながら取組を進めている。

■減災目標:大正型関東地震による死者数のおおむね半減

■基本的な考え方

- ○「県民のいのちを守る」ことを最優先に考える
- ○自助・共助・公助が一体となった取組の推進

重点施策一覧

重点施策1	住宅の耐震化
重点施策2	多数の者が利用する建築物の耐震化
重点施策3	防災拠点となる公共施設等の耐震化
重点施策4	屋内収容物等の耐震対策
重点施策5	防災訓練の実施(揺れ対策)
重点施策6	崖崩れ等の対策
重点施策了	防災知識の普及・啓発
重点施策8	防災教育の強化
重点施策9	ハザードマップ等による意識啓発
重点施策 10	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援(揺れ対策・
	津波対策)
重点施策 11	企業の防災に関する取組への支援
重点施策 12	地域住民による救護活動の実施への支援
重点施策 13	医療救護訓練の実施
重点施策 14	災害時医療救護体制の整備
重点施策 15	大規模災害時の広域医療搬送体制の整備
重点施策 16	道路・橋りょう・鉄道の整備
重点施策 17	帰宅困難者対策
重点施策 18	津波避難に関する啓発
重点施策 19	津波からの一時避難施設や避難路等の整備
重点施策 20	防災訓練の実施(津波対策)
重点施策 21	海岸保全施設等の整備
重点施策 22	要配慮者の避難・安全確保に関する対策
重点施策 23	県民等への情報発信体制の整備
重点施策 24	建物の防火・不燃化対策
重点施策 25	防災訓練の実施(火災対策)
重点施策 26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援(火災対策)
重点施策 27	上水道施設の整備
重点施策 28	市街地の整備
重点施策 29	避難場所・避難路等の整備
重点施策 30	消火活動体制の強化
	

第4章 計画の推進主体とその役割

第1節 計画の進め方

地域の防災力を向上させるためには、町、県、町民、企業、その他の防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本である。また、国の支援も重要である。

地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画は、長期的には災害に強いまちづくりを 進めながら、都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前対策を進めること、 想定される被害の様相に対応した応急活動計画を定め、その実効性を確保するための訓 練等に努めることが求められる。

災害が発生したときには、町民や地域の主体的な取組と、町の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減・減少させることになる。

そのため、町民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるという「自助・共助」の認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加などの事前の準備を行うとともに、災害の発生時には、自らの安全を守る行動、初期消火活動、要配慮者の救助、避難所における自発的行動など、地域の防災組織、消防団、町等と連携した防災活動を実施することが重要である。

また、男女双方の視点や要配慮者などの多様な視点に配慮して進めることが重要であり、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を意識した計画の推進に努める。

町は、地域防災計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急活動対策の状況を把握し、応援体制を活用する等、防災活動を機動的に推進することが重要である。

このように、地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画は、いずれの場面であっても、 関係者の主体的な取組と連携が大切である。そこで、平常時においては、中井町地域防災 会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗を図る。

災害発生時には、町、県等の防災組織の災害対策本部において、応急活動対策の調整 を行う。

第2節 防災関係機関の実施責任

災害応急対策を推進するに当たって、町、県、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりである。

1. 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な自治体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務、又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第3節 町民等の役割

1. 町民

- (1)「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、7 日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄や家具等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、自らが防災対策を実施するとともに、災害教訓の伝承に努める。
- (2)「皆のまちは皆で守る。」ため、自主防災組織の活動への積極的な参画に努める。
- (3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努める。
- (4) 災害が発生した場合には、地域において相互協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努める。

2. 企業

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄、 消火、救出救助等のための資機材の整備、さらに、従業員の防災訓練や防災に関す る研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、 地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体 制を整備するように努めるとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対 応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する などの防災活動の推進に努める。
- (3) 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うように努める。

3. 災害ボランティア

- (1)災害ボランティアは、日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力、参加し、関係者との連携を深めるように努める。
- (2)災害ボランティアは、災害等の活動の際には、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、 ごみは持ち帰るなど、自己完結型の活動に努めるとともに、被災地及び被災者の状況 を把握し、被災者の心情を勘案して活動するように努める。また、ボランティア団体相 互の連絡を取り合い、効果的な活動に努める。
- (3)なお、町、県及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるように、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1. 町及び消防本部

(1)町

- 防災組織の整備及び育成指導
- •防災知識の普及及び教育
- ・災害教訓の伝承に関する啓発
- 防災訓練の実施
- ・防災施設の整備
- ・防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- ・消防活動その他の応急措置
- •避難対策
- ・災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ・被災者に対する救助及び救護の実施
- •保健衛生
- 文教対策
- •被災施設の復旧
- ・その他の災害応急対策
- •その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2)小田原市消防本部

- ・災害の警戒及び防御
- ・救出、救援及び救急
- ・災害情報の収集及び伝達
- •災害応急対策
- ・県下消防機関への応援要請
- ・緊急消防援助隊への応援要請

2. 県の機関

(1)県西地域県政総合センター

- 所管管内の市町、県機関及び関係機関等の総合調整
- ・広域防災活動拠点の運営
- ・県西現地災害対策本部構成機関の所管に係る災害応急対策の実施
- ・所管区域内の被害状況及び災害応急対策実施状況等の収集、取りまとめ及び報告並びにその他の災害情報の収集
- ・所管区域内の県機関及び関係機関等に対する県災害対策本部の指令等の伝達
- ・広域防災活動備蓄拠点の運営
- •その他必要な災害応急対策

(2)小田原保健福祉事務所足柄上センター

- ・管内の医療機関の被災状況、救護所等における医療ニーズに関する情報収集、整理
- ・地域災害医療対策会議の開催
- 医療品、衛生材料及び各種資材の備蓄、調達あっ旋
- 各種消毒の指導
- ・細菌及び飲料水の水質検査
- •そ族昆虫駆除の指導
- ・感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動

- ・災害救助食品の衛生
- ・罹災者の医療及び助産その他の保健衛生
- •保健師の派遣

(3)県西教育事務所

- 管内区域の学校等の被害調査及び災害復旧
- ・災害時における管内区域の教育対策

(4)県西土木事務所

- ・降水量及び水位等の観測通報
- ・洪水予報及び水防警報の受理及び通報
- 水防管理団体との連絡指導
- •河川、道路及び橋りょう等の災害状況の調査、被害施設の復旧及び道路啓開

(5)湘南家畜保健衛生所

・災害時における管内区域の家畜の保健衛生

(6)松田警察署

- 被災者の救出救助、警備対応
- ・緊急交通路の確保等の交通対策

3. 指定地方行政機関

(1)関東財務局(横浜財務事務所)

- ・災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
- ・災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- ・主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
- ・地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付

(2)農林水産省関東農政局(神奈川拠点)

- ・農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
- ・応急用食料等の支援に関すること
- ・食品の需給・価格動向等に関すること

(3)関東森林管理局

- ・国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成
- ・災害復旧用材(国有林材)の供給

(4)関東経済産業局

- 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- ・商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- ・被災中小企業の振興

(5)関東東北産業保安監督部

・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保安確保

(6)関東運輸局(神奈川運輸支局)

・災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

(7)東京航空局(東京空港事務所)

- ・災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
- ・遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- ・特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底

(8)東京管区気象台(横浜地方気象台)

- ・気象・洪水等に関する注意報、警報及び情報の関係機関への伝達
- ・注意報、警報等の伝達体制の整備

- ・気象災害の発生に関する調査の実施
- ・気象観測の実施及び観測施設の維持管理
- ・気象災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言
- ・気象庁が発表する緊急地震速報について、利用の心得などの周知・広報
- ・南海トラフ地震に関する情報の通報並びに周知
- ・風水害や地震に係る防災訓練の実施及び関係機関との協力
- 発災後の各種情報提供、専門職員の派遣及び照会対応
- ・噴火警報等の伝達及び火山災害の防止に関する調査の実施
- ・復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説

(9)総務省関東総合通信局

- 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- ・災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
- ・非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の 指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置 (臨機の措置)の実施
- •電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(10)神奈川労働局

・工場事業場における労働災害の防止

(11)国土地理院関東地方測量部

- ・災害時等における地理空間情報の整備・提供
- ・復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- ・ 地殻変動の監視

(12)関東地方整備局

- ・防災上必要な教育及び訓練
- ・水防に関する施設及び設備の整備
- ・災害危険区域の選定
- ・災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
- ・災害に関する情報の収集及び広報
- •水防活動の助言
- ・災害時における交通確保
- ・災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
- ・災害復旧工事の施工
- ・再度災害防止工事の施工

(13)南関東防衛局

- ・所管財産の使用に関する連絡調整
- ・災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ・在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(14)関東地方環境事務所

- ・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- ・廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ・放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援
- ・行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、 提供等

4. 指定公共機関

- (1)電信電話機関(東日本電信電話株式会社神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・デコモ神奈川支店)
 - 電気通信施設の整備及び点検
 - ・電気通信の特別取扱い
 - ・電気通信施設の被害調査及び災害復旧

(2)日本銀行(横浜支店)

・災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること

(3)日本赤十字社(神奈川県支部)

- •医療救護
- •こころのケア
- ・救援物資の備蓄及び配分
- 災害時の血液製剤の供給
- ・義援金の受付及び配分
- ・その他災害救護に必要な業務

(4)日本放送協会横浜放送局

- 気象予報、警報等の放送周知
- 緊急地震速報の迅速な伝達
- ・災害状況及び災害対策に関する放送
- 放送施設の保安

(5)東京電力パワーグリッド株式会社

- ・電力供給施設の整備及び点検
- ・災害時における電力供給の確保
- •被災施設の調査及び復旧

(6)東京ガスグループ

- ・ガス供給施設の耐震設備
- ・被災地に対する燃料供給の確保
- ・ガス供給施設の被害調査及び復旧

(7)中日本高速道路株式会社(東京支社)、東日本高速道路株式会社(関東支社)

- 道路の耐震整備
- •道路の保全
- •道路の災害復旧
- ・災害時における緊急交通路の確保

(8)日本郵便株式会社

- ・災害時における郵便物の送達の確保
- ・救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の 料金免除
- ・被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ・被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
- 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
- ・被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応急融資

(9)KDDI株式会社

- ・電気通信施設の整備及び保全
- ・災害時における電気通信の疎通

- (10)日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)
 - ・災害対策用物資の輸送確保
 - ・災害時の応急輸送対策

5. 指定地方公共機関等

- (1)自動車運送機関(神奈川中央交通㈱、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般 社団法人神奈川県タクシー協会)
 - 被災地の人員輸送の確保
 - ・災害時の応急輸送対策
- (2)公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法 人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県栄養士会、公益社団法人神奈川県 看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構
 - •医療助産等救護活動の実施
 - ・救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (3)放送機関(㈱アール・エフ・ラジオ日本、㈱テレビ神奈川、横浜エフエム放送㈱、㈱ジェイコム湘南・神奈川、湘南ケーブルネットワーク㈱
 - •気象予報、警報等の放送周知
 - ・緊急地震速報の迅速な伝達
 - ・災害状況及び災害対策に関する放送
 - •放送施設の保安
- (4)新聞社(㈱神奈川新聞社)
 - ・災害状況及び災害対策に関する報道
- (5)公益社団法人神奈川県LPガス協会(足柄支部)
 - ・ガス供給施設の耐震整備
 - ・被災地に対する燃料供給の確保
 - ・ガス供給施設の被害調査及び復旧

6. 公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者

- (1)かながわ西湘農業協同組合
 - •町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - 農作物災害応急対策の指導
 - 被災農家に対する融資、あっ旋
 - ・農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋

(2)足柄上商工会

- ・町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- ・救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (3)一般社団法人足柄上医師会、足柄歯科医師会、公益社団法人小田原薬剤師会足 柄上支部
 - 医療助産等救護活動の実施
 - ・救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供

(4)中井町社会福祉協議会

- ・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資あっ旋
- ・ボランティアの受入れ及び活動支援
- •町及び自主防災組織等が行う避難行動要支援者対策への協力

(5)一般社団法人足柄建設業協会

- ・道路、橋りょうの震災復旧体制検討への協力
- ・救出活動等における重機、車両の協力
- ・道路、橋りょう等の震災復旧への協力
- ・応急仮設住宅の建設等への協力

(6)金融機関

・被災事業者等に対する資金融資

(7)学校、こども園、保育所等

- ・避難施設の整備及び避難訓練の実施
- ・災害時における応急教育対策計画の確立と実施

(8)自治会(自主防災会)

- ・町が実施する応急対策への協力
- ・防災に関する知識の普及
- ・地震等に対する災害予防
- ・地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策
- ・地域における被害情報等の収集、伝達
- ・避難所運営委員会への参画
- ・防災訓練の実施
- •防災用資機材の備蓄

(9)病院等医療施設の管理者

- ・避難施設の整備、避難確保計画の策定及び避難訓練の実施
- 災害時における入院患者等の保護及び誘導
- ・災害時における病人等の受入れ及び保護
- ・災害時における被災負傷者の治療及び助産

(10)社会福祉施設の管理者

- ・避難施設の整備、避難確保計画や非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施
- ・災害時における入所者の保護及び誘導

(11) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- •安全管理の徹底
- •防護施設の整備

7. 自衛隊

- •防災関係資料の基礎調査
- ・自衛隊災害派遣計画の策定
- 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- ・人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
- ・災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

8. 町民及び企業

(1)町民

- ・食料・飲料水・生活必需品等の備蓄
- ·家具等の転倒防止等安全対策の実施
- ・家族の連絡体制、行動についてのルールづくり
- ・自主防災組織の活動への参画
- ・防災訓練や防災に関する研修等への積極的な参加
- 情報の入手、出火の防止、初期消火等

(2)企業

- ・施設や設備の耐震性の確保
- ・食料・飲料水等の備蓄
- ・消火、救出救助等のための資機材の確保
- ・防災訓練や防災に関する研修等
- ・帰宅困難時の事業所における従業員の保護
- ・災害対策責任者を定め、災害時の従業員の責務、行動を明確化
- ・町民及び自主防災組織との連携による地域における防災活動への参加体制の整備
- ・災害時の、町民及び自主防災組織との連携による情報収集及び伝達、救出救護、 応急手当、避難誘導等の実施
- 早期に重要機能を回復し、事業を継続させていくための計画の策定

第5節 防災組織

町、県、防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、防災会議等の防災上重要な組織を整備するとともに、相互の連携強化を図る。

1. 防災組織

(1)中井町防災会議

①設置の根拠

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条

②所掌事務

- ・中井町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- ・中井町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集 すること。
- ・前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

③組織

会長=町長

委員

- ・指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- •神奈川県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
- •神奈川県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
- ・町長がその部内の職員のうちから任命する者
- •教育長
- •消防団長
- ・指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- ・その他必要と認める機関の職員のうちから町長が委嘱する者

(2)中井町災害対策本部

①設置の根拠

災害対策基本法第23条

②月於

中井町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

③組織

本部長=町長

副本部長=副町長、教育長

部長及び班長=課長等

2. 防災関係機関の防災組織

町域を所管し又は町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、防災計画及び防災業務計画の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

3. 自主防災組織

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図る。

4. 災害ボランティアの体制づくり支援

町は、平常時に活動している日本赤十字社や社会福祉協議会等に登録されているボランティアが、災害ボランティアとして活動できるように、「かながわ県民活動サポートセンター」等と連携し、災害ボランティアの体制づくりを支援する。

第2編 地震災害対策編

第2編 地震災害対策編

第1章 都市の安全性の向上

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

1. 計画の方針

人々が安心して生活し、社会・経済活動を行うためには、都市の安全性の確保を基本と し、自然環境との共生を踏まえて、都市の質の向上を図ることが大切である。

町は、地震、土砂災害、洪水等の災害情報を住民と共有し、危険を回避した土地利用を進めるとともに、住宅密集地域の解消、建築物の耐震不燃化の促進、狭あい道路の解消等により災害に強い都市づくりを推進していくために、限られた財源の中で、修復型・改良型の手法による整備を長期的、計画的に推進することにより、防災都市づくりに努める。

2. 計画的な土地利用の推進

町の安全性を高めるため、「中井町都市マスタープラン」等に基づき、防災に配慮した総合的かつ計画的な土地利用を推進する。

3. 災害に強いまちづくりの促進

「神奈川県国土強靭化地域計画」と整合を図った「中井町国土強靭化地域計画」を踏まえ、幹線道路や橋りょう、河川、公園や緑地帯などハード面の整備による避難路や避難地の確保を図るとともに、住民等とのまちづくり活動を通してソフト面からの地域防災力の強化にも努める。

4. 危険を回避した土地利用

自然災害から住民の生命、財産を守るために、自然災害の発生する危険性が高い地区 についての情報を的確に住民に伝えるとともに、法に基づく規制制度などを活用するなど、 住民と行政が協力して自然災害を回避した安全な土地利用を促進する。

5. 市街地の整備

町は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図る土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画的な市街地整備を促進することにより、広幅員道路、公園緑地の整備や電線類の地中化等、市街地の防災性の向上に努める。

第2節 防災空間の確保

1. 計画の方針

身近な避難場所や救援活動の場、応急仮設住宅建設候補地、延焼遮断帯となる公園や児童遊園等といったオープン・スペースを市街地の中に十分に確保するとともに、防災拠点となる都市公園の防災機能の向上を図る整備と適切な維持管理を進める。

2. 公園の整備

公園は、うるおいのある快適な生活環境の形成、コミュニティの醸成、健康づくり等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所、火災延焼の防止、救援活動の場など防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として、避難地や救護活動拠点としての防災機能を兼ねた公園として、避難誘導表示やバリアフリー化の取組、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水等備蓄倉庫など防災拠点としての機能向上に向けた整備に努める。

3. 道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず災害時においては、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設・拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープン・スペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。

このため、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、必要に応じ整備を促進する。

4. 農地等の整備

延焼防止や水確保の機能を果たす農道、水路等の基盤整備を進めるとともに、災害時に避難地等としても活用可能な防災に資する空間としての農地の整備に努める。

第3節 道路、橋りょう等の安全対策

1. 計画の方針

道路及び橋りょうは、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時には、 避難路、緊急物資の輸送、救助・救急や消防活動などの緊急活動の迅速、円滑な実施に 重要な役割を果たすほか、防災空間を確保し火災の延焼を防止するなど、多様な機能を 有している。

そのため、災害時におけるこれらの機能を確保するため、道路構造物・橋りょう・舗装の定期的な点検を実施し適切な維持管理に努め、自然災害に対する安全度の向上を図る。

2. 道路の整備

災害時に道路が安全かつ確実に機能するよう、毎年、道路法面の点検を実施する中、 防災の視点を重視した道路の構造の強化、安全対策の充実、日常管理の徹底とともに、 定期的な道路構造物の点検を実施し適切な維持管理に努める。

また、県等と協力して、道路利用者への災害情報の提供体制や集落の孤立を防ぐため、緊急避難路や迂回路に活用できる農道の整備や安全確保に努める。

3. 橋りょうの補修

町内の橋りょうのうち、老朽化した橋りょう及び耐震性の低い橋りょうについては、震災発生時における避難、緊急物資の輸送などの緊急活動の円滑な実施を確保するため、補修等により整備促進、落橋防止対策などを実施する。

第4節 崖崩れ対策等の推進

1. 計画の方針

豪雨や地震などに起因して発生する崖崩れ、土石流の土砂災害に備えるため、土砂災害防止施設の整備を計画的に進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定による土砂災害警戒区域や避難場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

2. 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定等及び地域住民への周知 徹底

県は、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を調査し、土砂災害警戒区域等の指定内容等を公表するとともに、特に、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある土砂災害特別警戒区域については、住宅宅地分譲等の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等による対策を行う。

町は、ハザードマップ等により、土砂災害警戒区域等の指定内容や、円滑な警戒避難 を確保する上で必要な事項を住民に周知する。

3. 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止

県は、急傾斜地崩壊危険区域において、住宅の立地状況のほか、福祉施設などの有無も考慮し、優先度の高い箇所から順次、土砂災害防止施設の整備を計画的に進めるとともに、指定区域について標柱及び標識板等やインターネットによる周知を図る。また、パトロール等を実施し、指定区域の管理及び保全について制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告等を行う。

4. 警戒•避難対策等

町は、地震後の降雨による土砂災害にも備えるため、土砂災害警戒区域等における警戒・避難対策として、土砂災害警戒情報等を用いた避難指示等の発令基準及び発令対象区域を設定するとともに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進める。

また、土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、必要に応じて点検・パトロール等を 行う。

5. 要配慮者関連施設の土砂災害防止対策

県は、高齢者、障がい者等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利用施設)を、土砂災害から守るため早期に土砂災害防止施設の整備や施設や町が実施するソフト対策を進める箇所としており、町は、施設の管理者等に対して情報を提供するとともに、防災体制の整備に努める。

また、中井町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者による、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画作成や、当該計画に基づく避難誘導等の訓練の実施など避難体制の整備を図る。

6. 点検・補修の指導奨励

町は、急傾斜地崩壊危険区域の点検を奨励するとともに、必要な補修を行うよう、土地管理者へ指導の徹底を図るものとする。

[参照]資料 1.7 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)(資料編 p.8~10) 巻末付図 2 土砂災害の危険区域図(資料編 p.120)

第5節 ライフラインの安全対策

1. 計画の方針

電気・水道・ガス・下水道等のライフラインは、日常生活の中で必要不可欠なものであり、 災害によりそれらの施設が被害を受け、破損した場合、都市機能そのものがマヒするおそれがある。そのため、各管理者は施設の安全性の向上を図るとともに、施設の多重化や代替設備の整備などに努める。

2. 給水施設の安全性の向上

地震時における断水域の縮小、応急復旧の迅速化を図るため、給水施設の被害をできるだけ少なくすることを目標に、配水池等主要水道施設の耐震化や、基幹管路の耐震管への布設替え等を促進するとともに、非常用飲料水貯水槽や鋼板プール、ろ過器等の応急給水設備の点検整備に努める。

また、災害時における飲料水の確保に努め、関係事業者間の連携、応援協力体制の整備に努める。

[参照]資料 2.1 給水施設一覧(資料編 p.26)

3. 下水道施設の安全性の向上

大規模地震発生時におけるトイレ機能の確保と、道路陥没や交通障害等による人命への影響を防止するため、幹線管きょより計画的に耐震診断及び耐震化を進める。

4. 電気、ガス、電話・通信施設の安全性の向上

電気、ガス、電話・通信事業者は、各施設について、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝等の整備等、一層の防災性の向上に取り組む。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、孤立化防止対策も踏まえた施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進める。

第6節 液状化対策

1. 計画の方針

液状化による被害の軽減を図るため、適正な土地利用の推進、液状化対策の普及に努める。

2. 適正な土地利用の推進

アボイドマップ(災害予測地図)や県の地震被害想定調査等の結果を踏まえ、液状化の可能性のある地区の周知を図るとともに、建築時の適切な対策工法の広報に努める。

3. 液状化対策の普及

国の「小規模建築物等のための液状化マップと対策工法」や県が策定している「建築物の液状化対策マニュアル」等を活用し、地盤の改良や、構造物における対策工法等の各種対策の普及に努める。

第7節 危険物施設等の整備

1. 計画の方針

危険物、高圧ガス、火薬類、毒・劇物等の施設は、取り扱う物質の性質上、地震時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じる可能性がある。このため、施設の耐震化の促進とともに、県や関係団体とともに事業所の自主保安体制などをはじめとする安全確保対策の拡充強化に努める。

2. 事業所に対する指導

県と協力して、危険物施設等の事業者に対し、施設・設備の耐震化を指導するとともに、 地震発生時の環境安全を図るため、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施など、 必要な対策を講じるよう指導する。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促 進する。

3. 各事業所の措置

各事業所は、危険物施設等からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、施設等の耐震化、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備など必要な措置を行う。

第8節 建築物の安全確保対策

1. 計画の方針

宅地の耐震化の推進、既存建築物の耐震性に配慮した建替えや計画的・重点的な耐震性の向上に取り組むとともに、ブロック塀等の倒壊防止、落下物等の防止に努める。

また、住宅の耐震化を進めるため、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建替え等の促進に努める。

2. 法や計画に基づく耐震化の促進

町は、県と協力して既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて、多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震改修の指導・助言や普及啓発を実施するとともに、計画的、総合的に耐震化を促進させるための施策をとりまとめた「中井町耐震改修促進計画」に基づき耐震化を推進する。

また、町は、民間木造住宅(建築確認が昭和 56 年以前)の耐震改修工事、一部屋耐震化、耐震診断の促進、危険ブロック塀の除去に関する取組を進める。

3. 耐震相談等

町は、県と協力して町民の耐震相談に的確に対応できるよう、建築関係団体との連携を図りながら、耐震診断・耐震改修の普及啓発を図る。

4. 普及啓発

町は、県と協力して建築物の安全性を向上させるため、新築あるいは改修工事等における工事監理の重要性を認識させることにより、建築物そのものの耐震・耐火性能の確保を図る。また、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止など建築物の安全確保対策や非常食・飲料水の備蓄などの防災対策について、啓発資料・パンフレットやホームページの活用、戸別訪問、セミナー・講演会、防災マップの整備や防災訓練の機会を活用して、普及啓発に努める。

5. 町有施設の耐震化の取組

町有施設の防災対策上の拠点となる防災上重要な町有建築物については、耐震化率は 100%となっており、引き続き他の町有建築物の新耐震設計基準以前の建築物の耐震化を進めていく。

6. 民間施設の耐震化

木造建築物等の耐震施策について、引き続き、周知、啓発し、必要に応じた建物の補強や建替等の適切な対応を促し、被害の軽減に努める。

また、学校、社会福祉施設、病院など大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物などの耐震化を促進する。

7. 落下物等の防止対策

建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、屋上給水塔、屋上広告、看板、窓ガラス等の落下物やブロック塀等について、設置者に対し、震災対策の観点からの安全対策について普及啓発を図っていく。

8. その他

町は、避難場所、避難路等の周辺建物の耐震化促進策を推進するとともに、建物の防火対策として、感震ブレーカー等の設置促進や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を進めるための安全基準の普及啓発を進める。

また、町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設について、耐震性の向上等、安全性の確保に努める。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

1. 計画の方針

災害時の応急対策の迅速かつ的確な対応を図るためには、災害・被害等の情報の収集・提供及び共有が不可欠であり、災害時に情報の収集・連絡等が円滑に行えるよう、町防災行政無線局や各種連絡体制の充実に努める。また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用を図る。

町は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネット、防災行政無線等の通信手段の整備などにより、企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集・提供体制の整備に努める。

町は、住民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等について、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図る。

町は、Lアラート(災害情報共有システム)を利用して発信する災害関連情報等の多様 化や情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。また、よりきめ細かな災害情報 収集、伝達体制の検討を行い、災害情報システムの再構築と多重化を行う。

2. 災害情報受伝達体制の整備

住民等への確実な情報伝達のため、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALE RT)及びLアラート(災害情報共有システム)の着実な運用に努めるとともに、災害時の情報収集・提供体制の一層の強化を進める。

また、防災行政無線の運用にあたり、必要となる無線従事者を養成し、無線局の運用体制の充実を図る。

さらに、町職員は、職員行動マニュアルを活用し、災害時における必要な情報収集要領、 連絡先等の情報連絡体制について習熟を図る。

3. 被災者支援に関する情報システムの構築等

町は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、 被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の 整備に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努める。

4. 住民等への情報提供等

町は、住民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種 通信手段の活用を図る。

また、NTT東日本が運用する災害用伝言ダイヤル「171」等や携帯電話事業者等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

5. 災害時の情報受伝達に関する協力体制の強化

災害時において、種々の方面から情報収集できるよう、タクシー業者等情報提供団体との協力関係を確立するとともに、NTT 東日本等の通信事業者等の防災関係団体との連携強化を図る。

また、報道機関(テレビ、ラジオ、新聞など)の協力のもと発災時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図る。

6. システムの適切な管理及び操作の習熟

町は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機 材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的 に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

1. 計画の方針

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するために、災害情報を一元的に把握し、 共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるととも に職員連絡網の整備、職員用活動マニュアルの習熟、訓練の実施により、活動要員が迅 速に参集・対応できるよう体制の強化に努める。

2. 災害対策本部の組織体制の充実

被害の実態、被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、必要に応じて、災害対策本部等の防災組織体制の見直しを図り、体制の充実に努める。

また、防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努める。

3. 災害対策本部室の代行機能の充実

災害対策本部室が被災した場合を想定して、代替施設の確保や代替場所への通信機材の整備、職員の搬送手段の確保など、災害対策本部代行機能の充実を図る。

4. 職員行動マニュアルの習熟及び職員連絡網の整備

職員は、災害時の円滑な応急対策の実施が図れるよう、日頃から災害活動職員行動マニュアルの習熟に努める。

また、短時間に全職員に連絡する体制の整備が必要であるため、各課においては、毎年災害時動員名簿及び災害時連絡系統を作成しておくものとする。

5. 応急対策用資機材の確保等

町は、災害応急対策を実施するうえで必要な資機材を購入・備蓄するとともに、災害時に、関係機関、町内業者から調達できるよう協定の締結等により協力体制の充実を図る。

また、あらかじめ定められた災害時動員名簿等により、災害対策に従事する職員が着用する防災用の装備や防災服等を、全職員を対象に整備する。

6. 関係機関との連携強化

災害が発生し、災害対策本部を設置した場合は、県災害対策本部、ライフライン事業者等防災関係機関との連携による応急対策が必要となるため、平常時より、それらの関係機関との情報連絡体制等の強化に努める。

7. 業務継続体制の確保

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の 充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、 十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。また、通信途絶時に備えた 衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努める。

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定して、応急活動の拠点となる施設など への太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を推進する。

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

1. 計画の方針

震災時には、火災や建物・ブロック塀の倒壊・落下物等により、多数の救助・救急事故が発生することが予想されるため、関係各機関と連携のもと、必要な資機材・食料・燃料等の確保を行うなど、救助・救急体制の強化に努める。

救助・救急、消火活動などにおいて、相互に広域的、機動的活動を支援するため、応援部隊の受入施設の整備、応援のための訓練、情報交換などを推進する。

地震時における火災防止思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者や防火管理者等へ消火、防火教育を行う。

緊急消防援助隊との連携を図るなど、消防広域応援体制を強化するとともに、警察、自衛隊との協調、医療機関との連携強化を進める。

2. 救助体制の整備

震災時において予想される建物倒壊、ブロック塀・門柱倒壊等の災害に対応するため の資機材(エンジンカッター、油圧式救助器具等)を、消防署等において整備するほか、 震災時を想定した救助訓練に努める。

また、大規模な災害により、多数の救助事態が発生した場合、町民相互の協力による救助が必要となるため、自主防災会や各家庭等におけるバール、のこぎり等の資機材の備蓄の呼びかけ等を実施し、救助体制の強化に努める。

さらに、地震災害や崖崩れ等による倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

3. 救急体制の整備

医療救護班の組織的な活動が開始されるまでの間は、救急隊による救助が主体となり、消防署においては、これら救急隊が応急救護用として使用する資機材の整備に努める。

また、大規模な災害により、医療救護班、救急隊が不足する場合は、住民による応急手当てが必要となるため、町は、応急手当等に関する講習会を開催し、応急手当の知識・技術の普及に努める。

4. ヘリコプター等の活用

災害時の要員や物資の輸送、救助、重傷者の搬送等に、県と連携してヘリコプターの 活用体制を整備する。

また、応急対策における機動性を高めるために、無人航空機(ドローン)の運用について検討する。

5. 常備消防力等の強化

町における常備消防力は、小田原市消防本部足柄消防署(中井出張所)を擁し、災害に備えており、災害時において消防力を最大限有効に活用するため、消防計画に基づく訓練を実施し、有事即応体制の確立を図っている。

しかし、大規模な災害により、同時多発的、広域的に火災が発生した場合、常備消防力のみでは対応に限界があるため、消防力の増強と並行しながら、自主防災会等地域住民による出火防止、初期消火の徹底を図る。

6. 町消防の強化

町は、地震時における広域的な火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な 実施を図るため、事前に計画を策定する。

また、出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図る。

7. 地震火災用資機材の整備

震災時に、常備消防力の最大限有効な活用を図るため、消防署では消防部隊の効果 的運用を図るための部隊運用資機材等を整備する。

8. 消防水利の整備

大規模な地震が発生した場合、管路の破損等により消防水利の中枢である消火栓の機能は、ほとんど失われることが予測されることから、防火水槽・プール等の機能維持を重点的に図り、計画的に防火水槽の増設を推進する。

9. 出火の防止

(1)火気使用設備及び器具の安全化

消防法第8条に基づく防火管理者は、当該防火対象物における消防計画を作成し、 消火、通報、避難などの消防訓練を定期的に実施するほか、消防用施設の機能の維持、 火気使用設備の安全管理と、火気の取扱い等について監督、防火防災上必要な構造 設備の維持管理を行う。

消防本部では、防火管理者に防火管理に関する講習会を開催し有資格者の養成、 資質の向上を図っている。また、消防法第 4 条の規定に基づき防火対象物の防火管理 並びに消防用設備の維持管理の状況について適時査察、指導を行っている。

町は、消防団、自治会、自主防災会等各種団体を通じて一般家庭に対し、消火器具 等の普及と取扱いについて指導を行い、地震に対する心得の普及徹底を図る。

(2)火災防止機器の普及啓発

住宅火災における出火防止を図るため、火災防止安全装置装着機器や家庭用消火器の設置を推奨し、その普及を進める。また、消防法の改正による住宅用火災警報器設置の普及啓発に努める。

(3)石油等の危険物の安全化

石油類等の危険物施設を有する事業所では、消防法第13条に基づく危険物取扱者や危険物保安監督者により、危険物取扱い上における災害発生を未然に防止するため、無資格者の保安監督に当たるほか、当該危険物施設の位置、構造、設備の維持管理に当たり、消防法第13条の23に基づく県知事が行う危険物の取扱作業に関する保安講習を定期的に受けるものとする。

また、消防本部では、消防法第 16 条の 5 の規定に基づき危険物製造所、貯蔵所、 取扱所について適時査察を行い、危険物の貯蔵及び取扱いについてその位置、構造、 設備に適合させ、危険物災害の発生防止につとめ保安の確保を図るための指導を行う。

(4)化学薬品等の出火防止

地震時における危険物、化学薬品等からの出火は、過去の地震の例をみても、出火 原因のなかで大きな比率を占めている。

今後はこれらをもとに、化学薬品を取り扱う町内の学校、病院、研究所等に対し、消防署の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化を指導するとともに、事業所に対し

ても実態調査を行い、個別的、具体的な安全対策の指導を推進していく。 「指導事項]

- 1. 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- 2. 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- 3. 混合混触発火性物品の近隣貯蔵防止措置
- 4. 化学薬品等収納場所の整理整頓
- 5. 初期消火資機材の整備

10. 初期消火

消防本部は、各家庭の防火診断等により地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、町の防災訓練を活用するなど自主防災会等の育成を指導することで、町民の防火意識の高揚や地域防災の自主的確立を図る。

また、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励するよう町と消防本部が協力して実施する。

11. 孤立化対策の推進

町は、県と連携して、孤立化する可能性のある地域の状況を検証し、対策を検討する。 また、町は、孤立化対策の検討結果等を踏まえ、緊急避難路や迂回路にもなる農道の 安全確保等の対策の推進に努める。

12. 広域応援体制の整備

本町は、神奈川県内の市町村との間に消防相互応援協定、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結しているほか、医師会と救急医薬品の備蓄管理に関する協定を締結している。今後も県内外の関係機関等との連携強化に努め、広域応援体制の充実を図る。

また、救助・救急、消火活動などにおいて、相互に広域的、機動的活動を支援するため、 応援部隊の受入施設の整備、応援のための訓練、情報交換などを推進する。

[参照]資料 3.3 各種防災協定等の締結状況(資料編 p.28~29)

第4節 警備・救助対策

1. 計画の方針

松田警察署は、各種の応急対策に必要な装備資機材の整備、災害警備訓練の強化、 防災関係機関との連携強化等の推進を図り、警備体制を一層強化する。また、松田警察 署庁舎が被災した場合に備えるため、代替施設を整備した。

2. 救出・救助用資機材の整備

松田警察署は、大規模災害発生時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。

3. 応援部隊の受入れ体制の確立

県警察本部は、他都道府県警察からの応援派遣部隊を迅速に受入れる体制を確立する。

第5節 避難対策

1. 計画の方針

災害時に住民が安全に避難できるよう、あらかじめ災害の種類ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、避難所等の安全性の向上等に努めるとともに、住民への周知の徹底を図る。

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の耐震化、物資の備蓄、ごみ・し尿処理体制の整備を図るとともに、要配慮者に対する支援及び男女双方の視点に配慮した避難対策を充実する。

また、避難所でのより良い生活環境に向けた整備及びスムーズな避難所運営に向けた 体制づくりに努める。

町は、応急仮設住宅の迅速な供給を円滑に実施するため、応急仮設住宅建設候補地の選定等の事前対策を進める。

町は、避難指示等の発令・伝達に関して、避難すべき区域(避難対象地域)や発令の具体的な判断基準、伝達手段、伝達先などについてあらかじめ定めるよう努めるとともに、避難対象地域などを県、松田警察署等の関係機関へ通知する。

各施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等における地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進める。

2. 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備

町は、災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所(福祉避難所を含む)を指 定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、県立施設や民間施設等を避難所として指定する場合は、協定等の締結により、 施設管理者との役割分担の明確化を図る。

町は、大規模地震発生時において、町単独では指定緊急避難場所及び指定避難所の確保が困難となった場合や二次災害発生の危険がある場合に、町域を超えた広域的な避難の支援ができるよう、県と共同して体制の整備を図る。

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定して、指定緊急避難場所及び指定避難所への太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、施設のバリアフリー化に努める。

町は、県、防災関係機関、地域住民と連携・調整し、施設ごとに避難者の避難誘導や受入対策などについて検討し、マニュアルづくりや防災訓練の実施に取り組む。

3. 避難計画の策定

町は、安全かつ迅速に町民の避難誘導が行えるよう、適切な避難計画を策定するとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、関係部局、自主防災組織、社会福祉施設等の管理者等との連携のもと、避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画や施設利用者の避難確保計画の策定に努めるとともに、防災訓練の実施に努める。

4. 円滑な避難所の運営・管理への整備及び避難所外避難者への対策

町は、県の避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営委員会を設置し、要配慮者や被災時の男女のニーズの違い、避難者のプライバシーの確保等多様な視点に十分配慮して避難所運営マニュアルを見直し、適切な避難所の開設、避難者や自主防災会等との連携による円滑な避難所の運営が行えるよう、平素から地域との連携を図っていく。

また、被災者が安心して避難生活が送れるよう、避難所でのより良い生活環境の確保に向けた整備や避難所運営管理を支援するための生活必需物資等の備蓄を進める。

さらに、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被 災者の把握方法や、物資等の供給、健康管理などの方策について、地域の実情に応じた、 検討に努める。

5. 住民への周知

町は、地震災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難所、避難経路、 避難指示方法についてあらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性に ついて周知するよう努める。

また、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガスの閉塞が確実に実施されるよう、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努める。

6. 避難訓練

町は、指定緊急避難場所への避難訓練を実施し、発災時における混乱防止を図る。

7. 広域避難場所

日頃から広域避難場所の状況を調査し、必要に応じて関係機関と連携のもと、危険箇所の改修等、安全対策を実施する。

また、災害発生後の広域避難場所の運営は、避難所担当職員が自主防災組織の協力を得て、実施することとなるため、避難所担当職員を中心に避難所運営マニュアル等に基づく避難所の開設訓練を実施したり、防災訓練等を通じて地域の住民や自主防災組織との連携を図るほか、防災用資機材の使用方法にも習熟しておく必要がある。

8. 自治会避難所

震災時の延焼火災から人命の安全を確保するため、あらかじめ自治会ごとに自治会避難所を定めている。日頃からこれらの自治会避難所の状況等を把握し、安全性等について検討しておくとともに、防災マップ、防災パンフレット等による避難所、避難経路、避難指示方法の周知に努めるとともに、早期の自主避難の重要性についても周知するよう努める。なお、町では、中井町土砂災害ハザードマップ(令和3年4月作成)を住民に配布し、土砂災害警戒区域等の周知のほか、避難情報の伝達方法、広域避難施設、緊急時の連絡先、平常時・避難時の心得、災害用伝言ダイヤル、避難時持ち出し品リスト等について情報提供している。

また、防災訓練時には、地域の自主防災組織を主体とした集合訓練や広域避難場所への移動訓練等を実施し、災害時に町民の安全な行動がとれるようにする。

9. 避難所における資機材の整備

町民の円滑な避難及び避難所の運営を行うため、町は、広域避難場所に必要な次の 設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要な時直ちに配備できるよう準備しておくも のとする。

ア. 通信機材

カ. 救護所及び医療資機材

イ. 放送設備

キ. 物資の集積所

ウ. 照明設備(非常用発電機を含む) ク. テント

エ. 炊き出しに必要な機材及び燃料 ケ. 防疫用資機材

才. 給水用機材

コ. 工具類

10. 避難誘導用資機材等の整備

大規模な災害発生時の住民の避難誘導を安全かつ円滑に実施するため、トランジスタ メガホン、投光機、発電機、ロープ等の誘導に必要な資機材の備蓄を図るとともに、自主 防災会等に対しても必要な資材の整備を図るよう指導する。

また、防災マップ、防災パンフレット等の配布により、日頃から広域避難場所の周知を図 るとともに、案内板、避難誘導標識等の適切な整備を進める。

11. 避難道路

現在、町では避難路は指定せずに、自由避難の方法を採用している。このため、避難 時には、町職員が警察官等の協力を求め、安全な道路を利用して誘導指示を行い地域 住民等を避難させる。避難所への進入路となる主要道路については、日頃から防災点検 調査を行うなどにより、災害時の安全性を確保するとともに、地域住民に対する周知を図る。

12. 応急仮設住宅等

県による応急仮設住宅の建設を迅速に進めるため、町は、災害時に建設可能な土地を あらかじめ明らかにしておくとともに、応急仮設住宅の入居基準、運営等について県との 役割分担や協力関係を明確にしておく。

また、町は、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握 に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう、あらかじめ体制を整備するとともに、県及び関 係機関と連携し、応急仮設住宅(建設型・民間賃貸住宅借上げ型)の供給に関する訓練 を実施する。

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証 明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民 間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証 明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

13. ペット対策

飼い主が不明となったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等の 動物を保護、収容するため、災害時の対応について県の「災害時動物救護マニュアル」に 沿い、事前に県や関係団体と調整する。

町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面 に関する問題が生じることから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する などの注意事項を、可能な限り避難所運営マニュアルに位置付ける。

14. 地下階等の対策

町は、地下階等の施設の管理者に対して、施設利用者の避難対策等の安全確保対策について適切な指導等を行うとともに、日頃からの連携に努める。

第6節 帰宅困難者対策

1. 計画の方針

帰宅困難者の発生を抑制するため、県及び近隣市町村と連携しつつ、企業・住民に対し、一斉帰宅抑制の周知を図る。

町は、帰宅困難者のための一時滞在施設運営のための飲料水等の物資を整備する。

2. 一斉帰宅抑制の周知

町は、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、町民、企業、学校、関係団体などへ周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促す。

また、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用 伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確 認手段を決めておく必要性について周知する。

3. 企業等の取組の促進

町は、県と連携し、企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄や事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進のための啓発を図る。

また、県と連携して、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数 発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画(BCP)の作成支援を行い、企業の取組を促 進する。

4. 避難対策

町は、県と連携して、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準 や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

5. 徒歩帰宅者対策

町は、九都県市が主導する事業者・団体との協定締結への参加等により、徒歩帰宅者に対して水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの協定締結先の連携を図る。

6. 訓練の実施

町は、県及び関係機関の実施する訓練等に参画し、帰宅困難者用の一時滞在施設の 迅速な開設、開設状況の広報、運営管理手法等を把握する。

第7節 要配慮者及び避難行動要支援者に対する対策

1. 計画の方針

高齢者、障がい者、乳幼児その他配慮の必要な者(以下、要配慮者)の状況に配慮した、災害時の必要な情報提供などの支援を行う体制を整備する。

また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下、避難行動要支援者)を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備していく。

町は、地震等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行う。また、 避難所運営マニュアルの見直しについて検討する。

町は、要配慮者の生活を確保するため、社会福祉施設等の活用、福祉避難所の指定、病院、診療所、保健福祉事務所等と連携した要配慮者の支援システムの整備、さらには応急仮設住宅の優先入居に努める。

町は、地震等災害発生時における外国人への広報や相談など支援体制を整備する。

2. 所在情報の把握

町は、災害時において、一人暮らしや寝たきり高齢者、障がい者等自ら避難することが 困難で支援を必要とする者の所在を把握し、避難の支援、安否の確認、その他の避難行 動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、避 難行動要支援者名簿を地区別に作成する。

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、民生委員、 町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(以下、 避難支援等関係者)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例 に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報に よって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、こ の限りでない。

名簿の漏洩防止のために、必要以上の複製の禁止や保管方法の指定、使用後の破棄・返却等の必要な措置を講ずるよう求め、また、その他当該情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために名簿情報の避難支援等以外の目的による使用の禁止等の必要な措置を講ずるよう努める。

町は、こども園、保育所や学童保育における児童の安全確保等のため、県と連携し情報交換を深めながら、災害時の対応や保護者との情報共有に取り組む。

こども園、保育所等の管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、双方の協力により、保護者及び乳幼児等の安否情報・所在情報を確実に把握できるように努める。

3. 避難誘導、搬送等

町及び施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災 組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努める。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で着実な避難のため、こども園、保育所等の施設と町との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

4. 避難対策

町は、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、要配慮者のための避難所を選定し、要配慮者に対し、どのような配慮が必要か事前に検討を行う。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した避難所(福祉避難所)の指定に努める。

また、福祉避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努める。

町は、要配慮者に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅(福祉仮設住宅を含む) の設置に努めるとともに、要配慮者が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮する。

5. 社会福祉施設対策

社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合における迅速・的確な対応を行うため、 防災組織を強化し、要配慮者に対応するため、施設職員の分担動員計画を作成し、さら に、町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努める。

また、施設の職員や利用者に対して、災害時に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動について、定期的な防災教育、防災訓練を実施し、職員の非常参集体制を整える。 入所施設はもとより、こども園、保育所等の通所施設においても、保護者等による引き取りまでの間の通所児童等の保護のために、県や町との連携のもと、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確保等に努める。

6. 在宅者の対応

町は、在宅の避難行動要支援者の安全な避難を行うため、民生委員、自治会等の協力のもと、避難行動要支援者の所在情報を個人情報に配慮しつつ把握しておく。

町は、自主防災組織等と連携し、災害時に要配慮者とその家族、地域住民が一体となって協力しあえる活動体制づくりに努める。

また、要配慮者とその家族に対し、日頃から災害等に関する知識の周知を図るとともに、防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるなど、要配慮者の防災能力向上に努める。

7. 外国人に対する対策

外国人は、言葉が不自由なため、災害に迅速な避難等ができない可能性があるため、ボランティア等の協力により、防災訓練への参加、外国語による防災リーフレット等の配布を行い、外国人の防災知識の高揚に努める。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所等の標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

1. 計画の方針

災害時における飲料水・食料等の供給は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要であるため、住民のニーズや地域性を考慮し、飲料水・食料・生活必需品の確保及び避難所用資機材の備蓄、備蓄倉庫の建設等の施策に努める。

また、民間事業者との間で協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築する。

町は、住民一人ひとりに、災害に備え 7 日分の飲料水や食料等の備蓄、非常時品(救 急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備に努めるよう要請する。

大規模災害時には、県は広域物資拠点を、町は物資受入拠点(地域内輸送拠点)を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

2. 飲料水の確保

災害時に飲料水が速やかに確保できるよう、下記のとおり整備を進める。

(1)給水施設の耐震化

災害により断水した場合に確実に応急給水が実施できるよう、貯水施設、配水施設等の給水施設の耐震化に努める。

(2)災害時貯留施設の整備促進

非常用飲料水貯水槽や飲用兼用の耐震型貯水槽等の整備を促進し、安定した応急給水が実施できるような体制をつくる。

(3)防災井戸の活用

井戸は、災害時に補完的飲料水として利用できることから、町は事前に井戸の所在 及び水質について調査し、防災井戸としての指定を進める。

(4)給水用資機材の整備

ポリタンク等の応急給水に必要な資機材の備蓄を進めるとともに、ろ水機等の機材は 災害時に確実に活用できるよう定期点検を実施する。

(5)町民の自己備蓄の推進

被災した町民への給水は拠点を定め、町が行うが、一般家庭や事務所においても、 普段から備蓄し、災害時最低の飲用水を自分で確保できるよう平素からPRする。

(6)県及び他水道事業者への応援要請

町は、給水が困難な場合は、県及び他の水道事業者に対して応援を要請する。

3. 食料の確保

(1)非常用食料の備蓄

町は、災害時に必要な非常用食料を備蓄するとともに、期限切れを勘案し逐年購入して、保管する。

(2)町民の備蓄の推進

町は、広報紙等により、町民一人ひとりが災害時7日分程度の食料の備蓄を行うよう周知し、町民による備蓄の促進を図る。

(3)町内業者からの調達体制の整備

災害時における米穀等の確保について、迅速かつ安定した供給体制の観点から、主要食料の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、県知事の登録を受けた販売業者等との協定の締結、卸売又は小売販売業者等との調達体制の整備等に努める。

(4) 県への調達要請体制の整備

災害時に県知事に対し米穀等の供給についての要請ができるよう、日頃からその手続き方法に習熟しておく。

4. 生活必需品等の確保

毛布等の生活必需品の備蓄を図るとともに、町で備蓄が好ましくない物等については、 災害時に町内業者及び県への調達により確保するため、協力体制の整備に努める。

5. 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の救援物資、給水用その他の資機材等を備蓄するために必要な 備蓄倉庫を計画的に整備する。

町は、計画的な飲料水や生活用水の確保とともに、避難所として指定した施設等にあらかじめ避難所設置用資機材や水、食料、生活関連物資の備蓄を進める。

6. 要配慮者、こども園児・保育所園児・学童保育通所児童等への配慮

町は、食料、生活関連物資等の備蓄に際して、要配慮者や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進める。

また、こども園児・保育所園児・学童保育通所児童や保護者等に対し、災害時の保護者・児童の安否情報・所在情報の確認や、保護者等による引取りまでの間の児童等の保護のために必要となる物品等の備蓄や電源の確保等について取り組む。

7. 時間の経過に配慮した物資等の調達

時間経過により被災者のニーズも変化・多様化していくため、町は、食料・物資等の調達においては、時間の経過に配慮した調達を進める。

また、県と町は、広域物資拠点、地域内輸送拠点の設置等により、円滑な物資の受入体制の確保に努める。

第9節 医療・救護・防疫対策

1. 計画の方針

町は、災害発生により緊急の医療活動が必要となる事態への対応について、医師会、 薬剤師会、歯科医師会と協議し、また、県保健福祉事務所と連携するとともに地域災害医療対策会議への参加により情報共有を図り、円滑な医療・救護活動が行えるよう、体制の 整備に努める。

2. 初動医療体制の整備

町は自ら救護班を編成するとともに、災害対策本部は医師会等へ医療救護班の派遣を要請する。町は保健福祉センター等に医師会等の協力を得て救護所を設置し、負傷者の救護や助産に対処する。

3. 後方医療体制の整備

救護所等で手当てを受けた傷病者のうち、重傷者については医療機関による医療が必要となるため、後方医療機関への連絡方法及び搬送方法等について体制整備を進める。

4. 医療品等の確保

医療救護班が使用する医薬品及び医療資機材は、町が確保することとなるため、必要な医薬品等の種類及び数量について、医師会等の協力を得て備蓄を図る。

また、大規模災害時には、時間の経過とともに必要とする医療活動が変化するため、ニーズに合わせた医薬品及び医療資機材の確保に努める。

5. 防疫体制の整備

町は、町職員を県が実施する感染症患者の措置及び予防発見に関する研修に参加させ、感染症への対応の習熟を図る。

また、消毒等に必要な薬品の備蓄、確保体制の整備に努めるとともに、定められた消毒等の方法の習熟を図る。

6. 広域火葬体制の強化

町は、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の体制を整え、神奈川県広域火葬計画に 基づき災害時における遺体の処理について広域的な協力体制を確立する。

7. 災害拠点病院

県内の災害拠点病院は、下記のとおりである。

番号	医療圏	病 院 名	所 在 地	病床数 (床)
1	1 2 3 4 横浜北部	昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘 1-30	584
2		横浜労災病院	横浜市港北区小机町 3211	650
3		昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1	689
4		済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1	562
5	5 6 横浜西部	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町 1197-1	518
6		けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい 3-7-3	410
7		横浜市立市民病院	横浜市三ツ沢西町 1-1	650
8		国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿 3-60-2	510
9	9 10 11 横浜南部	横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町 4-57	726
10		済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台 3-2-10	500
11		横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦 3-9	674
12		横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東 1-21-1	565
13		横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下 3-12-1	634
14		聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生 2-16-1	1,175
15		帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子 5-1-1	400
16		川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原 1-30-37	376
17		川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	713
18		関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町 1-1	610
19		日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉 1-396	372
20	横須賀	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16	740
21	・三浦	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	482
22	(相) 中 (1)	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	536
23		茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村 5-15-1	401
24	25 湘南西部	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋 143	804
25		平塚市民病院	平塚市南原 1-19-1	416
26		秦野赤十字病院	秦野市立野台 1-1	320
27	県央	厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36	347
28	泉犬	大和市立病院	大和市深見西 8-3-6	403
29		北里大学病院	相模原市南区北里 1-15-1	1,185
30	相模原	相模原協同病院	相模原市緑区橋本 2-8-18	437
31		相模原赤十字病院	相模原市緑区中野 256	132
32	周	県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領 866-1	296
33	33 県西	小田原市立病院	小田原市久野 46	417
合計	·計 11医療圏 33病院		18,234	

第 10 節 文教対策

1. 計画の方針

災害時における児童生徒等の安全の確保、施設の避難所としての活用、円滑な応急教育の実施を図るため、平常時より体制等の充実に努める。

学校は、防災教育の充実や家庭・地域社会と連携した防災訓練を推進する。

町教育委員会は、学校施設、設備の耐震強化を図るとともに、通学路の安全点検を推進する。

学校は、学校における地震防災体制の充実を図るため、各学校で作成している防災計画等の見直しを行う。

町教育委員会は、学校の避難所としての果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確化するとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行う。

町教育委員会は、災害時における学校教育の実施に万全を図るため、教職員並びに 教育施設等を確保し、応急教育を実施する。

2. 学校、こども園、保育所、学童保育等における防災体制の整備

児童生徒等の安全を図るため、学校施設やこども園、保育所、学童保育の安全点検を 実施するとともに、避難訓練の実施により災害時の避難体制の強化を図る。

学校及びこども園、保育所、学童保育は、家庭・地域と連携した防災教育及び避難訓練を実施する。

学校及びこども園、保育所、学童保育は、児童生徒等の通学路の安全点検を行う。

学校及びこども園、保育所、学童保育は、災害時における児童生徒等の安全確保を図るため、各学校及びこども園、保育所、学童保育において作成している防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難・誘導・保護計画を定める。

町教育委員会等は、障がいがある児童生徒等の避難については、障がいの状態をよく 把握し、迅速に対応できる体制を整える。

町教育委員会等は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行う。

町教育委員会等は、学校の施設・設備の安全点検を実施する。

3. 防災教育の促進

町教育委員会は、学校において、関連教科や特別活動を通して災害発生の仕組み、 災害時における危険、正しい備えと安全で適切な行動の仕方等を児童生徒等に理解させ るため、防災教育の参考となる資料の作成や教職員に対する研修会を開催するなど防災 教育の充実を図る。

4. 避難所の開設時の対策

災害時に学校は、避難所として活用されるため、あらかじめ災害時の教職員の役割、避難所となった場合の措置や避難所運営への協力、避難所開設の長期化に伴う授業再開との調整方法等について検討を図る。

5. 応急教育の実施

町教育委員会は、災害時における学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教員、学用品等の確保に留意し、応急教育の円滑な実施を図る。

6. 文化財の保護

町教育委員会は、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため、地域における 文化財の所在情報の充実、整理を行い、所有者や防災関係機関等と情報の共有化を進 め、県が作成した「文化財防災マップ」の活用等により、地震・浸水対策も含めた文化財の 防災意識の啓発を図る。

また、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」に基づいた、具体的な震災対策の検討を連携して進める。

第 11 節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策

1. 計画の方針

災害時の物資等の緊急輸送を確実に行うため、道路管理者との連携を図り、緊急交通路及び緊急輸送路の道路機能確保にむけて、ネットワーク機能の向上、道路防災対策、各関係機関との情報連絡体制の強化等を通じて、安全性、信頼性の高い道路網の更なる整備に努める。

なお、町は、町緊急輸送路を指定している。

また、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ関係機関と協議し、図上訓練等などにより、運用方法等の検証を図る。

2. 緊急輸送路等の適切な整備及び復旧体制の整備

町は、道路管理者と連携して、橋りょうやトンネル等の安全点検と必要な補修等を図るとともに、緊急輸送路等の危険箇所の把握に努める。

また、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材の事前の備蓄や体制の整備や 災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図る。

[参照]資料 3.1 町指定緊急輸送路(資料編 p.27)

3. 緊急通行(輸送)車両の届出

災害が発生した場合、円滑に運行できるよう緊急交通路の通行における緊急通行(輸送)車両の事前届出手続きの推進を図るとともに、災害時に新たに必要となった車両の届出が円滑にできるよう、届出の要領等の習熟に努める。

4. ヘリポート等の整備

ヘリコプターによる人員・物資・傷病者等の輸送が実施できるよう、あらかじめヘリポート を指定し、周知を図る。

町は、ヘリポート施設の耐震性を高め、ヘリコプター臨時離着陸場の確保にも努めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープン・スペースの確保を積極的に進める。

さらに、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前に配布する。

「参照]資料 3.2 ヘリコプター臨時発着場(資料編 p.27)

5. 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化

緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図る。

第12節 建築物等対策(危険度判定、応急修理)

1. 計画の方針

地震発生後、余震による被災建築物の倒壊、落下物等や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止するため、共同住宅及び長屋、被災個人住宅すべてを対象に、応急危険度判定士による判定を実施する。また、被災宅地危険度判定士による宅地の被災度の調査を、被災宅地を中心に実施する。

町は県と連携して、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う 判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などに努め、その実施 体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備に努める。

町は、被災建築物の応急修理については、県と連携し、できる限り早期に修理できるよう協議を進める。

2. 応急危険度判定体制の整備

被災した住宅・宅地を対象とした応急危険度判定を円滑に実施するため、県と協力して 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣要請や活動支援体制を確立する。 また、県と協力して、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士や指揮、監督等を 行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成に努める。

3. 応急修理体制の確立

応急修理が必要な被災建築物については、県との連携により災害救助法に基づく応急 修理について早期に対応できる体制を確立する。

第13節 ライフラインの応急復旧対策

1. 計画の方針

地震災害が発生した場合、町民生活に欠かすことができない水道、電気、ガスなどのライフライン施設を早期に復旧させるため、各施設の安全強化対策と併せて、災害時の応急復旧体制の整備などの対策を推進する必要がある。このため、県やライフライン事業者と協力して、できるだけ早期にかつ安全に施設の復旧ができるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や、応援活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、他自治体との応援協力体制の整備などの応急復旧対策を進めていく。

2. 上水道の応急復旧対策

上水道については、日本水道協会神奈川県支部に所属する市町村等と、災害相互応援に関する覚書を締結しているほか、中井町管工事組合と災害時における応急対策に関する協定書を締結している。災害時には、広域避難場所や医療機関、社会福祉施設など防災上重要な建築物が配置されている地域から、早期に復旧するよう対策を進めるとともに、水道施設破損時に上水道の安定供給を図るため、応急給水に関する基本協定を県営水道及び秦野市と締結しており、水道緊急連絡管接続など応急復旧体制の整備に万全を期す。

3. 下水道の応急復旧対策

大規模地震が発生した際、下水道について具体的な復旧活動のマニュアル整備、他自治体との応援・支援協定の締結、復旧用資機材の備蓄強化などを進め、早期に復旧するよう災害時の復旧活動体制を確立する。

4. 電気及びガス施設の応急復旧対策

電気及びガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の町民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進める。

5. 電話・通信施設の応急復旧対策

NTT東日本は、避難所及び防災関係機関等の通信の確保を図るため、災害用特設公衆電話の設置に努め、NTTドコモは災害対策用携帯電話の貸し出しをするとともに、災害復旧体制を確立し、回線の早期復旧を図る。

通信設備を収容するNTT東日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモのビルは、 震度 7 クラスの耐震基準で設計されており、また通信ネットワークの信頼性向上のため、伝 送路のループ化・多ルート化、主要中継交換機の分散設置、通信ケーブルの地中化を推 進している。

また、停電時には予備バッテリーが作動し、その後非常用発電機や移動電源車によりバックアップを行う。

災害時には防災関係機関等の重要通信を最優先で確保・維持するため、輻輳の状況 に応じ、一般通信に対する利用制限や通話制限を行う。

発生直後は相当電話が混み合い、被災地との安否確認等が困難になる場合が考えられるため、NTT東日本では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板の運用を開始する。

なお、運用開始や提供条件等については、報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて広報する。

第14節 災害廃棄物等の処理対策

1. 計画の方針

町は、災害廃棄物等の処理・処分の手順や方法等を定めた災害廃棄物等処理計画を 策定することなどにより、災害時における応急体制の確保に努める。

町は、仮設トイレやその管理に必要な物品の備蓄に努めるとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制の整備に努める。

2. 一般廃棄物処理施設の耐震化等

町は、足柄東部清掃組合及び足柄上衛生組合と連携し、ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努める。

3. 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

町は、生活ごみや震災によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物等の処理・処分計画をあらかじめ策定することなどにより、震災時における応急体制の確保に努める。

4. 震災時の相互協力体制の整備

町は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、震災時の相互協力体制の整備に努める。

また、県等とともに、災害廃棄物等の処理に係る新しい協力体制の構築について検討する。

第 15 節 広域応援体制等の拡充

1. 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携強化を図る。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮する。

また、応援機関が必要とする機材、器具等の整備を進めるとともに、広域的応援の円滑な受入れのための受援体制の充実を図る。

さらに、平常時より、県、他市町村、関係機関等との「顔の見える関係」を構築し、連携強化に努める。

2. 広域応援の受入体制の強化

大規模な災害時は、県、防災関係機関、緊急消防援助隊及び神奈川県消防広域応援 隊、神奈川DMAT、神奈川DMAT-L、かながわDPAT、自衛隊等の広域応援部隊の 活動が円滑に行われるよう、連絡窓口・担当等の受入体制の整備に努める。

また、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上に施設名の表示に努める。

町は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進める。

3. 応援機関との連携強化

大規模な災害の発生に備え他市町村や関係機関等との応急活動に関する応援協定の締結拡大や協定の内容、応援の要請要領の習熟に努める。

また、応援活動を確保するため、特殊施設、器具の整備を進めるとともに、平時から、防災対策の検討などを通じて、「顔の見える関係」を構築し、連携した訓練などにより、持続的な連携体制の強化を図る。

[参照] 資料 3.3 各種防災協定等の締結状況(資料編 p.28~29)

4. ボランティアとの連携の強化

災害時に専門的な能力を有する専門ボランティアや多数の一般のボランティアが的確に活動できるよう、ボランティアの受入体制等について社会福祉協議会等の関係団体と協議・検討を図り、受入体制の整備に努める。

5. 他市町村との応援体制の強化

町は、大規模な災害が発生し、町単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう、県等と一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行う。

また、町は、他の市町村を迅速に応援できるよう応援体制を整備する。

[参照]資料 3.4 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定(資料編 p.30~33)

第 16 節 町民の自主防災活動の拡充強化

1. 計画の方針

大規模災害発生時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、町民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持ち、こうした自主防災意識の向上及び自主防災活動の条件整備の向上に努め、地域の防災力の向上を図る。

町は、自治会等を母体とした自主防災会の育成、指導を推進して、防災力の強化を図っており、今後、地域ぐるみの防災訓練の実施等により、自主防災組織のさらなる充実に努める。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常的な活動や、訓練の実施を促する。その際、女性の参画の促進に努める。

2. 町民への周知等

町は、7 日分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出し品(救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止工事の実施、消火器、感震ブレーカー等の設置、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等、家庭での予防・安全対策・災害時行動について、県や防災関係団体と協力してその周知徹底を図る。

また、町は、県や防災関係機関と協力して、自主防災組織とともに多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に、町民の役割が明確になるよう努め、併せて防災資機材の利用方法などの習熟に努める。

3. 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の規約及び防災計画の策定、パンフレットの配布、広報紙への掲載、防災行事の実施、リーダー研修等への参加促進等により、自治会を主体とした住民の自主的な防災組織である自主防災会の育成、強化を図るとともに、女性の参加の促進に努める。

また、自主防災組織の防災資機材等の整備に努めるとともに、地区の特性に合わせて地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画(地区防災計画)の作成を支援する。

4. 消防団の機能強化

町及び消防本部は、県と協力して消防団の施設・設備の充実、青年、女性、地域の企業従事者などの参加を促進するとともに、消防団員の確保及び資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努める。

また、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童生徒等の地域防災に関する理解促進を図る。

5. 企業等の防災体制の確立

消防本部は、多数の人が利用する事業所において、防火管理者の選任、消防計画や 地震防災応急計画の策定、災害時各種訓練の実施、消防用設備の点検・整備等を行うよ う指導し、事業所における出火の防止、初期消火体制の強化等に努める。

また、自衛消防隊を設置する事業所について、隊員の訓練等の指導を行い活動能力の向上に努める。

町は県と連携して、災害時における来客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、さらには経済活動の維持等を目標とした企業ごとの防災マニュアルや事業継続計画(BCP)の作成、施設及び設備の耐震化や機能の分散化、防災資機材や食料等の備蓄などの防災体制の確立、各種訓練の実施を、地域の経済団体等と協力して周知・徹底するとともに、防災に関するアドバイスに努める。

社会福祉施設等の管理者等に対して、介護保険法等の事業法等に基づく、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の策定や、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画(BCP)の作成についての支援に努める。

第 17 節 災害救援ボランティア活動の充実強化

1. 計画の方針

町は、地域の実情に応じて、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との 連携の促進を図る。

また、県と協力して、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等に関する整備に努める。

2. 災害救援ボランティア受入体制の整備

町は、関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、災害救援ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について、あらかじめ定めるよう努める。

県は、町との協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所や必要な資機材の確保に対する便宜の提供に努める。

3. ネットワークづくりの推進

町は、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との協働による災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努める。

4. 人材の育成と活用

町は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図る。

5. マニュアルの作成等

町は、大規模な災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、県及び県社会福祉協議会、町社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル(手順書)等を作成する。

また、町は、県及びボランティア団体、社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、 作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行う。

第18節 防災知識の普及

1. 計画の方針

住民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、あらゆる機会を通じ、こうした自主防災意識の向上に努める。

また、町及び防災関係機関は、職員に対し、災害時における役割、行動について、より 一層の周知徹底を図り、防災意識の高揚に努める。

また、企業の自主防災体制整備についての周知啓発を図るとともに、福祉や医療施設職員等に対する防災研修を進め、防災対策の充実を図る。

2. 町民等への防災知識の普及

(1)地震防災戦略の普及啓発

県の地震防災戦略で定めた減災目標の達成に向けて、町は県や防災関係団体と連携・協力し、積極的に広報を行うことで、町民や事業者等の防災意識の向上を図る。

(2)町民等への防災知識の普及

町は、県や防災関係機関と協力し、あらゆる機会を通じて次のような防災知識の普及、 啓もうに努める。

- ・地震防災チェックシート、かながわけんみん防災カード、かながわキッズ防災カードなどを活用した、住民の自助と共助の意識向上。
- ・防災に関する情報の広報紙への掲載、防災パンフレット、防災マップ、各種チラシ等 の配布。
- ・総合防災訓練、防災出前講座、防災ポスターコンクール、防災用品展、震災体験者座 談会などの開催。
- ・防災週間を利用した、事務所等への啓発、ポスターによる啓発、広報紙等の配布、広報車による総合防災訓練の事前広報。
- ・町職員に対し防災研修、防災講習会、講演会等の実施、関係防災機関等が開催する 防災研修、講習会、講演会又は訓練等への職員の派遣。
- ・町職員に対して災害時における参集、配備及び応急活動における役割等の周知を図る。
- ・災害時に感染症が発生した場合の対応について、町職員に対して様々な被災場面を 想定した研修等を実施する。
- ・水防、土砂災害防止、道路災害防止、地下階等災害防止に関する総合的な知識の普及を図るため、「防災週間」(8月30日~9月5日)、「水防月間」(5月1日~5月31日)、「土砂災害防止月間」(6月1日~6月30日)、「道路防災週間」(8月25日~8月31日)等を通じ、県、防災関係機関と協力して各種講演会、イベント等を実施する。
- ・災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日~1月21日)において、町、県、防災関係機関及びボランティア団体が協力しての講演会、講習会、展示会等行事を実施する。
- ・町は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等への配布や研修等を実施する。
- ・地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震 保険について、その制度の普及促進を図る。
- ・液状化対策及び耐震診断、耐震改修、住宅性能表示制度等の普及啓発を図る。

(3)家庭における身近な防災対策等の普及

町は、県や防災関係機関と協力して、住民自らが実施する防災対策として、7 日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、感震ブレーカー等の設置、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図る。

また、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険について、その制度の普及促進に努める。

さらには、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震発生時の行動マニュアル等の作成を進め、住民等に配布するとともに研修を実施するなど、防災知識の普及啓発に努める。

(4)液状化対策及び耐震診断、耐震改修等の普及啓発

県の地震被害想定調査結果による液状化想定図や古地図による土地の利用状況に関する情報提供を行うとともに、ホームページ等を活用した普及啓発を行う。

町は、県と連携して、住宅性能表示制度等の情報提供や耐震診断、耐震改修についての普及啓発に努めるとともに、住民の耐震相談に的確に対応できる体制づくりに努める。

(5)帰宅困難者に関する普及啓発

町は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、町民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、対応の徹底を促する。

また、県等が作成する帰宅困難者対策リーフレットやポスターを活用し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、安否確認のための災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の利用方法、徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーション等について周知を図る。

(6)自主的な防災活動の普及

災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」(1月 17 日)及び「防災とボランティア週間」(1月 15 日~1月 21 日)において、県、町、防災関係機関及びボランティア団体が協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施する。

(7)南海トラフ地震対策の普及啓発

町は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、予想される震度・津波に関する知識、南海トラフ地震に関連する情報や緊急地震速報等が出された場合あるいは地震発生時にとるべき行動、正確な情報の入手方法、津波・崖崩れ等の危険地域、避難場所・避難路、備蓄や家具の転倒防止対策、住宅の耐震診断・耐震補強等についての普及啓発に努める。

3. 企業等の防災体制の確立等

企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、 地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続す るための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防 災訓練の実施、事業所の耐震化、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確 保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

社会福祉施設等の管理者は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の策定や、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画(BCP)の作成に努める。

4. 学校・社会福祉施設等における防災教育の推進

町教育委員会は、学校において、関連教科や特別活動を通して災害発生の仕組み、 災害時における危険、正しい備えと安全で適切な行動の仕方等を児童生徒等に理解させ るため、防災教育の参考となる資料の作成や教職員に対する研修会を開催するなど防災 教育の充実を図る。

こども園児、保育所園児等に対しても職員の派遣等を通じて効果的な防災教育を実施する。

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進する。

第19節 防災訓練の実施

1. 計画の方針

災害時の応急活動を迅速・的確に行うため、町は災害対策本部の運営訓練や職員の 緊急参集訓練、図上訓練を実施する。また、防災週間を中心に、自主防災組織や防災関 連機関等と連携し、地域に密着した防災訓練を実施する。

町は、地域防災計画の習熟、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには企業、町民の防災意識の高揚等を図るため、大規模地震発生時を想定した防災訓練を実施する。

町は、夜間等様々な条件に配直し、地域や職場、学校等と協調したきめ細やかな訓練を定期的に実施するとともに、関係機関における訓練実施を指導し、地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

町は、発災時における迅速、的確な災害対策本部活動を実施するため、その意志決定から現地での救助、救援など一巡の応急活動を対象とした総合防災訓練を実施する。また、各地域における発生の可能性が高い災害を想定した訓練、地域防災計画、各種マニュアル、応援協定や地域の防災関係施設の有効性の検証を目的とした訓練など、実践的な訓練の実施により地域住民や防災関係機関の対応能力の向上を図る。

町は、中長期的視点に立った各種訓練の体系化、明確な訓練目的と具体的な訓練実施項目の設定、訓練目的達成のための実践的、合理的な訓練実施要領の作成、確実な訓練実施結果の分析と次期訓練への反映、訓練基盤の整備など、適切な訓練の管理及び着実な成果の蓄積による防災力の向上を図る。

2. 町及び防災関係機関等の訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、あらゆる場面を想定した災害対策本部の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の参集訓練や図上訓練や緊急地震速報対応訓練等により、非常時の業務が日常化できるよう努める。

また、地震被害想定調査の結果や地域の実情を踏まえ、大規模災害を想定した広域防災訓練、町域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練、要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図るとともに、災害発生時に町民の役割が明確になるよう努める。併せて防災資機材の利用方法などの習熟に努める。

町は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団員(消防団員)等の動員、水防工法等の水防訓練を実施する。

町は、消防活動が円滑に行えるよう、消火、救急救助、避難誘導等の訓練を実施する。 さらに、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施する。

町は、特に災害発生時の初期対応の徹底を図るため、自主防災組織育成基本方針に 定める情報収集・伝達、避難、救出救護、消火訓練を重点的に実施する。

町は、地震災害発生時における消防活動が円滑に行えるよう、消火、救急救助、避難誘導等の訓練を実施する。

3. 実践的な訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。実施に当たって、訓練の目的を設定した上で、災害の種類や被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるように努める。

また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

4. 総合防災訓練の実施

災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、地域防災計画等に基づき大規模地震が発生した場合に、防災関係機関及び地域住民が一体となって防災体制の確立と防災 意識の高揚を図ることを目的として防災総合訓練を実施する。

(1)訓練実施時期及び対象地域

毎年、中井町全域において行う。

(2)訓練参加機関

自主防災会、関係機関、協力団体

(3)訓練内容

- •情報収集•伝達訓練
- •避難訓練
- •救出救護訓練
- •消火訓練
- ・その他要配慮者等に配慮した訓練等

5. 町各機関の個別訓練の実施の促進

各関係機関、事業所、自主防災組織が自主的に防災訓練を実施するよう、町は防災訓練の重要性等のPRに努める。

第3章 災害時の応急対策

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

1. 地震情報の収集・伝達

(1)計画の方針

災害時に、迅速かつ的確な応急対策等を実施するためには、被害状況等の情報の 収集は極めて重要である。そのため、防災関係機関と緊密な連携のもとに情報の収集 及び伝達を実施する。また、社会的混乱等の二次的災害を防止し、速やかな復旧等を 図るため、広報・広聴活動を実施する。

- ・県内の地震震度は、県震度情報ネットワークシステムにより即時に把握する。
- ・県内最大震度 4 以上が観測された場合又は気象庁が津波予報区の東京湾内湾若しくは相模湾・三浦半島に津波注意報又は津波警報を発表した場合、県防災行政通信網を通じて直ちに地震情報等を把握するとともに、県災害情報管理システムにより、被害の早期報告と情報の共有化を図る。
- ・町は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)などにより地震情報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の措置を行う。

また、地震の発生に伴い避難指示等の措置を行ったときは、防災行政無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Lアラート(災害情報共有システム)を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努める。また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等について、住民等が正確に理解できるわかりやすい表現を用い、反復継続した周知に努める。

(2)実施主体

各班•消防本部•消防署•消防団、各防災関係機関

(3)通信連絡系統・体制の確立

①通信連絡系統の確保

ア 町の措置

発災後、県との直接情報連絡手段となる県防災行政通信網の被災状況を確認し、支障なく活用できるようにする。

また、保有する防災行政用同報系無線を基幹とし、またその他の手段の活用により、町の各機関及び防災関係機関並びにその他重要な施設の管理者等と連絡を行う。

イ 防災関係機関の措置

防災関係機関は、必要に応じて、町の本部への情報連絡員の派遣を行う等により、町本部との連絡系統を確保する。

ウ 通信事業所の措置

NTT東日本、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI(株)等の通信事業所は、災害時の通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、臨機に次の措置を講じる。

- ・臨時回線の作成、中継順路の変更などの通信確保の措置
- ・必要に応じた移動無線車等・無線設備の運用、特設公衆電話の設置等
- ・重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を実施する。
- ・災害時優先電話の措置
- 警察、消防、鉄道、通信その他の諸官庁が設置する通信網との連携
- ・輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤルの提供を開始する。提供 条件はテレビ・ラジオにて周知する。

エ 郵便局の措置

住民等に対して、「災害時における二宮郵便局、中井町間の協力に関する覚書」に基づいて、県や町から提供された情報を必要に応じて広報する。

②連絡体制の確立

ア 町災害対策本部設置後の通信連絡窓口

町本部への通信連絡は、本部事務局において処理する。本部室とその周辺には、町防災行政無線、県防災行政通信網、電話、その他の通信設備を配置する。

イ 町災害対策本部設置前の通信連絡窓口

本部が設置されるまでの間、町への通信連絡は、特に定める場合を除き地域防災課が担当する。

ウ 防災関係機関の通信連絡窓口

町本部から防災関係機関に対する通信連絡は、町防災行政無線やその他の手段により、次の連絡担当者を窓口とする。

■防災関係機関別の担当

— 1737 4174 HT 1871 1771 17 1— —		
機関名	電 話	災害対策本部担当
松田警察署	0465-82-0110	地域防災班
県西地域県政総合センター	0465-83-5111	地域防災班
県西土木事務所	0465-83-5111	まち整備班
小田原保健福祉事務所足柄上センター	0465-83-5111	健康班、福祉班
関東農政局(神奈川拠点)	045-211-0584	産業振興班

[[]参照]資料 4.5~4.6 災害情報記録用紙、防災関係機関(資料編 p.41~60)

③通信途絶時における措置

災害時における有線通信が途絶した場合は、災害対策基本法第 57 条又は第 79 条の規定により、県防災行政通信網・町防災行政無線、警察無線及び有線電気通信法第 3 条第 3 項に掲げる専用無線通信設備あるいはアマチュア無線等を使用する。その利用については、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

[参考図書]防災行政通信網構成機関及び回線系統図(県地域防災計画) 神奈川県企業無線系統図(県地域防災計画)

関東地方非常通信協議会会則及び構成表(県地域防災計画)

(4)気象情報等の収集・伝達

①異常現象の通報

町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けた時又は自ら知ったときは、直ちに県及び横浜地方気象台(横浜市中区山手町 99 電話 045-621-1999 休日及び夜間 電話 045-621-1991)に通報する。

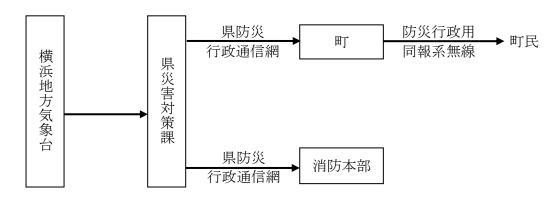
②一般的な災害原因に関する情報の通知

地象等災害原因に関する重要な情報について県又は関係機関から通報を受けた 時又は町が自ら知ったときは、直ちに町内の防災関係機関、重要な施設の管理者、 自主防災組織等の公共的団体及び一般住民等に周知する措置を講じる。

③気象、地象等の予警報の伝達

町は、重要な注意報及び警報について県又は(株)NTTソルコ仙台センターからの 通報を受けた時又は自らその発令を知ったときは、直ちに町の区域内の防災関係機 関、重要な施設の管理者、公共的団体等に伝達するとともに、消防本部及び警察署 等の協力を得て、住民に周知する。伝達及び周知方法は次に示すとおりである。 なお、気象、地象等の予警報の伝達の責任者は、町は地域防災課長、消防は消防長とする。

■気象・地象予警報の伝達



[参照]資料 4.7~4.8 気象警報等の伝達系統、気象通報様式 (資料編 p.61~64)

(5)被害状況の収集・報告

①被害状況の把握

町及び消防本部は、警察署や防災関係機関と互いに連絡をとり、被害状況の把握 に遺漏がないよう対処する。

町は、地域防災課長を情報総括責任者とし、災害情報の収集総括及び報告に当たる。また、被害報告の迅速、正確を期するため、各地区の自主防災会長を地区の情報の収集及び報告に関する責任者とし、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法等について打合わせを行う。

被害調査方法は、各班が必要により調査班を編成して被害状況を調査する。被害程度の認定基準は「被害の分類認定基準」による。

②被害状況調査の留意点

被害状況の調査に当たっては、災害の原因、災害が発生した日時、被害が発生した場所又は地域、被害の状況、災害に対して講じられた措置、災害に対して今後講じようとする措置、災害対策費用、その他事項に留意する。

③被害調査の報告

ア 町への報告

町本部における被害調査報告は、災害対策本部事務局が本計画及び「災害活動職員行動マニュアル」に従い町長に報告する。

イ 県への報告

県災害対策本部への報告は、県地域防災計画に従い、災害発生報告及び被害中間報告により行い、災害発生報告は被災直後に、被害中間報告は被害の状況の進展に伴い逐次行う。

なお、避難指示や救護所を開設した場合は、避難状況・救護所開設状況速報 /中間報告を行う。また、応急対策が終了した 10 日以内に災害確定報告を行う。 報告先は、県災害対策本部又は県災害対策課へ報告する。 [参照]資料 4.9~4.10 被害報告の伝達系統、被害の分類認定基準 (資料編 p.65~68)

(6)災害時の広報・広聴

町及び防災関係機関は、住民に対し速やかに正確な情報を提供し、無用な混乱を防止し、住民が適切な判断による行動がとれるよう、一体となって広報活動を行う。

また、速やかな復旧を図るため、町及び各防災関係機関において広聴活動を展開し、 災害地住民の動向と要望事項の把握に努める。

①町が実施する広報活動

ア 広報事項

- ・災害の状況に関すること
- ・避難に関すること
- ・応急対策活動の状況に関すること
- ・その他住民生活に必要なこと

イ 広報内容

町が実施する広報の内容は、町の情報収集によるもののほか、各防災関係機関の要請に基づくものも含め、防災関係機関とあらかじめ又はその都度協議するものとする。

ウ 広報の手段

町は、防災行政無線、広報車、トランジスタメガホン、口頭、掲示等により、適宜 広報を行う。広報車は、原則として町所有の広報車を使用するが、消防本部、警察 署その他の防災関係機関の協力を得て実施する。

場合によってはヘリコプター、セスナ機等を利用した空からの広報も検討する。 また、必要に応じて、「災害時における放送要請に関する協定」により県を通じ、 NHK横浜放送局等に対し放送要請する。

②防災関係機関が実施する広報活動

防災関係機関は、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて住民へ情報の提供を行うほか、町を通じて防災行政無線や広報車等により直接当該地域へ周知する。

③報道機関への発表

報道機関等に対する広報は、企画班が次の内容について行う。

- ・災害の種類及び発生日時
- ・災害発生の場所及び発生日時
- •被害状況
- ・応急対策の状況
- ・住民に対する避難指示の状況
- •一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

④広聴活動の実施

災害が終息したときは、広報車等により被災地を巡回して移動相談を実施し、事後の救援措置の推進にあたる。

避難所及び町長が必要と認めた場所に相談窓口を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに町の関係する班に連絡して早期解決に努力する。

2. 町の応急活動体制の確立

(1)計画の方針

災害が発生した場合、また発生するおそれがある場合に、情報の収集、住民の避難、 救援救護等の応急活動を的確かつ効果的に行うため、被害状況により災害対策本部を 設置する等、町の活動体制の迅速な確立に努める。

(2)実施主体

各班·消防本部·消防署·消防団、各防災関係機関

(3)地震発生時の配備体制

①配備基準

災害対策本部は、町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び同法第42条の規定による中井町地域防災計画の定めにより、町長が災害応急対策を実施する必要があると認めるときに設置する。本部設置前及び本部設置時の職員配備の一般的基準はおおむね次のとおりである。

■配備基準

区分	体制	配備基準	配備内容
	警 戒体制	(1) 町内で震度4の地震を観測したとき。	情報収集や地震災害応急 対策準備が行える体制。 【職員配備】 (1) その他各部長が指名す る職員
災害対策 本部が設 置されてい ないとき	応 急 体制	(1) 町内で震度 5 弱の地震を観測したとき。(2) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表したとき。(3) その他状況により必要があるとき。	必要な地震災害応急対策にあたり、事態の推移に伴い本部が設置できる体制。 【職員配備】 (1) 町長、副町長、教育長(2) 各班(課)長 (3) 各班班(課)長を除く職員1名 (4) その他各部長が指名する職員 【業務内容】 〇町内警戒パトロール 〇被害情報の収集 〇避難所開設準備 〇必要資機材、物品の調達 〇他班の応援など

災害対策 本部が設	1 号配備	(1) 町内で震度 5 強の地震を観測したとき。(災害対策本部の自動設置発令)(2) 町内で震度 5 弱の地震を観測し、かつ災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。(3) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表したとき。(4) その他状況により必要があるとき。	地震災害応急対策が円滑に 行える体制。 【職員配備】 (1) その他各部長が指名す る職員 【業務内容】 〇各班の災害対応 〇避難所の運営 〇他班の応援
置されたとき	2 号配備	(1) 町内全域にわたり、大規模な災害が発生したとき。(2) 町内で震度 6 弱以上を観測したとき。(3) その他状況により必要があるとき。	職員全員を動員し、総力を あげ地震災害応急対策が行 える体制。 【職員配備】 (1) 全職員 【業務内容】 〇各班の災害対応 〇避難所の運営 〇他班の応援

②配備の決定

災害対策本部が設置されていない場合においては、地域防災課長が副町長の承認を得て配備の決定を行う。災害対策本部設置時の各配備については、地域防災課長が副町長の指示を受けるとともに、町長の承認を得て行う。

③警戒体制

警戒体制は、災害対策本部設置前の情報連絡を主たる職務とする体制であり、配備基準は、町内で震度4の地震を観測したときに発令される。

警戒体制の体制要員は、情報収集や地震災害応急対策準備が行える職員が担当する。その他の職員は、常に災害に関する情報及び非常配備体制の指令等に注意する。また、場合によっては、不急の行事、会議、出張等を中止する。

④応急体制

応急体制の配備基準は、町内で震度 5 弱の地震を観測したとき、気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表したとき、その他状況により必要があるときに発令される。

応急体制の体制要員は、警戒体制のほか、事態の推移に伴い速やかに人員を増 員し、本部が設置できる体制とする。

⑤1号配備

1号配備は、町内で震度 5 強の地震を観測したとき(災害対策本部の自動設置発令)、町内で震度 5 弱の地震を観測し、かつ災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表したとき、その他状況により必要があるときに発令する。応急体制のほか班に属する職員のうち班長が指名した者が出動する。また、地域防災課長は、災害の規模・状況により動員数を増減することができる。

⑥2号配備

2号配備は、町内全域にわたり、大規模な災害が発生したとき、町内で震度 6 弱以上を観測したとき、その他状況により必要があるときに発令され、全職員が出動し、町の全機能をもって応急対策にあたる。

⑦配備要領

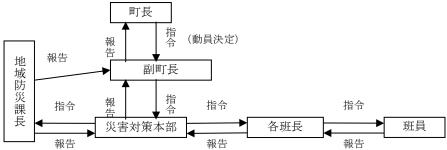
本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整える。各班は、毎年配備体制を明記した動員名簿と職員連絡系統図を地域防災課長に提出する。各班の具体的な配備動員手順については「災害活動職員行動マニュアル」に定める。

なお国若しくは県又は他の公共団体から職員の派遣を求める場合の取扱いは、別途「第12節広域的応援体制」に定める。

(4)職員の動員

①勤務時間内の動員

勤務時間内の動員は、事務局がその旨庁内放送し、各班の動員は地域防災課長が行う。

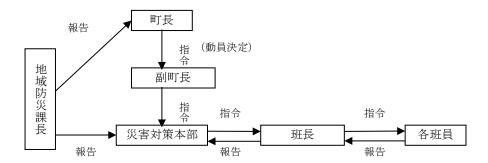


②休日又は勤務時間外の動員

休日又は勤務時間外の動員は、あらかじめ定めてある職員連絡系統により電話等最も速やかに伝達し得る方法により行う。

当直者は、関係機関から災害が発生し、又は発生するおそれがあるとの通報があった場合は、直ちに地域防災課長に電話連絡し、その指示を仰ぎ、必要に応じ関係する班長等に連絡する。

職員は、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、自主的判断で又は動員指令により、直ちに登庁するものとする。



③登庁時の留意点

登庁した職員は、直ちに上司に報告するとともに、その指示を受け関係部署にて 応急活動に従事するものとする。

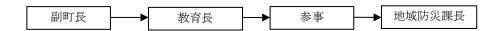
また、登庁する際の服装は、特に指示があった場合を除き防災服を、それ以外の者は動きやすいものを着用するものとする。

(5)災害対策本部の設置・運営

①災害対策本部設置の判断

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び同法第 42 条の規定による中井町地域防災計画の定めにより、災害応急対策を実施する必要があると町長が認めるときは災害対策本部を設置する。なお、設置するに至らない災害にあっては、前記により本部に準じた体制を整え事態の処理にあたる。

また、町長不在時における指揮権者は、次の順位によるものとする。



②災害対策本部の設置基準

災害対策本部を設置する基準は次のとおりである。

- ・町内で震度5強の地震を観測したとき(災害対策本部の自動設置発令)
- ・町内で震度5弱以上を観測し、かつ災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- ・気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表したとき
- ・その他状況により必要があるとき

③本部の設置準備

中井町災害対策本部要綱第3条に定められた本部要員等により、本部室の設置準備を行う。

- ・庁舎の被害状況(建物、電気、電話・FAX・県及び町防災行政無線等の通信機器類)の把握、火気・危険物の点検
- •停電の場合の対応
- ・本部室の設営(町内地図の掲示、看板の準備)
- ・来庁者、職員等の安全確認、来庁者の安全な箇所への誘導

④本部の設置

ア 本部設置等の手続

災害対策本部の設置については、地域防災課長が、副町長の指示を受けるとともに、町長の承認を得て行うものとする。

イ 本部設置の通知

本部の設置及び配備体制の決定が行われた場合には、本部事務局(以下「事務局」という)は、直ちにこの旨を庁内放送するとともに、関連する防災関係機関に対し、電話その他適切な方法により通知するものとし、次いで報道機関に発表するものとする。

ウ 本部室の開設

本部室は、本部が設置されたときに開設する。本部室は、災害の規模等に応じて地域防災課長が定め、その入口に「中井町災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

エ 本部会議招集の連絡

本部会議招集の連絡は、事務局において電話、庁内放送等により行うものとする。

⑤本部の廃止

本部長は、災害の危険がなくなったときや災害発生後の応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止する。本部を廃止した場合は、本部の設置基準に準じて本部を廃止した旨通知する。

⑥本部の組織

災害対策本部の組織は、中井町災害対策本部条例及び同要綱に定める中井町 災害対策本部事務分担表及び中井町災害対策本部組織図による。

災害対策本部は、本部長(町長)、副本部長(副町長、教育長)のもとに、各班によって構成される。災害対策本部には、本部事務局を置き、本部の設置、動員、連絡調整等を行う。

本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、事前に定められた担当事務にかかわらず次の措置をとることができる。

- ・班の配置換えあるいは、班の新設
- ・現地対策本部の設置

地域防災課長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、担当事務にかかわらず配置換えすることができる。

[参照]資料 4.1~4.4 中井町災害対策本部条例,中井町災害対策本部要綱,中井町災害対策本部事務分担表,中井町災害対策本部組織図

(資料編 p.34~40)

3. 自主防災組織との連携

(1)計画の方針

町では、自治会を母体とした住民による自主的防災組織である自主防災会の育成、 指導を推進しており、災害時には地域に密接した自主防災組織と積極的に連携を図り、 相互協力による円滑な応急対策の実施に努める。

(2)実施主体

地域防災班·消防本部·消防署·消防団、各防災関係機関

(3)自主防災会の協力業務

自主防災会が実施すべき業務はおおむね次のとおりである。

- ・異常現象、災害危険箇所の発見等の場合、町・防災関係機関への通報
- 災害に関する予報その他情報の区域内住民への伝達
- ・要配慮者の安全確保への協力
- ・避難誘導、避難所内被災者に対する救援活動への協力
- ・被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等への協力
- 被災区域内の秩序維持への協力
- ・被害状況の調査への協力
- ・その他の災害応急対策業務への協力

(4)自主防災会の協力方法

発災直後の発動活動は、それぞれの組織に定める活動体制に基づき、自主的に必要な応急対策を実施する。

町及び防災関係機関の応急対策が開始された後は、前記協力業務について、補助活動として応急業務に協力する。

4. その他の民間団体との連携

前記、自主防災会の協力に準じて協力する。

第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1. 救助・救急、消防活動

(1)計画の方針

大震火災による被害を最小限にくい止めるため、住民一人ひとりが「自らの身は自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努め、町及び県、防災関係機関は、一体となって被災者の救助・救急、消火及び医療救護活動を行う。なお、救助・救急、消火活動等を行う際には、安全確保に留意して活動を行うとともに、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2)実施主体

消防本部・消防署・消防団、防災関係機関

(3)救助·救急、消火活動

町及び消防本部では、発災時において、住民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期すよう、防災行政用同報系無線や広報車等の手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能をあげて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開して、地震火災から住民の生命及び財産を保護する。

- ①町及び消防本部は、事前に定めた災害時の警防計画等により消防活動を実施する。 消防の投入に当たっては、住宅密集地域を優先し、最も効果的な運用を図る。
- ②町及び消防本部は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行う。また、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行う。

特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと「神奈川県救急医療情報システム(広域災害・救急医療情報システム)」(EMIS)を活用して救急活動を実施する。

- ③町及び消防本部は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置 や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、 救急業務計画に定める。
- ④消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行う。
- ⑤町及び消防本部は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村長に救助・救急、 消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ県災害対策本部に神奈川県内消 防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請などを行う。 さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努める。なお、職 員等の惨事ストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派 遣を要請する。
- ⑥町及び消防本部は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡する。
- ⑦町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表され、政府から事前の準備行動等を行う旨の公表があった場合、必要な準備等を行う。

[関連資料]資料 4.17 救助救急計画(資料編 p.87)

資料 4.12~4.14 神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県下消防相互応援協定に基づく 航空特別応援実施要領、消防相互応援協定に基づく覚書(資料編 p.72~84)

(4)町民及び自主防災組織の役割

- ①町民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ失火防止に努める。
- ②町民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護を行うとともに、発災時の初期 段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力する。

(5)自衛消防隊の役割

企業等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力する。

2. 医療救護活動

(1)計画の方針

災害時、特に震災の場合には、家屋の倒壊、屋根瓦等の落下、火災等により多数の 負傷者が生じることが予想される。これら負傷者等の医療・救護は、直接人命を左右す るものであり、迅速な対応が要求される。このため、町では、各防災関係機関と連絡を密 にし、負傷者等の救護に万全を期する。

(2)実施主体

健康班・消防本部・消防署・消防団、防災関係機関(小田原保健福祉事務所足柄上 センター・足柄上医師会・足柄歯科医師会・小田原薬剤師会・日本赤十字社神奈川県 支部)

(3)医療救護体制の確立

①医師会医療救護班

大規模な災害が発生した場合、又は町から医療救護活動の要請があった場合、医師会等は、あらかじめ定められた編成による医療救護班を組織する。

(特に発災直後は、神奈川DMAT、神奈川DMAT-Lが派遣され、必要に応じてかながわDPATが派遣される。)

2)町

町は、地区医師会等の協力を得て救護班を編成し、災害の程度に即応した医療 救護活動を行う。

また、町は、災害の程度により必要と認めた時は、県及びその他の関係機関に協力を要請する。

町は、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めた時は、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行う。

③広域医療活動体制

町域の医療救護班のみでは医療救護活動の実施が困難であると町長が認めたと きは、県保健福祉事務所が設置する地域災害医療対策会議を通じて、県医療救護 本部に救護班(医療チーム)等の派遣を要請する。

(4)医療救護班の活動

①医療救護活動の方針

災害時における医療救護は、発災直後の応急医療とそれ以降の治療に区分することができる。

発災直後の応急医療は、医師会医療救護班、町に派遣された救護班(医療チーム)等により対処するものとし、それ以降の治療は医師会の協力のもとで対処するものとする。

②医師会医療救護班

医師会は、必要に応じ医師会医療救護班を出動させ、救護活動を実施する。

③医療救護班の業務内容

医療救護班の業務内容はおおむね次のとおりである。

- ・傷病者に対する応急処置
- ・後方医療機関への転送の要否及び優先順位の決定(トリアージ)
- 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療
- •助産活動
- ・死亡の確認及び遺体の検案

(5)救護所の設置

町は、迅速な医療救護活動を実施するため、保健福祉センター等に救護所を設置する。

(6)重症者等の搬送及び収容

医療救護班は、医療又は助産救護を行った者のうち、収容する必要がある者(重篤 患者)を後方医療機関に搬送する。

①搬送の方法

町が実施する重症者等の後方医療機関等への搬送は、消防本部に配車・搬送を 要請若しくは町庁用車又は医療救護班が使用している自動車により行う。

また、道路の破損等の場合又は遠隔地への搬送については、自衛隊等のヘリコプター等により実施する。

②消防署による救急救助

消防本部・消防署・消防団は、大規模火災及びその他災害等により多数の傷病者が発生したときは、救急救助業務を効果的に実施する。特に、救護所には町からの要請等によるもののほか必要に応じて職員を派遣するなど救急救助業務の円滑化を図る。

(7) 医療救護班が使用する医薬品等

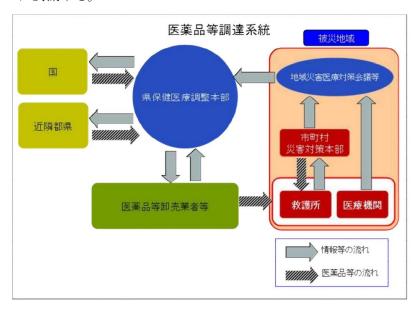
医療救護班が使用する医薬品等は、町が備蓄する医薬品及び町が業者から調達する医薬品を使用するものとする。不足が生じる時は、県及び関係機関に応援を要請する。

①医薬品等の搬送

医薬品等の搬送は、救護所の設置と併せ町が行う。

②血液の供給

医療救護活動において血液が必要な場合、町は、県又は神奈川県赤十字血液センターに要請する。



第3節 避難対策

1. 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難の指示や誘導等の方法を定める。また、避難者の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定める。

町は、地震発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所や避難路、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

町民は、指定緊急避難場所及び指定避難所を日頃から把握するとともに、避難指示が出された場合には避難する。また、被災のおそれがあるため避難の必要がある場合は、安全に十分配慮しながら自主的に避難する。

2. 実施主体

地域防災班·企画班·避難所班·環境上下水道班·健康班·福祉班·消防本部·消防署· 消防団、防災関係機関

3. 避難の指示等

(1)実施責任者

災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき、地域住民の生命及び身体に危険が 差し迫ったときは、地域住民に対し、直ちに避難指示等を行う。避難の指示等について は、次の者が行うものとする。

■避難の指示等

実 施 者	指示の区分	災害の種類	根 拠 法	備考
町長	高齢者等避 難·指示	災害全般 急傾斜地の 崩壊	災害対策基本法第60条 急傾斜地の崩壊に関する 災害の防止に関する法律 第20条	
数宏小	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4 条	町長が避難のための立 ち退きを指示することが できないとき、又は要求 のあったとき
警察官	避難等の措置		警察官職務執行法第 4 条	
	退去命令等	火災	消防法第28条	消防吏員又は消防団員 がいないとき
知事 知事の命を 受けた県の 職員	指示	洪水地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
水 防 管 理 者 (町 長)	指示	洪水	水防法第 29 条	
自衛官	警 告	災害全般	自衛隊法第 94 条	警察官がその場にいない時
消防吏員	指示	火災	消防法第 28 条	

(2)町長の措置

町長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示を行う。この場合、避難すべき場所を指示することができる。

なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に 避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段 階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発表することができる。

また、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し又は当該地域からの退去を命ずることができる。

(3)避難の指示等の内容

町長等避難の指示等を実施する者は、原則として次の内容を明示して行う。

- ・ 避難を要する理由
- 避難指示等の対象地域
- ・避難先とその場所
- •避難経路
- •注意事項

(4) 高齢者等避難又は避難指示を行う基準と伝達方法

①避難指示等の発令基準の作成

町は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、災害時に適切な避難指示等を 実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に、避難指示等の発 令の判断基準等について、できる限り客観的な数値により整理した「避難指示等の判 断・伝達マニュアル」を整備するよう努める。

なお、判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断する。

避難指示等の類型別一覧

避難の類型	発令時の状況
警戒レベル3 高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況。
警戒レベル4 避難指示	前兆現象の発生や地域の特性、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、あるいは 既人的被害が発生した状況。

②避難指示等

危険が切迫した場合には、町長は、警察署長及び消防長、消防団長と協議のうえ、 地域及び避難先を定めて当該地域住民に対し避難指示等を発令する。この場合、直 ちに県知事に報告する。

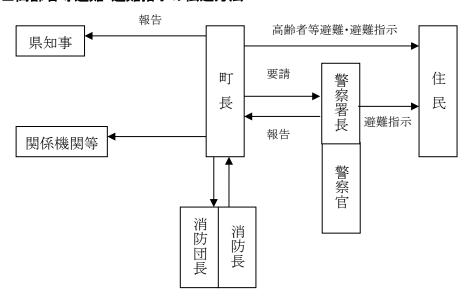
③警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、町長は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じるものとする。

4 警察官による避難の指示等

災害現場において、町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は町 長から要求のあったときは、警察官が立ち退きの指示及び警戒区域の設定を行うこと ができる。この場合、直ちに町長に通報する。 また、警察官は、人命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合、その場に 居合わせた者に対して避難の措置を講ずることができる。この場合、公安委員会に報 告するとともに町長に通知する。

■高齢者等避難・避難指示の伝達方法



4. 避難誘導

延焼火災の拡大などの危険が切迫し、住民が避難する場合、避難住民の安全を確保するには、適切な誘導等を行うことにより混乱なく避難を実施する必要がある。

広域避難場所への避難者の誘導は、あらかじめ定められた派遣職員が避難所班長の 指示に基づき、消防本部・消防署・消防団、警察署等と協力して行う。

(1)避難誘導の実施

避難指示等が出された場合、町は警察署等の協力を得て、地域又は自主防災会単位に地元が選定した「一時集合場所」に避難住民を集合させたのち、あらかじめ指定した「自治会避難所」に誘導する。さらに必要がある場合は、町内の地区ごとに定めた「広域避難場所」に移動させる。

(2)避難の安全性の確保

誘導に当たっては、事前に安全な経路を検討し、危険箇所を標示、なわ張り等をする ほか、状況に応じて誘導員を配置して、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明 器具等を活用する。浸水等の場合は、船艇又はロープ等の資機材を利用して安全を期 する。

(3)要配慮者への配慮

災害発生時に迅速、適切な行動をとることが困難と予想される要配慮者に対し、周辺 住民及び自主防災会等の協力により、優先的な避難誘導に努める。

また、福祉避難所の指定を行い生活確保に努めるものとする。

(4)避難に際して町民が留意すべき事項

避難が円滑に実施されるため、あらかじめ次の事項を町民に周知し、平素から訓練 指導するものとする。

- 非常持出品の準備。
- ・避難は、やむを得ない場合を除き、徒歩で行う。
- ガスの元栓を閉める。
- ブレーカーを切る。
- ・外出中の家族のために避難先のメモを残す。
- ・正しい情報を把握し、正しく行動する。
- ・近所どうし協力して避難所へ移動する。
- できるだけ軽装な服装で素足を避ける

非常持出品リスト		
(飲料水・食料)	(生活用品)	
·飲料水(1人最低 1.5 %)	・携帯ラジオ、懐中電灯など	
•非常食	•携帯電話(充電器)、乾電池	
	・ヘルメット、防災頭巾、笛	
(貴重品)	・軍手等、マスク、防寒具、雨具	
・現金、通帳など	・着替え、下着、靴下、生理用品	
・健康保険証、お薬手帳	・救急セット、常備薬、歯磨きセット	
・免許証など	・ティッシュ、トイレットペーパー	
	・ごみ袋、簡易トイレ、ロープなど	

5. 避難所の開設

被災者等のうち、住居等を失い、引き続き宿泊や給食等の救援を要する者については、 あらかじめ指定された施設に「避難所」を開設し収容保護する。避難所の開設は、別紙避 難所運営マニュアルに従って実施する。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所を開設する。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、民間施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、町は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ警察署、自衛隊等関係機関に連絡する。

(1)避難所の緊急点検

あらかじめ町が指名した避難所派遣職員は、避難所確認票により、体育館、教室、廊下、校庭、プール、校庭の防災倉庫、構内の備蓄倉庫等の異常の有無を点検し、本部へ報告する。

(2)避難所の開設

派遣職員は、マニュアルに従い、災害の状況、規模等に応じて避難所を開設する。事前に定められた避難所に収容することが困難な場合は、次の方法により処置する。

- ・他の公共施設への収容
- ・事業所等の利用
- ・天幕等による野外仮設物の利用

■広域避難場所(指定緊急避難場所・指定避難所) 指定緊急避難場所

名 称	敷地面積(㎡)	収容人数(人)	住 所	電話
中井中学校	18,425	2,000	中井町比奈窪 295	81-0226
中村小学校	18,474	1,200	中井町半分形 350	81-1116
井ノロ小学校	15,506	1,200	中井町井ノ口 2005	81-1123
境コミュニティセンター	1,500	200	中井町境 1293	80-1777
中井中央公園	178,000	4,400	中井町比奈窪 580	81-3894

収容人数については、避難者1人あたりの使用面積を4㎡として施設の有効面積から 算出したもの。

指定避難所

名 称	延床面積(m²)	収容人数(人)	住 所	電話
中井中学校	6,619	600	中井町比奈窪 295	81-0226
中村小学校	6,461	550	中井町半分形 350	81-1116
井ノロ小学校	5,095	550	中井町井ノ口 2005	81-1123
境コミュニティセンター	493	40	中井町境 1293	80-1777

収容人数については、施設の有効面積から通路分として 20%を減した面積から、避難者1人あたりの使用面積を4㎡として算出したもの。

町は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県 をはじめ松田警察署、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3)避難所収容対象者

- ・住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- 住家が被害を受けるおそれのある者
- ・災害によって現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれがある者 「参照]資料 4.5 様式 6 避難場所確認票(資料編 p.47)

6. 避難所の運営

町は、県の避難所マニュアル策定指針を参考に、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営を行う。避難所の運営に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努める。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとする。

(1)避難所の運営

避難所の運営は、町が派遣した職員が、警察署の協力を求め、あらかじめ作成した 避難所運営マニュアルに従って実施する。また消防本部・消防署・消防団は、避難者の 安全確保等のため職員を派遣し、避難所の運用に協力する。避難所の運営に当たって は、自主防災会等地域の協力を得るようにする。

運営上の主な留意点を次に示す。なお、詳細は別紙避難所運営マニュアルによるものとする。

①避難者名簿の作成

派遣職員は、避難者が記入した「避難所カード」に基づき、「避難所設置及び収容 状況」の様式により逐次本部へ避難の状況を報告する。併せて各避難所との連絡体 制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者名簿を作成する。避難者 数が多い場合は、混乱を避けるために、事前に作成した住民名簿との照合により避 難者名簿を作成する。

②物資の供給

避難所において、食料、毛布、その他の救援物資が必要な場合は、本部に速やかに連絡し、輸送係から物品輸送引渡書とともに受領し、避難者に配布する。配布に当たっては、要配慮者を優先し、配布品目等についても留意する。

また、要配慮者のほか、アレルギーや慢性疾患等で食事療法が必要な人等へは食事について特別な配慮を行うとともに、被災者の身体状況に応じた食料供給や栄養管理に努める。

③医療救護

避難者の中に負傷者等がいる場合は、医療機関・消防本部等に連絡し、適切な処置をとるとともに状況を記録し後に本部へ報告する。

④男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

町は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努める。

町は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

⑤その他

町は、各避難所の避難者に係る情報の早期把握及び在宅での避難や車中泊など、 様々な事情から避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等に報告を行う。

また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策やエコ/ミークラス症候群対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、妊産婦、母子等の要配慮者のための専用スペースの確保に努めるとともに、巡回警備等により、避難所の安全性の確保措置に努める。さらに、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努める。

町は、広域避難場所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置する。

町は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応する。

町は、避難所のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や道路の途 絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの 適否を検討する。

町は、避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難者の健全な住生活の早期確保、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じ空室情報を把握して、旅館やホテル、公営住宅や民間賃貸住宅等への移動を避難者に促す。また、応急仮設住宅の迅速な建設により、避難所の早期解消に努める。

[参照]資料 4.5 様式 7 避難者カード、様式 9 避難所設置及び収容状況、様式 10 避難所収容者名簿報告書、様式 11 避難所収容台帳(資料編 p.48,資料編 p50~52)

7. 避難路の通行確保と避難の誘導

町は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に 避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先 への誘導に努める。なお、その際は、避難措置の実施者の安全確保に留意する。

8. 帰宅困難者への対応

町は、企業や事業所等と協力して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努め、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努める。

町は、事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、県への情報伝達を行う。

また、帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意する。 交通機関が途絶したために帰宅できない者等滞留者は、町の開設する避難所に収容 保護する。また、交通機関の復旧が長期にわたる場合、町は収容者の帰宅のための臨時 措置を県並びに関係機関に要請する。

9. ペット対策

町は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等で飼い主の判明している動物の救護を行う。

10. 高齢者、障がい者等への配慮

町は、在宅又は施設利用の高齢者及び障がい者の安否確認及び避難対策について、 地域の自主防災組織・社会福祉協議会と協力し、所在情報を把握するとともに、迅速に避 難ができるよう努める。

避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施し、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアに努める。 特に福祉避難所の指定、高齢者、障がい者等の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等に努める。

また、高齢者、障がい者等に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに、高齢者、障がい者等に対して、必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施する。

第4節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

1. 計画の方針

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、汚水のいっ水等により、感染症がまん延するおそれがある。このため、被災地の家屋内外その他の場所を消毒し、また、感染症患者を早期に発見するため、各種の検査、予防措置及び応急的救助を実施する。

2. 実施主体

税務町民班・環境上下水道班・健康班・産業振興班、防災関係機関等(小田原保健福祉事務所足柄上センター・足柄上医師会・足柄歯科医師会・小田原薬剤師会・足柄東部清掃組合・足柄上衛生組合)

3. 保健衛生及び健康管理支援

町は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群や感染症予防等への対応を周知するとともに、こころのケアを含めた対策を行う。

町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努める。

町は、災害による、要配慮者をはじめとした被災者の急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害などをケアするために、かながわDPATや精神科医や福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じる。

また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努める。

4. 防疫活動

(1)防疫班の編成

被災状況により、必要に応じ保健福祉事務所及び医師会等に協力を求め、防疫班を編成する。町は、防疫班の活動の実施に人員が不足する場合は、必要に応じ知事に応援を要請する。

(2)防疫班の活動

防疫班は、地域住民の協力を得て、町内の道路、公園、避難地その他必要な場所を消毒する。また、保健福祉事務所の協力により、検疫調査及び健康診断、避難所の防疫指導、予防宣伝を迅速かつ的確に行う。

病人等を発見したときは、直ちに町本部に通報するととともに応急処置を行う。また、 感染症患者を発見したときは、直ちに保健福祉事務所に通報するとともに消毒等の二 次感染の防止対策を行う。

(防疫対策)

- ・感染症予防上必要と認めた場合の清掃方法及び消毒方法
- ・ねずみ族、昆虫の駆除
- ・予防接種の指示
- •厚生労働省の承認を得たうえでの予防内服薬の投与

(3)防疫業務の実施方法

①保菌者検索

消化器疾患に重点を置き、発生の疑いのある地域住民について、保健福祉事務所と協力し検便を実施する。

②検病疫学調査

感染症の患者発生が認められた時、又はその疑いが発生したときは、保健福祉事務所に協力して、接触者の健康診断を行うとともに、保健師を中心とした聞き取り調査により、感染原因等を調査する。

③感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、町は、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

4清潔方法

町は、清潔方法の実施に当たっては、管内における道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。

災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし被災地の 状況に応じ、町は、的確な指導あるいは指示を行う。

町は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物は、焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

⑤消毒方法

感染症患者発生又はそのおそれがある時、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて家屋内外、トイレ、給水給食施設等の消毒を実施する。

町は、消毒方法の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行う。

消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜の場所に配置する。

⑥ねずみ族、昆虫の駆除

町は、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図り、汚染地域の蚊・はえ等昆虫の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみの駆除を実施する。

⑦予防接種

町は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを 迅速に措置する。

(4)消毒用薬品及び資機材の確保

消毒に要する薬品及び資機材については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に基づく防疫措置及びねずみ族、昆虫駆除用の資機材を使用するものとし、備蓄については今後検討するものとする。緊急事態で上記の資機材で不足する場合は、知事に要請する。

5. 飲用水・食品監視活動

保健福祉事務所は、災害の状況に応じ、応急給水用飲料水の衛生指導及び冠水した 食品関係営業施設等の監視指導を行い、飲用水、食品等に起因する危害発生の防止に 当たる。

6. 行方不明者の捜索・遺体対策等

(1)計画の方針

災害の発生により行方不明者や死亡者が発生したときは、行方不明者の捜索、遺体の処理等について、町及び防災関係機関は相互に連絡し、迅速に処理し、人心の安定を図ることが必要である。

災害救助法が適用された場合、町は、防災関係機関の協力のもとに行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬等を実施する。

(2)実施主体

企画班·税務町民班·環境上下水道班·福祉班·消防本部·消防署·消防団、防災関係機関(松田警察署、足柄上医師会)

(3)行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、消防本部・消防署・消防団等をもって捜索隊及び作業班を編成し実施する。この場合、警察署に連絡をとり作業の円滑を図る。

[参照]資料 4.12 様式 12 行方不明捜索届出書(資料編 p.53)

(4)遺体の処理等

遺体の処理については、適切な対応をとるため神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った柩の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

また、必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力 を得て、広域的な火葬の実施に努める。

①広報

町及び警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに警察署又は直近の 警察官にその旨通報するように広報を徹底する。

②通報

町は、遺体を取り扱った場合には、警察署に通報する。

③検視、調査等

警察署は、遺体の検視、調査等を行う。

4)検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

なお、検案後、町は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等を行う。

⑤遺体の収容

町は、警察署とあらかじめ適当と認められる公共施設のうち、遺体の検視、検案及び遺族への引き渡し等、実施のための施設を選定のうえ、遺体収容・安置施設として指定し、災害時には直ちに開設する。町は捜索により収容された遺体を遺体収容・安置施設へ搬送する。

なお、町の遺体収容所は、原則として、次の施設とする。

■遺体収容所

施 設 名 称	住 所
中井町農村環境改善センター	中井町比奈窪 56

⑥身元確認、身元引受人発見

町は、警察署、自主防災会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

⑦遺体の引き渡し

警察署は、検視、調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を町に引き渡す。 この際、町と警察署は、遺体の引き渡し作業を協力して行う。

⑧身元不明遺体の対応

町は、身元の確認ができず警察から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬又は火葬を行う。

[参照]資料 4.5 様式 13 死体処理台帳、様式 14 埋葬台帳(資料編 p.54~p55)

第5節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

1. 計画の方針

町民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料等(飲料水、生活用水、食料及び生活必需物資等)の不足が生じた場合、町は、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食料等を供給する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに十分配慮する。

また、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、物資等が提供されるよう努める。

2. 実施主体

地域防災班・環境上下水道班・産業振興班・避難所班、防災関係機関(農林水産省、 足柄上商工会、神奈川県トラック協会)

3. 飲料水及び生活用水の確保・供給

災害が発生し、水道施設の損傷等により飲料水の供給が停止した場合には、町は速やかに給水拠点となる配水池や、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して直ちに応急給水を実施する。

(1)給水体制

災害時における応急給水は、環境上下水道班が担当し、必要に応じて他班の応援などにより給水班を組織する。なお、町単独での給水が困難な場合には、関係機関に対し、支援を要請する。

(2)給水基準

災害時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1日1人約3リットルを基本として供給する。なお、給水は、時間の経過とともに生活用水も必要となるため、状況等を踏まえ計画的に実施する。

(3)給水活動

応急給水における業務内容は次のとおりである。

- ・鋼板プール、非常用飲料水貯水槽の保有水量の確認
- ・塩素滅菌装置の点検
- 給水諸機器、自家発電装置、浄水機などの機能確認
- 各給水拠点の応急給水施設の開放と給水
- プール水等を活用したろ水機による水の確保
- ・非常用飲料水貯水槽から確保した水の給水容器を用いた搬出
- ・ポリタンク等の給水備蓄資機材の被災地への速やかな運搬
- ・応急給水車による給水の実施
- ・民間及び他の自治体等への応援給水車の調達

(4)給水要領

被災直後における給水は、学校等、応急給水拠点を定め、給水車、給水タンクなどに取水し被災者に給水する。また、給水に当たっては、医療機関などの重要施設には 応急給水車により優先的に給水する。

(5) 応急飲料水以外の生活用水の供給

飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める とともに、各家庭においても、水道水を浴槽等に貯水するように広報を行い町民に周知 する。

4. 食料の調達・供給

日常の食料を失った被災者に対して、備蓄食料等を活用するとともに、主要食料及び 副食・調味料等を調達し、搬送、炊き出し等を実施する。

(1)配布基準

町の被災者に対する食料の配布は、米穀類を原則とするが、状況等によっては乾パン及び麦製品とする。また、食料の配布基準は、原則として次のとおりとする。

- ・被災者に対する炊き出しによる給食
- ・被災により配布機関が配布できない場合の、その機関を通じない配布
- 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対する給食

(2)食料の調達

①町内の米穀業者等からの調達

災害時における米穀等の確保についてはそれぞれ関係機関を通じ、各卸売及び 小売販売業者から貯蔵米穀、製パン等を調達するものとする。

②県知事への調達要請

町は必要に応じて、災害応急米穀の供給を県に要請する。県は、協定を締結している米穀卸売販売業者等の手持精米が不足する場合は、政府所有米穀の供給を農林水産省(政策統括官付貿易業務課米穀業務班)に要請する。なお、交通、通信の途絶のため県知事へ要請できない場合は、政府所有米穀の供給を農林水産省(政策統括官付貿易業務課米穀業務班)に要請する。

また、パン、即席麺、粉ミルク等、米以外の食料についても、応急物資の取扱いに関する協定の締結先に要請する。

(県が協定を締結している食料)

・米、食パン、粉ミルク、味噌、醤油、梅干、沢庵、福神漬、 即席麺、野菜ジュース、生鮮食料品等

③食料調達状況の報告

産業振興班は、食料の調達、輸送状況について別紙様式にて調書を作成し、逐 次本部に報告する。

(3)食料の搬送

食料の搬送は、原則として貨物自動車による陸上輸送を行うものとし、町が備蓄する食料は、町が搬送する。

また県からの救援食料は、県が食料等集積地(広域防災活動拠点 – 神奈川県足柄 上合同庁舎)まで搬送し、集積地からは産業振興班が搬送する。ただし、交通障害により集積地までの交通手段を得ることができない場合は、町より県へ集積地の変更を申し 入れる。

町の食料等集積地は、交通の利便及び避難所への搬送経路及び連絡等を勘案して、決定するものとする。

(4)被災者への炊き出し配布

被災者に対する給食は、原則として避難所において実施し、給食を必要とする在宅 及び車中泊被災者、代替施設収容者等についても、最寄りの避難所で給食する。

避難所における食品の配布は、一時に多数の給食は困難と思われるので、要配慮者を優先し、また、被災者の身体状況を考慮し、避難所班が自主防災会等の協力により公平かつ円滑に実施する。

被災者に対する炊き出しは、災害用煮炊き釜により米等を現地炊き出しする。 「参照]資料 4.18 物品輸送引渡書・物品受領書、様式 1 輸送状況(資料編 p.89~90)

(5)要配慮者等への配慮

内部疾患者、そしゃく機能低下者、食事制限者、食物アレルギー患者等に対する配 慮や妊産婦や乳幼児・子ども、外国人への配慮に努める。

「参照]資料 4.18 物品輸送引渡書·物品受領書、様式1輸送状況(資料編 p.89~90)

5. 生活必需物資等の調達・供給

被災者に対する生活必需物資の供給については、町保有の備蓄品の他、業者調達により確保し、それでも不足する場合は、県に要請する。

(1)配布基準

町の被災者に対する生活必需物資等の配布基準は、原則として災害救助法による 生活必需物資の給(貸)与費用限度額による生活必需物資の範囲は寝具、衣料品、炊 事用具、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等とする。

(2)生活必需物資の調達

災害時には被害の程度に応じて給与品目を決定し、調達協定業者や町内小売業者から調達を行う。

町は、災害救助法適用後において、生活必需物資の給(貸)与の必要が生じたときは、 直ちに県知事の指示を受けるとともに、必要ある場合は、物資の調達を要請するものと する。ただし、被害の状況により現地調達が適当と認められる物資については、県知事 の指示により町長が現地調達するものとする。

物資の調達は、町においては産業振興班が行う。調達物資の出納保管は地域防災 班が行う。

(3)生活必需物資の搬送

生活必需物資の搬送は、食品の搬送の例により地域防災班からの配車を受けて、産業振興班が実施する。

外来救援物資の受付・出納保管は、地域防災班が行う。物資は、町庁舎又は本部の 定めるところに集積し、民間団体等の協力を得る他、町職員により配分する。配分計画 は、地域防災班にて策定する。

(4)生活必需物資の配布

被災者への生活必需物資の配布は、食品の配布の例により避難所において避難所担当が実施する。原則として要配慮者を優先してできる限り公平に配布する。

(5)県知事への応援要請

町は、生活必需物資の給(貸)与が困難なときは、県知事に応援を要請するものとする。

第6節 文教対策

1. 計画の方針

災害時におけるこども園児、保育所園児(園児)、学校児童生徒等の生命及び身体の安全確保を図るとともに、こども園、保育所、学校における応急教育の円滑な実施等について万全を期する。

2. 実施主体

福祉班•教育班

3. 園児、児童生徒の安全確保

こども園、保育所、学校の施設管理者(園長、学校長)は、園児、児童生徒の安全確保を第一に、避難・誘導・保護計画に基づき、状況に応じた適切な緊急避難の措置を講じる。

(1)学校の対応

施設管理者は、対策本部を設置し、災害の規模、園児、児童生徒、職員及び施設・ 設備等の被害状況を把握するとともに、福祉班及び教育班と連絡し、災害対策を実施し、 施設の管理等万全な措置を講じる。

また、施設管理者は、福祉班及び教育班と協力し、園児、児童生徒の安否について、保護者等への連絡を行う。

児童生徒等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校 で児童生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡す。

ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校するまでは、学校で児童生徒等を保護する。

なお、学校種や震度に応じて、あらかじめ対応を定めておく。

校長は、町教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告する。

初期消火、救護・搬出活動の防災活動を行う。

(2)教職員の対処、指導基準

学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行う。その後、対策本部の指示により、さらなる児童生徒等の安全確保に努める。

児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確 にし、的確に指示する。

学級担任等は、学級名簿等を携行し、対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・ 退避させる。

障がいのある児童生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分 配慮をする。

児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。

遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

児童生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動にあたる。

4. 学校等における避難所の開設

避難所に指定された学校等は、町と連携して避難所を開設し、避難者の安全確保を図る。

避難所に指定されていない学校等においても、地域住民等が避難してきた場合に避難者の安全確保を図る等、町と連携して対応する。

5. 応急教育

(1)応急教育の実施

災害により学校施設が使用できなくなった場合、近隣の施設に応急収容等の措置により分散授業を実施する。施設が不足し、その用途に供し得ない場合は、公民館等に応急収容し、分散授業を実施する。

学校施設の一部が損壊し使用不能となった場合は、応急修理又は補強を行い、学校教育に支障のないよう万全の措置を講じ、休校をできる限り避ける。なお、必要に応じ仮校舎の建設、2 部授業等の編成を行う。

(2)被害状況の把握及び報告

学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等及び施設設備の被害状況を把握し町教育委員会等に報告する。

また、町教育委員会においては取りまとめのうえ、県西教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

(3)教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により、施設の効率的な利用を図る。

①被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

②学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。

③仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

4公共施設の利用

被災を免れた公民館等を利用して、授業の早期再開を図る。

(4)教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能になった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

①臨時参集

教員は、原則として各所属に参集するものとする。

ただし、交通途絶で参集不能な場合は、最寄りの学校(小・中学校)に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校において、責任者(学校付近居住者)を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等について「(2)被害状況の把握及び報告」により県教育局教職員人事課に報告する。

ウ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参 集した教員をもって授業が行える体制を整える。

②退職教員の活用

災害により教員の死傷者等が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてる。

(5)教材、学用品の調達及び支給

被災により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒等に対しては、町 教育委員会において調達配給する。

(6)給食等の措置

学校給食施設が被害を受けた場合には県教育委員会との連絡を密にし、応急復旧を要するものについては、速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するように努め、できる限り給食を継続して実施する。

(7)児童生徒等の心的症状の対応

校長等は、被災後、児童生徒等の心的症状に対応するため、日頃から学校医、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携を密にし、校内相談体制の整備を図るとともに、校内研修に努める。

(8)学校納付金等の減免

町教育委員会は、被災した町立学校等の児童生徒等に対する学校納付金等の減額、 免除等について必要な事項を定めておく。

6. 応急保育

(1)応急保育の実施

応急保育計画等に基づき、受入可能なこども園児、保育所園児及び学童保育通所児童は、こども園、保育所及び学童保育において保育する。また、被災により通園できないこども園児、保育所園児及び学童保育通所児童については、地域ごとの実情を把握する。

避難所等にこども園、保育所、学童保育施設を提供したため、長期間こども園、保育所、学童保育施設として使用ができない時は、教育班、福祉班と協議して早急に保育等が再開できるよう措置する。

こども園長、保育所長及び学童保育の長は、災害の推移を把握し、教育班、福祉班と緊密な連絡のうえ、平常保育に戻るように努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

(2)孤児の保護体制

総務班、福祉班は、教育班と連絡をとり、広域避難場所等における孤児の実情を把握し、孤児を避難所及び前記のこども園、保育所で保護するとともに、県に報告し、今後の対応について協議する。

7. 社会教育施設の応急対策

災害が発生し、各種事業を継続する事が困難であると施設の長が判断したときは、速や かに事業を休止し、利用者に対する安全な措置をとり行う。

8. 文化財施設対策

文化財所有者及び管理者は、文化財が被災し、又はそのおそれがある場合は、直ちに 消防署及び町教育委員会に通報するとともに、被災の防止又は被害の縮小に努める。 また、消防本部及び関係機関は、文化財の被害の拡大を防ぐため、協力して措置を講

じる。

文化財に被害が発生した場合は、所有者又は管理者は、町教育委員会へ届け出る。

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1. 計画の方針

災害時における応急給水、食料の配布、生活必需品等の配布や、医療救護活動を円滑に実施するため、車両の確保及び道路の応急復旧作業に努めるとともに、車両の効率的な運用やあらゆる交通手段を利用した緊急輸送を実施する。

2. 実施主体

地域防災班・まち整備班、防災関係機関(神奈川県トラック協会、松田警察署)

3. 道路啓開

災害発生時には、道路上に落下物、倒壊した電柱、家屋及び放置された自動車などの 障害物が散乱し、また、道路の陥没や亀裂などにより、被災者の救援救護活動はもちろん 緊急物資の輸送に支障を来すおそれがある。

このため、町は、県等と連携し災害時における輸送路を確保するため、緊急啓開道路を選定し、これらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて行う。

(1)緊急輸送路の選定

(1)県

災害時における救援救護活動に必要な緊急車両の走行帯の確保を図るため、他の 道路に先がけて道路上の障害物の除去や陥没、亀裂などの応急補修を行う道路を緊 急輸送道路として選定している。

ア 第1次路線

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送の骨格をなす道路。

イ 第2次路線

第 1 次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する道路のうち、市町村庁舎に連絡する道路。

②HT

県の緊急輸送道路は、いわゆる主要な幹線道路を中心に選定されるため、町は県 指定路線と町内の避難所、備蓄倉庫、物資集積地点等を結ぶ路線、主要公共施設や その他重要施設等を結ぶ路線を緊急輸送路として指定している。

[参照]資料 3.1 町指定緊急輸送路(資料編 p.27)

(2)道路啓開作業

各実施機関は、啓開作業に当たっては連絡を密にし、迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を定め作業の効率化を図る。

4. 緊急通行車両の調達

災害時には、食料や救援資機材の輸送、負傷者、災害活動要員等の搬送に必要な車両が必要である。また、特に震災時には、応急対策の実施に従事する車両として確認された「緊急通行車両」以外の一般車両については、交通規制の対象となる。

このため、災害応急対策を円滑に実施するためには、災害発生とともに、輸送車両等必要な車両について速やかに緊急通行車両としての確認手続を行うことが必要とされる。

(1)緊急通行車両の調達

災害時における食料や救援資機材の輸送、負傷者や災害活動要員等の輸送に必要な緊急通行車両については、町が所有する全車両をあてるほか、神奈川県トラック協会等の協力により車両を確保する。さらに、不足する場合は、県に対して応援要請を行う。特に災害時において被災者を避難させるための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため所要の車両等を確保し万全を期するものとする。総務班は、町所有の車両の全面的活用と住民の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。

(2)輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

①第1段階(発災直後から2日目までの間)

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員、物 資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道 施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員 及び物資

②第2段階(発災後3日目からおおむね1週間の間)

- ア 上記第1段階の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③第3段階(発災後おおむね1週間以降)

- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

5. 緊急通行車両の確認手続き

(1)緊急通行車両(確認対象車両)

緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に規定する災害応急対策の実施 責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両 である。

- ・警報の発令及び伝達並びに避難の指示
- 消防、水防、その他の応急措置
- ・被災者の救援、救助その他の保護
- ・災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- ・施設及び設備の応急の復旧
- ・清掃、防疫その他の保健衛生
- ・犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持
- 緊急輸送の確保
- •その他災害の発生の防御又は、拡大の防止のための措置

(2)緊急通行車両の確認

①確認事務処理

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに 同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、県知事が行う 車両を除いて、県公安委員会(県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交 通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所)が行う。

②緊急通行車両の事前届出

総務班は、緊急車両確認申請書に輸送目的、経路その他所定の事項を記載のうえ申請し、緊急通行車両としての確認を受けるものとする。その際、災害対策基本法施行規則第6条に定める証明書及び標章の交付を受けるものとする。

なお、緊急やむを得ない場合においては、口頭による申請により交付を受けることができる。

(3)車両の運用

災害対策本部が設置されたときは、庁用車及び調達車は、すべて地域防災班が集中管理する。ただし、既に課所に配属されている車両は、地域防災班から要請があるまで当該課所が実施する応急業務に使用することができる。地域防災班は、災害対策本部各班の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

各班は、応急対策を実施するうえで車両が必要になったときは、地域防災班に対し 用途、使用予定時間、台数等必要な事項を添えて配車を要請する。

(4)配車を必要とする応急対策

災害の規模によっても異なるが、配車を必要とする応急対策は、おおむね次のとおりである。

- •広報活動
- •人員、物資搬送
- •被害状况等調查
- •医療救護活動
- ・ゴミ処理、し尿処理
- •消毒、防疫活動
- •応急給水
- •復旧活動

(5)その他の輸送手段

災害時の道路状況や緊急性、被害状況等に応じて、下記の手段を利用した陸路、空路による緊急輸送を検討する。また、必要な車両等の確保が困難な場合は、県に対して要請及び調達、あっ旋を依頼する。

①乗用車及びバス

バス、タクシー会社等に協力を求める。

②貨物及び特殊自動車

運送業者及び建設業者に協力を求める。

③鉄道

町は応急対策の実施に必要な人員、物資及び機材等の輸送について東日本旅客鉄道(株)及び小田急電鉄等に協力を要請する。

4)航空機

緊急を要するときは、県を通じて自衛隊等に対して航空機(ヘリコプターを含む。) の派遣要請を行う。

また、町は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図る。

6. 障害物の除去

町は、各種応急措置を実施するため障害となる工作物及び山(がけ)崩れ、浸水等によって住家、又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。実施困難なときは、県に対し応援協力を要請する。

道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行う。県管理の道路、河川等については、県土整備局及び環境農政局が松田警察署又は消防、自衛隊の協力を得て行う。

その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者又は管理者が行う。

(1)障害物除去の対象

災害時における障害物(工作物を含む)除去の対象は、おおむね次の場合とする。

- ①町民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- ②河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ③緊急通行車両の通行、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- ④その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(2)障害物除去の方法

- ①障害物の除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建設業 者等の協力を得て、速やかに行う。
- ②除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

(3)除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、おおむね 次の場所に集積廃棄又は保管する。

ただし、災害の状況によっては、緑地帯等を一時使用する。

- ①廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に 適当な場所
- ②保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- ③除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- ④広域避難地として指定された場所以外の場所

7. 交通規制

(1)警察

①危険防止及び混雑緩和の措置

被害の状況を掌握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

②災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的 に行う必要がある。

ア 被災地等への流入抑制

大震災が発生した直後においては、次により避難路及び緊急交通路について 優先的にその機能の確保を図る。

混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域 (以下「通行禁止区域等」という。)を設定し、交通整理又は交通規制を行う。

流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行う。

高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。

イ 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を掌握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

ウ 道路管理者等への通知

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行う。

エ 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、道路管理者の協力を得て、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行う。

(2)自衛官及び消防職員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防職員は、警察官がいない場合に限り、 それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他 の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がその現 場にいない場合は、当該措置を行う。

なお、当該命令措置をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を 通知する。

(3)警察署長の行う交通規制

警察署長は、その管轄区域の道路について災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(4)警察官の行う交通規制

警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

「参考図書]交通規制対象路線図(県地域防災計画)

第8節 警備・救助対策

1. 計画の方針

警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、あるいは災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な応急的対策を実施することにより、町民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期す。

2. 実施主体

防災関係機関(松田警察署)

3. 警備体制の確立

- (1)警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、あるいは大地震が発生した場合には、警察本部に警察本部長又は警備部長を長とする県警察災害警備本部を設置し、各警察署に署長を長とする警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立する。
- (2)警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行う。

4. 警察署が実施する災害応急対策

警察署は、県災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施する。

(1)警報等の伝達

災害に関する警報等を認知した場合には、その内容、情勢等を分析検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行う。

また、当該警報等の緊急性、町の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備 上必要がある場合は、町の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力する。

(2)情報の収集・連絡

災害警備活動上必要な情報を収集し、収集した情報を必要により関係機関へ連絡する。

(3)救出救助活動

災害の被害を認知した場合には、現場へ警察官を出動させ防災関係機関と協力して、 被災者の救出救助活動等を実施する。なお、必要に応じて県警察本部に機動隊、広域 緊急援助隊等の派遣を要請する。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関 係機関の現場責任者と随時捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

(4)避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難指示の措置を講じる。

(5)交通対策

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、地震の被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

(6)危険物等対策

大規模災害発生時に、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、消防と綿密に連携し、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏洩、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行う。

(7)防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、 暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に 努める。

さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(8)ボランティア等との連携

自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種 犯罪・事故未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動 が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(9)広域支援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助 要請を行う。

なお、応援部隊は、町の用意する広域活動拠点を活用して災害応急対策を実施する。

第9節 ライフラインの応急復旧活動

1. 計画の方針

都市生活の基幹をなす上下水道、電気、ガス、電話等のライフラインについて、それぞれの施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに行う。

このため、各防災関係機関においてそれぞれの活動体制を確立して相互に連携した、 応急対策を進めるとともに、被害状況、復旧[見込み]状況及び安全確認のための情報を 県民等に広報・周知し、二次災害の防止、利用者の不安解消に努める。

2. 実施主体

地域防災班・企画班・まち整備班・環境上下水道班、防災関係機関(東京電力、東京ガス、東日本電信電話)

3. 上水道施設

町は、飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に必要な人員・車両及び資機材を確保し、給水拠点への応急給水を実施するとともに、情報連絡体制を確立し、水道施設の早期応急復旧を実施する。

また、県及び近隣市町と密接な連絡を保ちつつ、混乱を防止するために水道施設の被害状況、応急復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1)災害時の活動体制

環境上下水道班は、応急復旧活動及び情報連絡活動に必要な人員及び資機材を確保し、動員体制を確立する。

なお、担当職員で不足する人員については、他の町職員及び県職員、自衛隊、他の 公共機関及び水道関係業者の応援を求め、不足する車両については、関係機関及び 関係業者に応援を求める。

(2)応急復旧対策

被災した水道施設の応急復旧は、取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から主要供給所に至る送・配水幹線の復旧、広域避難場所等の給水拠点に給水することを最優先とする。

①配水調整

災害時における緊急調整は、被害を受けない配水管を最大限に利用し、断水地域をできるだけ縮小することを基本とし、応急復旧の進行に従って適切な配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。

②応急復旧対策

応急復旧作業は、最初に主要配水管から順次復旧し、避難所等の給水拠点、医療機関等の緊急度の高い施設の復旧を優先的に進める。

③臨時給水栓の設置

被災していない配水管及び復旧された配水管、又は広域避難場所に近い消火栓より臨時給水栓を設置する。

なお、消火栓に臨時給水栓を設置の際は所管消防機関に通報し、火災発生の場合の消火活動の障害にならぬように努める。

④応急復旧用資機材の確保

応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、被害の状況により近隣市町村及びメーカーより調達する。また、応急復旧に必要な工具については、常に点検、整備の万全を期すとともに、協力要請している関係業者の協力により対応する。

(3)災害時の広報

災害対策本部総務班は、災害発生後、被害状況と被害施設の復旧見込みの的確な情報を住民に提供する。主な広報内容は次のとおりである。

- ・風呂桶等への緊急貯水
- •水道施設の被害状況及び復旧見込み
- ・給水拠点の場所及び応急給水方法
- ・水質についての注意事項

4. 下水道施設

下水道施設が被災した場合、被災者の生活に大きな影響をあたえるため、汚水、雨水の疎通に支障のないよう、応急措置を講じる。

(1)災害時の活動体制

災害対策本部の非常配備体制に基づき、環境上下水道班職員を配置し、指示、命令、情報連絡等通信網の確保を図る。また、中井町管工事組合との災害時における応急対策に関する協定書に基づき、必要に応じて応援要請する。

(2)応急復旧対策

下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針をたてる。枝線の被害は直ちに本復旧し、幹線の被害は箇所ごとの被害程度に応じて応急復旧又は本復旧を行う。

(3)災害時の広報

企画班では、関係機関と連絡を密にして、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を 住民に広報する。

5. 電力施設(東京電力パワーグリッド(株))

災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の 二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持 する。

また、感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車並びに防災無線等を通じて広報する。

災害時においては、原則として送電は維持するが、円滑な防災活動を実施するため、 警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じる。

災害復旧の実施に当たっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難所等を優先する。

災害時における復旧資材を次により確保する。

- (1) 現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達 を必要とする資材は可及的速やかに確保する。
- (2)復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両等により行うが、不足する場合は、他業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図る。
- (3)災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保する。

6. 都市ガス施設

東京ガスグループは、社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、 情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。

ガス漏洩により被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

応急の復旧に当たっては、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活保護を優先に行う。

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、 必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて 連携を図る。

7. LPガス

LPガス販売業者は、地震が発生した場合、速やかにLPガス機器の点検を実施し、復旧にあたる。

8. 通信施設(NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ及びKDDI㈱)

災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行う。

また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への特設公衆電話の臨時設置、災官用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施する。

特設公衆電話の臨時設置に当たっては、被災者の利用する避難所を優先する。

災害復旧の実施に当たっては、原則として、治安、救援等の最重要機関及び防災関係機関を優先する。

第10節 災害廃棄物等の処理対策

1. 計画の方針

町は、「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、県と連携してごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、し尿収集対象やごみの発生量を推計し、応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努める。

2. 実施主体

環境上下水道班•防災関係機関(足柄東部清掃組合、足柄上衛生組合)

3. 必要な人員の配置

町は、県等の協力のもと、「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、対策組織に必要な人員を配置する。

4. 連絡体制の確立

町は「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、県等の相互間の連絡体制を確立する。

5. ごみ処理施設、し尿処理施設の被災状況の把握

町は、災害発生後速やかにごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握し、その状況を関係機関に報告する。

6. 仮設トイレの設置

町は、住民の避難状況や上下水道の被災状況と復旧の見通し等の情報に基づき、仮設トイレの必要性や配置を考慮しながら、速やかに仮設トイレを設置する。

町は、備蓄している仮設トイレ数が不足する場合は、し尿収集の委託業者の備蓄分や、 仮設トイレのリース業者からの調達を検討するとともに、県への支援の要請を検討する。

7. し尿及び生活ごみ処理

町は、避難所の収容人数及び断水地域の在宅住民の人数等から、し尿収集対象発生量やごみの発生量を推計し、通常時のし尿やごみの収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図る。

町は、し尿やごみの収集・処理業務の増大により、収集車両や人員、処理施設の能力が不足する場合、処理施設が倒壊又は稼働不能な場合等は、県への支援の要請を検討する。

(1)ごみ処理

①一般廃棄物の収集及び処分の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)に定めるところにより、災害発生の日からなるべく早く収集を行い処分する。ただし、作業通路に障害がある場合は、障害物除去の計画及び復旧計画の進行に併せて速やかに完了する。

②応急清掃の実施

災害の実情に応じこれに当たるとともに、必要に応じ関係業者に対して委託して実施するものとする。

③処理体制

震災時においてのごみ排出は、膨大な量とごみ質において多様なごみの排出が 予想されるが、被災地の環境悪化を1日でも早く回復させるために、ごみ処理を第1 次対策と第2次対策とに分けて対処するものとする。

ア 第1次対策

処分場への短期間大量搬入が困難なため、周辺環境に十分注意しながら公有 地等を利用して、町内に数箇所の臨時ごみ集積場を確保し、これを活用し収集可 能となった時点から、災害復旧計画に従って収集委託の平常作業の人員及び応 援臨時雇上げの人員並びに機材により対処する。

イ 第2次対策

第1次対策に従って、臨時ごみ集積場に搬入されたごみは、応援及び臨時雇上 げ人員及び機材を活用して処分場となる足柄東部清掃組合に搬出し処分するもの とする。ただし、ごみ焼却施設が浸水等により使用不能の場合は、埋立処理する。

(2)し尿処理

①し尿処理体制の整備

し尿の処理に関し、地震発生後の発生量の見積り、災害用仮設トイレの確保等を 円滑に進めるため、被害想定等に基づく事前計画の策定を行う。

②処理対策

足柄上衛生組合並びに清掃委託業者及び許可業者に委託し、収集処理する。

③応急仮設トイレ

町は、広域避難場所等に必要に応じて応急仮設トイレを設置し、その場所を清掃 委託業者及び許可業者に通報し、処理を依頼する。

第 11 節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

1. 計画の方針

町は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民をはじめとする町民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努める。

また、被災者の生活上の不安を解消するために総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る。

2. 実施主体

地域防災班•企画班•総務班•産業振興班、各防災関係機関

3. 被災者等への情報提供

町は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言、飛語等による社会的混乱を防止し、町民のこころの安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

(1)町

発災時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、掲示板、広報紙、インターネット等によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するよう努める。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、観光客、外国人等にも配慮した伝達を行う。

(災害情報等)

- ・地震の被害、余震の状況
- ・二次災害の危険性に関する情報
- •避難所情報
- •安否情報
- ・ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- 医療機関などの生活関連情報
- それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- ・交通規制等に関する情報

民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努める。

被災者の安否情報について住民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を 不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。 なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける おそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。

(2)集配郵便局等

住民等に対して、「災害時における相互協力に関する覚書」に基づいて、町や県から提供された情報を必要に応じて広報する。

(3)防災関係機関

それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、住民や利用者への広報を実施する。

(4)町、県及び防災関係機関

情報の公表や広報活動の際、その内容について相互に通知し情報交換を行う。

4. 災害相談の実施

(1)災害相談の実施

町は、地域の被災住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して、臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施する。

相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力の下、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行う。

(2)災害相談の内容

災害相談の内容は、発災時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料・水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活やこころの悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援する。

5. 物価の安定、物資の安定供給

町は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り 惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

また、町は、コンビニエンスストアなどの小売店舗等と協定を結び、物資が安定的に供給されるように努めるとともに、発災後速やかに営業が開始できるよう、物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努める。

第 12 節 広域的応援体制

1. 計画の方針

町は、災害応急対策実施のために必要な場合、地方自治法第252条の17若しくは災害対策基本法第29条の規定に基づき、国若しくは県又は他の公共団体から技術者等職員の派遣を求め、災害対策の万全を期する。

2. 実施主体

地域防災班・まち整備班・健康班・福祉班・産業振興班・消防本部・消防署・消防団、各 防災関係機関

3. 防災関係機関との相互協力

(1)防災関係機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、所管に係る災害応急 対策を実施するとともに、町が実施する応急対策が円滑に行われるようその業務につい て協力する。

(2)相互協力

町及び防災関係機関は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置を講じるため連絡員の派遣等の措置を講じる。

町、防災関係機関及び防災関係機関相互の応援等は、災害対策本部事務局に対し 次に掲げる事項について、口頭又は電話(無線)をもって要請し、後日、文書により処理 する。

- ・災害(混乱)の状況及び応援を求める理由
- ・応援を希望する機関名
- ・応援を必要とする場所及び日時・期間
- ・応援を必要とする活動内容及び人員等
- ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ・その他必要な事項

■防災関係機関

機関名	電 話	災害対策本部担当	
松田警察署	0465-82-0110	地域防災班	
県西地域県政総合センター	0465-83-5111	地域防災班	
県西土木事務所	0465-83-5111	まち整備班	
小田原保健福祉事務所 足柄上センター	0465-83-5111	健康班、福祉班	
関東農政局(神奈川拠点)	045-211-0584	産業振興班	

[参照]資料 4.12~4.14 神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空特別応援実施要領、消防相互応援協定に基づく覚書(資料編 p.72~84)

4. 県との相互協力

災害時には、町は県と一層の連絡強化に努め、応急対策の円滑な実施を図る。なお、 必要に応じて県知事に対し、応援、応援のあっ旋を要請する。

(1)県に応急措置の実施又は応援を求める場合

町の体制では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、県知事に対して 応援又は応援のあっ旋を求めることができる。また、町長は、災害救助法に基づいて県 知事に応急措置等の実施を要請することができる。

(2) 指定地方行政機関等の応援のあっ旋を県知事に求める場合

(1)自衛隊の災害派遣要請のあっ旋を求める場合

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、県知事に対し派遣に 必要な次の事項を記載した文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電 話等をもって依頼し、事後文書を送付するものとする。

また、県知事に対する要求ができない場合には、最寄りの部隊等の長にその内容を通報連絡するとともに、事後速やかに所定の手続をとるものとする。

- ・災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・派遣を必要とする期間
- 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

②他の市町村、各機関又は他県等の応援要請のあっ旋を求める場合

町は、町の体制では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、県知事に対して、他市町村、各機関又は他県等の応援要請のあっ旋を求めることができる。

(被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請)

- ・避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- ・被災市町村が行う災害マネジメントの総括的支援

[参照]資料 3.4 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定 (資料編 p.30~33)

(3)広域応援の受入れ

①広域防災活動拠点の開設

県は、県内 151 箇所(平成 30 年4月1日現在)の県立高等学校等を指定した広域 応援活動拠点を開設し、広域応援部隊(自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊) 等の受入体制を整える。

また、県は、広域応援部隊に対して、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供する。

②実施する災害応急活動

県及び市町村は、これら拠点相互の連携を図り、災害応急活動を実施する。

- ・備蓄防災資機材・物資の配分、搬送調整
- 救援物資の受入れ、配分及び搬送調整
- 協定物資の受入れ、配分及び搬送調整
- ・輸送車両・ヘリコプターの誘導、物資の搬送調整
- ・救援・復旧等対策に携わる災害応急活動要員等の集結、待機、出動調整
- ・その他必要な災害応急活動

5. 自衛隊の応援協力

(1)災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請する範囲は、おおむね次のとおりとする。

- •被害状況の把握
- •避難の援助
- ・ 遭難者等の捜索活動
- •水防活動
- •消防活動
- •道路又は水路の啓開
- ·応急医療·救護·防疫支援
- 人員及び物資の緊急輸送
- •炊飯及び給水
- ・救援物資の無償貸与又は譲与
- ・危険物の保安及び除去
- •その他知事が必要と認めるもので自衛隊と協議の整ったもの

(2)災害派遣要請

自衛隊の災害派遣は、県知事に対し依頼する。ただし、県知事に対して依頼を行うことができないときは、速やかにその旨及び災害の状況等を陸上自衛隊災害派遣要請窓口へ通報する。

町長は、通信の途絶等により県知事への要請ができない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、防衛大臣、又は地域担任部隊等の長(陸上自衛隊第1師団長)に対して、その旨及び災害の状況を通知することができる。

町長は、上記による通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知する。

(3)自主出動

災害発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の要請を待ついとまがないとき、自衛隊は、自衛隊法 83 条 2 項によりその判断に基づいて出動することができる。 自主出動の判断基準は、次のとおりである。

- ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係わる情報を提供するため、自衛隊が 情報収集を行う必要があると認められること。
- ・災害に際し、県知事が自衛隊の災害派遣に係わる要請を行うことができないと認められる場合で、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合で、当該救援活動が人命 救助に関するものであると認められること。

(4)災害派遣部隊受入れ準備

①他の災害救助復旧機関との競合重複排除

町は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も 効率的に作業を分担するよう配慮する。

②作業計画及び資材等の準備

町は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

③自衛隊との連絡窓口の一本化

町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が講じられるよう連絡交渉の窓口を 災害対策本部事務局に置く。

4派遣部隊の受入れ

町は、災害地に自衛隊が到着するために必要な誘導を行う。また、派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう宿舎等必要な設備を整える。

⑤知事への報告

町は、自衛隊の活動状況等について随時県知事に報告するものとする。

⑥ヘリコプターによる災害派遣

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等 受入れに必要な準備を行う。

(5)派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるとともに、到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

- ・派遣部隊の長の官職氏名
- 隊員数
- •到着時間
- ・従事している作業内容及び進捗状況

(6)災害派遣部隊の撤収要請

町は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、別記資料の派遣要請手続きに準じて撤収要請を行うものとする。

(7)経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ・派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償(自衛隊装備に係るものを除く。)
- ・その他救援活動の実施に要した経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町 が協議する。

第1節 ■陸上自衛隊災害派遣要請窓口

担当区域	要請先	担当窓口/所在地/NTT電話/防災行政通信網
県内全域	第 31 普通科連隊長	第 31 普通科連隊第 3 科横須賀市御幸浜 1-1
		046(856)1291/9-486-9201 内線(630·634)
	第1師団長	東京都練馬区北町4-1-1
		03-3933-1161/9-485-9201·9 内線(239)
	東部方面総監	東京都練馬区大泉学園町
		048-460-1711
		内線(2256)

[参照]資料 4.15~4.16 自衛隊災害派遣要請書、自衛隊災害派遣撤収要請書 (資料編 p.85~86)

6. 海外からの支援の受入れ

町は、国の非常(緊急)災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、県の主導のもと、その受入れと円滑な活動の支援に努める。

7. 労働者の確保

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、町内建設業者等の民間団体等を通じて労務者を確保し、労務供給の万全を図る。

応急援助の実施に必要な労務の雇上げは、次の救助を実施するために不足する労力を補うために行うものとする。賃金は災害救助法に定める実費とする。

- •被災者の避難
- ・医療及び助産における移送
- ・被災者の救出
- ・飲料水の供給
- ・救援用物資の整理、輸送及び配分
- ・遺体の捜索
- ・遺体の処理

第 13 節 災害救援ボランティアの支援活動

1. 計画の方針

大規模災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合においては、町は、県及び関係団体などと連携し、災害救援ボランティアの活動を支援する町災害ボランティアセンター及びその支援を行う県災害救援ボランティア支援センターをそれぞれ設置・運営し、ボランティアニーズ情報の受発信、ボランティアの受入れ・コーディネート等により被災地におけるボランティア活動の効果的な支援に努める。

2. 実施主体

福祉班

3. ボランティア活動支援拠点の設置

町、社会福祉協議会及び災害救援ボランティア団体等は、それぞれの実情に応じて、 発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、災害ボランティアセンターを設置する。

(1) 町災害ボランティアセンターの主な役割

- ・被災地・被災者のボランティアニーズ情報の収集・発信
- 災害救援ボランティアの受入れとコーディネート
- 災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援
- ・町域内外の災害救援ボランティア団体・行政機関と、地域住民等との連絡調整

4. 災害救援ボランティアの受入れ

町は、関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や、必要に応じ、 資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

また、消防機関においても、元消防団員等の経験や能力を有した災害救援ボランティアとの連携に努めるものとする。

5. 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援

行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、町は、 県及び災害救援ボランティア支援団体との協働・連携を進めるとともに、その活動に必要 な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとする。

第 14 節 災害救助法関係

1. 計画の方針

災害救助法による救助は、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。

また、災害時に全国の多くの人々から寄せられる義援物資を効率的に活用する体制づくりに努める。

2. 実施主体

地域防災班•税務町民班

3. 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生した町の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が一定の基準(災害救助法施行令第 1 条)に達するとともに、罹災者が、現に救助を必要としている状況にあるときに適用される。

具体的な適用基準は、次のとおりである。

- (1)住家の滅失による被災世帯が、町域内で、40世帯以上に達した場合
- (2)被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合で、町内の滅失世帯数が 20 世帯以上に達したとき
- (3)被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合又は 災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難 とする特別の事情(※1)がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
- (4)多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、 厚生労働省令で定める基準(※2)に該当するとき
 - ※1 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。
 - ※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、 継続的に救助を必要とすること。

(世帯等の算出基準)

- ・半壊、半焼は、2世帯で1世帯滅失とする。
- ・床上浸水、土砂の堆積等で一時居住不能となった世帯は、3世帯で1世帯滅失とする。

4. 災害救助法の適用手続

- (1) 大規模な災害が発生し、本町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのあるときは、町長は、直ちにその旨を県知事に報告する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による知事が行う救助の補助として着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供する。

5. 救助の内容

災害救助法における救助の種類は、次のとおりである。(県告示)

- (1)避難所、応急仮設住宅の供与
- (2)炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4)医療及び助産
- (5)被災者の救出
- (6)被災した住宅の応急修理
- (7)学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9)死体の捜索
- (10) 死体の処理
- (11)障害物の除去
- (12) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

6. 義援物資及び義援金の受入れ及び配分

(1)義援物資

①民間企業や自治体等からの義援物資

町は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。町及び県は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行う。

②個人等からの小口の義援物資

町及び県は、個人等からの小口義援物資については、原則受入れないこととし、その方針を周知するものとする。

なお、周知に当たっては、記者発表や県及び町のホームページへの掲載のほか、 県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行う。

(2)義援金

町及び県は、義援金の受入れ、配分に関して、町、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

7. 災害弔慰金等

町は、一定規模以上の地震災害により死亡した住民の遺族に対しては災害・財金の支給を、一定規模以上の地震災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対しては災害障害見舞金を支給する。

町は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行う。

町は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

第 15 節 二次災害の防止活動

1. 計画の方針

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、 二次災害防止施策を講じる。

2. 実施主体

地域防災班・環境上下水道班・まち整備班・消防本部・消防署・消防団、防災関係機関

3. 水害 土砂災害対策

町は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施する。また、土砂災害等の危険箇所の点検については、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

さらに町は、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

4. 建築物及び敷地対策

- (1) 町は、余震等による建築物等の倒壊や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては応急危険度判定、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、住民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (2)建設業者等も、ボランティア、調査活動等で、自社施工の建築物、構造物の危険性を調査し、一定の役割を果たす。

5. 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- (1) 危険物施設等及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検や応急措置を行う。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。
- (2) 町、県又は事業者は、有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第 16 節 公共土木施設等の応急対策

1. 計画の方針

道路、橋りょう、河川等の公共土木施設が、災害により被災した場合には、救援救護活動等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、これらの公共土木施設等が被災し、また、被災するおそれがあるときは、速やかに応急措置を講じ、円滑な応急対策活動が実施できるよう努める。

2. 実施主体

まち整備班、防災関係機関(県西土木事務所)

3. 道路及び橋りょうの応急対策

災害が発生した場合、県西土木事務所及び町は、所轄の道路・橋りょうについて、被害 状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため活動体制を確立し、安全対策及び応 急復旧措置を行う。

(1)県西土木事務所

①応急措置

県地域防災計画の定めるところにより、町の実施する応急対策を援助し、県災害対策本部の活動体制に従い応急措置を実施する。

②応急復旧対策

被害を受けた所管道路を速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送路等を最優先に復旧作業を行う。

(2)町

①応急措置

まち整備班は、道路の亀裂・陥没等の損壊及び倒壊物等、落橋等による通行不能 箇所について調査し、速やかに応急措置を実施する。

②応急復旧対策

被害を受けた町道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助活動、物資輸送などのための交通路の確保に努める。

なお、町において選定した緊急輸送道路を最優先に啓開するものとし、その後逐次一般町道の復旧作業を行う。

また、危険と認められた橋りょうは、直ちに通行止め等の措置を講じ、う回路の案内を標示する。

町道等の復旧に当たっては、必要があると認められるときは、一般社団法人足柄建設業協会等へ出動を要請する。

(3)道路啓開の実施

道路啓開は、県道及び国道の管理者と綿密な連絡をとり、あらかじめ業務実施の協力が得られた町内建設業者を指示して、道路上の破損、倒壊物等の障害物を除去し、緊急輸送道路等の交通の確保を図る。

障害物の除去については、道路面に生じた亀裂、陥没等は、町所有の材料をもって 埋め戻し、応急復旧を行い、雨水の浸透・洗掘等により二次的被害のおそれのある場合は、適切な方法により封かん又は水回しなどを施行する。

また、給水施設、下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置を講じ、所管の占用者に連絡する。

なお、緊急を要するため、各道路管理者等に通報するいとまがない時は、当該障害

物を知った機関が、直ちに応急の措置をとったうえ、各道路管理者等に連絡するものとする。

4. 河川の応急対策

(1)応急排水の実施

地震、浸水により河川及び内排水路の護岸施設が破損したときは、応急復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

県は、町の実施する応急措置に関し、技術的援助を実施する。

町は低地帯等に河川の氾濫、いっ水等により浸水被害が発生したときは、消防ポンプ自動車等による応急排水を実施する。

(2)河川等の障害物の除去

町は、災害時に管内河川、公共溝渠(排水路)を巡視するとともに、特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物を各管理者に通報し協力を求め除去作業を実施する。

5. 崖崩れ等の危険箇所の応急対策

(1)避難誘導の実施

崖崩れ等の土砂災害により、危険が予想される地区の住民に対しては、人命の安全を第一として、迅速かつ沈着に避難誘導を行う。

(2)崩壊地点の立入り制限

安全が確認されるまで、崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、 警戒区域の設定、立入り制限などの必要な措置を行う。

(3)捜索活動時の警戒

崖崩れ等により行方不明者が発生した際の行方不明者の捜索活動は、二次災害防止のため、十分な注意、監視を行う。

(4)応急対策

応急対策は、崖崩れ等の危険性が解除され、安全が確認された後、二次災害防止の ための土砂除去等の応急対策を行う。

第17節 住宅の応急対策

1. 計画の方針

家屋等の倒壊破損などにより、生活を営むことが困難となった者に対し、障害物の除去、住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設等を実施し、被災者の生活の場を確保する。

2. 実施主体

地域防災班・まち整備班

3. 住宅関係障害物の除去

(1)実施対象

住家に流入した土石、竹木等の除去は、該当する住家を早急に調査のうえ、次に掲げる災害救助法の基準に基づき実施する。実施は、半壊、半焼、床上浸水住家のうち、急を要するものを優先して行う。

- ・障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- ・障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
- ・自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- ・原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(2)実施機関等

①災害救助法適用前

町長が除去の必要を認めたものを対象として、関係機関と調整し実施する。

②災害救助法適用後

町は、除去対象戸数及び所在を調査し、県に報告するとともに、県と協力して実施する。

県は、町からの要請に基づき、実施順位・除去物の集積地を定め実施する。使用 資材等は、第一次的には、町保有のものを使用し実施する。労力・機械等が不足の 場合は県に要請し、民間団体(建設業協会等)からの資機材、労力等の提供を求め る。

4. 応急仮設住宅の設置

(1)応急仮設住宅の建設

①設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用の場合は県が行い、町はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、町長が特に必要と認めた場合、町において設置する。町では、地域防災班の依頼によりまち整備班が実施する。

②設置場所の選定

災害の実情に応じ、安全な場所を選定して仮設住宅を設置する。

③設置基準・構造

災害の状況に応じてその都度定めるが、原則としてプレハブ住宅とする。 一戸当りの基準面積や建設費用は災害救助法の定めるところによる。

4 応急仮設住宅の着工時期

応急仮設住宅は、その目的から、できるだけ速やかに着工し、工事を完成して被災者に住居を与えなければならない。基準では大災害等により迅速な処理が不可能である等の例外を除き、20日以内と定めており、このため必要に応じて建設業協会等に応援を求め、迅速な措置を図るものとする。

(2)建設資材の調達

応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に要する資材については、災害救助 法適用の場合は、県が対応するが、同法が適用されない場合は、町は、建設業者を通 じて迅速に調達するものとする。

(3)応急仮設住宅の入居基準

次の各号に該当する者で、特に必要があると認められるもの

- ・住家が全焼、全壊又は流失した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力をもってしては住家を確保することのできない者
- ・生活保護法の被保護者及び要保護者
- ・特定の資産のない失業者
- ・特定の資産のない未亡人及び母子世帯
- ・特定の資産のない要配慮者
- ・特定の資産のない勤労者
- ・特定の資産のない小企業者
- ・前各号に準ずる経済的困窮者

(4)応急仮設住宅の管理

災害救助法が適用され、県が設置する応急仮設住宅の管理については、町は、これに協力する。なお、災害救助法が適用されない場合に町が設置するものについては、町が管理する。

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、竣工の日から2年以内である。なお、同法が適用されない場合に、町が設置するものについては、適用の場合に 準じるものとする。

[参照]資料 4.19 応急仮設住宅仕様基準(資料編 p.91)

5. 被災住家の応急修理

(1)応急修理の対象

応急修理の対象住家は、災害により、住家が半壊・半焼又は大規模半壊し、居室、トイレ、台所等日常生活に欠くことのできない部分に被災したため、当面の生活を営むことができない状態にある住家で、自らの資力では応急修理することができない者とする。

災害救助法適用の場合は、町が、被災者の資力その他の生活条件の調査を実施し、 証明書等を発行する。

また、同法が適用されない場合で、町長が実施の必要を認めた時は、町において調査し選定する。

(2)応急修理の実施

①修理方法

災害救助法適用の場合は、県のあっ旋する建設業者により、また、同法が適用されない場合は、町が町内業者の協力により実施する。

②経費

一戸当たりの費用は、災害救助法に定めるものに準じる。

③工事期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から 1 か月以内に完了しなければならない。

なお、同法が適用されない場合においては、適用の場合に準じるものとする。

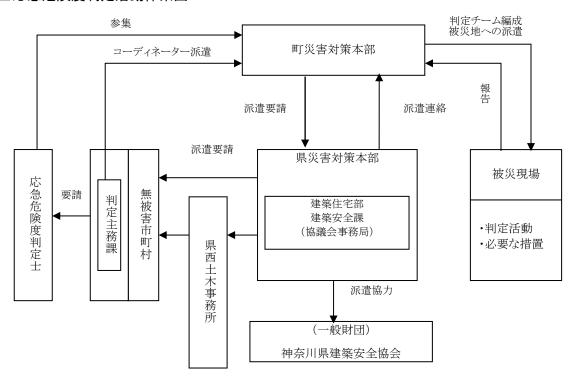
「参考図書]災害救助の手引(神奈川県福祉部、災害救助法適用前は環境共生都市部)

6. 被災建築物の応急危険度判定の実施

県及び町は、地震により被災した建築物(一般住宅を含む。)が引き続き安全に居住できるかどうか、また余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間建築士等の協力を得て行う。

被災建築物の応急危険度判定活動体制は、次のとおりとする。

■応急危険度判定活動体系図



(1)県

県は、被災建築物の応急危険度判定を実施する技術者を確保するため、震災建築物応急危険度判定士認定制度を設け、応急危険度判定士の認定を行う。

(2)町

町は、応急危険度判定の実施に必要な活動体制の整備を図る。

(3)神奈川県建築物震後対策推進協議会

県及び市町村で組織する神奈川県建築物震後対策推進協議会は、建築防災に豊富な知識と経験を持つ(一般財団)神奈川県建築安全協会と協力し、応急危険度判定制度の確立を図るため関係機関と調整するとともに、次の事項を行う。

- ・応急危険度判定士及び宅地危険度判定士(以下併せて「判定士」という。)の養成に関すること。
- ・判定活動を行うに当たって、判定士を指揮、監督するコーディネーター等の養成に 関すること。
- ・判定活動を行う民間判定士の災害補償に関すること。
- ・調査、研究及び情報収集に関すること。
- ・その他、事業達成に必要な事項に関すること。

第18節 公用負担

1. 計画の方針

町長は、町の長期に係る災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、公用負担等を命じることがで きる。

2. 実施主体

地域防災班

3. 公用負担の種類

町長(水防管理者)が災害時に命じることができる公用負担の種類は、次のとおりである。

根拠法	命令の 種類	従事事務内容又は物件等の内容	従事命令対象者	備考
災 害 対 策 基本法	一時使用 使用·収用 除去	・土地、建物及び工作物の一時使用 ・土石、竹木の使用及び収用 ・災害を受けた工作物及び物権で応急措置に 支障となるものの除去	占有者、所有者	64条
	従事命令	応急措置全般	区域内の住民、 現場にある者	65 条
水防法	一時使用 使用·収用 除去	・土地の一時使用・土石、竹木その他資材の使用及び収用・車両その他運搬具若しくは器具の使用・工作物、その他障害物の処分	占有者、所有者	21 条

4. 公用負担の権限

公用負担の権限は、町長若しくはその委任を受けて、町長の職権を行う町職員が行使 するが、町長若しくは当該職員がいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察 官が町長の職権を行使することができる。

5. 公用負担命令票

災害対策基本法第 64 条及び水防法第 21 条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準じるべき者に手渡すこととする。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において直ちに処理すること。 [参照]資料 4.20 公用負担権限証明書(資料編 p.92)

第19節 罹災証明書の発行

1. 計画の方針

災害が発生し、救助を必要と認める被害を受けた者があるときは、罹災者台帳を整備し、必要があるときは罹災証明書を発行するものとする。また、常に地域住民の実態を把握し、災害時における救助の円滑と適正を図るため住民調査を実施するものとする。

2. 実施主体

税務町民班

3. 証明書の発行

(1)罹災者台帳

町は、法による救助を必要と認める災害により、罹災した者あるときは、その被害状況を調査のうえ、罹災者台帳を整備し、これに登録する。

当町においては「災害対策報告書」を基に、税務町民班が罹災者台帳を作成する。

(2)罹災証明書

町は、罹災者に対し、必要があると認めたときは、罹災者台帳に基づき、罹災証明書を発行する。

罹災証明書の発行事務は、罹災者台帳を基に、税務町民班が行う。

なお、証明手数料は無料とする。

(3)証明の内容

罹災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

①人的被害

死亡

行方不明

負傷

②物的被害

全壊(全焼)

流出

半壊(半焼)

床上浸水

床下浸水

一部損壊

その他の物的被害

[参照]資料 4.5 様式 2 災害対策報告書、様式 16 罹災者台帳、様式 17 罹災証明申請書、様式 18 罹災証明書(資料編 p.42、57~59)

第4章 復旧・復興対策

第1節 復興体制の整備

1. 計画の方針

大規模な災害の後、迅速かつ的確に復興対策を実施するため、復興体制を整備する。

2. 実施主体

各班、防災関連機関

3. 復興計画策定に係る庁内組織の設置

町は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に開する事務等を行う組織(復興本部)を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部局において、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画(施策)との整合性の確保、庁内各部局の調整を行う。

4. 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執 行が長期間にわたり必要になるが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種にお いて人員不足が予測される。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、必要に応じて臨時的任用職員等の雇用を行う。

(1)派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、被災市区町村応援職員確保システム、協定等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受入れる。また、県及び町は、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請する。

(2)専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想される。そこで、県大規模災害対策士業連絡協議会に対して県又は市町村が開催する相談会への相談業務に従事する者の派遣を要請することで、こうした問題について、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家に支援を要請し、支援を受入れる。

(3)情報提供と住民相談の実施

県及び町は、行政の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供する。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じる。

第2節 被災状況調査

1. 計画の方針

応急対策が実施される段階で被害状況調査は実施されているが、復旧・復興対策の実施に向けて、復旧・復興の方針・方向の決定をするため、さらなる詳細な被害状況調査を 実施する。

2. 実施主体

各班、防災関連機関

3. 復旧・復興の基本方向を決定するための調査

(1)建築物の被災調査

町は、復旧・復興対策を効果的に行うため、全壊・半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の概要調査を行う。

(2)都市基盤施設の被害調査

施設管理者は、復旧・復興対策を的確に行うため、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被災状況の概要調査を行う。

(3)法制度の適用に関する調査

県は、市町村から収集した情報を内閣府に報告し、災害救助法の適用について検討のうえ、決定する。また、公共土木施設、農林水産業施設、公立学校施設などに関して、災害復旧事業に関する調査を実施し、財政的な援助につなげる。

4. 住宅の復興対策に関する調査

(1)建築物の被災調査

町は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地 全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告する。

また、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努める。

(2)応急仮設住宅等の入居状況

町は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告する。

5. 生活再建支援に係わる調査

(1)罹災証明の根拠となる被災調査

災害見舞金等を支給するにあたり、罹災証明が必要となる。そのため、町は、罹災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地区については補足調査を行う。

なお、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。

(2)死亡者・負傷者に関する調査

町は、応急対策における遺体の処置結果をもとに死亡者数を把握するとともに、負傷者数、負傷内容についても調査する。

(3)離職者に関する調査

地域経済の被災状況等について調査するとともに、災害による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について調査を行う。

(4)その他生活再建に係る調査

町は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、 社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建 に必要となる被災状況について調査する。

6. 地域経済の復興に係わる調査

町は、復旧・復興に向けての施策を検討するため、工場、商店等の事業所等の事業別・ 規模別の被災状況を調査する。

(1)事業所等の被害調査

町は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被害について調査を行う。

(2)地域経済影響調査

町は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、 取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

7. 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたるが、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。そこで、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

第3節 復興計画の策定

1. 計画の方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被 災地の再建は、高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多く の関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定す る。

なお、復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・ 回復や再構築に十分に配慮するものとする。

2. 実施主体

各班

3. 計画策定のフロー及び策定体制

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定②分野別復興計画の策定③復興計画の策定という3つのステップを経て行う。

また、復興計画は、庁内各局の復興事業(分野別復興計画)を束ねるものであり、庁内各局との連携のもとで実施する必要があるため、復興推進局と総合計画を所管する政策局を中心に、策定のための庁内組織を整える。また、専門家の知見を活かすための専門委員会、県の復興計画との整合を図るための連絡協議会などを活用する。

4. 復興の基本方針の策定

復興の基本方針では、復興理念(スローガン)の設定、復興の基本目標等を設定する。 なお、県の復興方針に即した基本方針とする。

また、復興は、地域が一体となって行っていくものであるため、復興計画を策定していく過程において、地域全体の合意形成を図りながら進めていく。

5. 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるので、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定に当たっては、各計画の整合性を図る。

6. 復興計画で規定すべき事項

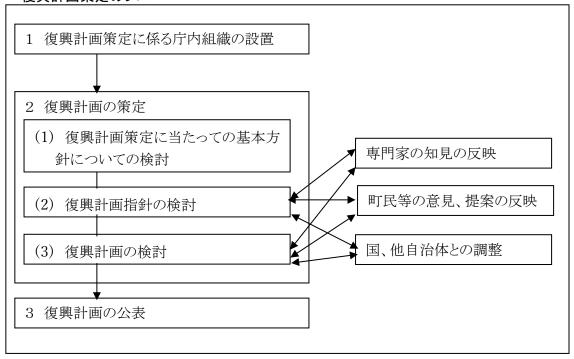
復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、町の総合計画との整合を図るとともに、被災教訓の反映(再度被災しないための防災性向上の必要性)や優先順位を明確に示す等に留意して作成する。

復興計画に規定する事項は次のとおりである。

- ・復興に関する基本理念
- ・復興の基本目標
- ・復興の方向性
- ・復興の目標年

- •復興計画の対象地域
- ・復興施策の体系(被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等)
- •復興施策や復興事業の事業推進方策
- •復興施策や復興事業の優先順位

復興計画策定のフロー



7. 復興計画の公表

町民や県など協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、広報紙等により復興施策を具体的に公表する。

8. 復興における財政方針

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要 見込を算定し、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図 れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行う。

また、復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置、復興交付金など、十分な支援を国や県へ要望する。

第4節 市街地の復興

1. 計画の方針

市街地において、地域の被災状況や従前の基盤施設の整備状況を的確に把握し、既存の長期計画・広域計画における位置付け、関係者の意向を踏まえ、復旧・復興の方針等を明確にする。特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区においては、単なる原状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図る。

2. 実施主体

地域防災班、企画班、まち整備班

3. 被災状況の調査

町は、被災状況について概要調査を行うとともに、被害が大きい地区については被災 状況の調査を行う。

4. 都市復興基本方針の策定

町は、県の協力のもと、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置付け等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表する。

5. 復興整備条例の制定等

町は、生活基盤である市街地の復興について町の方針を宣言するものとして条例を定めるよう努める。この条例においては、町・住民・事業者の役割を明示するとともに、復興対象地区の地区区分を明示し、設定する。

6. 建築制限の実施

町は、都市計画等の本格的な復旧・復興に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を規制する。

この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行う。

7. 都市計画案の作成

町は、住民の意見の集約を図り、復興に向けた都市計画案を作成し、都市計画決定手続きに従い都市計画の決定を行う。

8. まちづくり計画の策定

町は、法定区域以外の地域では、まちづくり協議会等の住民組織とともに地区全体のまちづくり計画を作成し、市街地復興の方針を定める。

9. 仮設市街地対策

町は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、 応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティを できる限り守るため、仮設市街地計画を策定する。

10. 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、町は、 被災住宅の応急修理、再建支援、災害公営住宅の供給を行う。また、公営住宅の入居対 象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。

第5節 都市基盤施設等の復旧計画

1. 計画の方針

水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設、道路等の交通施設は、都市生活の基幹 をなすものであり、都市生活を営むうえで極めて重要な機能をもっているため、計画的な 復旧を図る。

なお、都市基盤施設の復興は、①災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と②施設自体を被災前の状況に戻す復旧、③防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施する。

2. 実施主体

まち整備班、環境上下水道班、防災関連機関(県西土木事務所、東京電力㈱、東京ガス㈱、東日本電信電話㈱)

3. 被災施設の復旧

町は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、町管理の公共施設の可能な限り早期復旧に努める。

また、ライフライン、交通関係施設の復旧については関係事業者と連携のもと、施設の早期復旧に努める。

4. 本格的な復旧・復興

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化などの耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とする。

(1)道路

町は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良も行う復興を行うのかを検討し基本方向を決定する。

(2)公園・緑地

町は、管理する公園緑地について被害状況調査を行い、復興のパターンとして、既存公園の拡充、都市計画決定されている公園緑地整備の実施、新たに必要となる公園緑地整備を行う。また、防災拠点となる公園において、防災施設の整備・拡充を行う。

(3)ライフライン施設

施設管理者は、被害状況及び被害調査結果を共有し、調査が重複しないように連携して調査を行い、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、整合性を図りながら基本方向を決定する。

また復旧事業を行う順序については、応急対策、復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定する。

(4)河川·砂防施設·急傾斜地崩壊防止施設·森林等

町・施設管理者は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性を高める計画的な整備に努める。

(5)災害廃棄物等

①災害廃棄物処理実行計画の策定

町は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針に基づき、発災後早期に災害廃棄物等処理実施方針を作成し、建設業協会等の関係機関と協力して、実施方針を基に災害廃棄物等処理実施計画を作成する。

②災害廃棄物の処理

可能な限り分別・選別・再生利用等により減量化を図りながら適正かつ円滑・迅速な処理を行う。

また、県と協力して、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行う。

③損壊家屋等の解体・撤去

アスベスト調査を実施のうえ、分別を考慮しながら、倒壊の危険性のある損壊家屋等から優先的に解体・撤去する。

第6節 生活再建支援

1. 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

2. 実施主体

地域防災班、企画班、税務町民班、産業振興班、福祉班、健康班、教育班

3. 生活再建支援

(1)被災者の経済的再建支援

被災者の生活再建が円滑に進むよう、町は、県と連携し、福祉、保健、医療、教育、 労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに、被災者生活再建支援金や災害弔慰金、 災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付及び罹災証明の交付 をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じ、税や保険料の納期 の延長、徴収猶予、減免をする。

①被災者生活再建支援金の支給

被災者の自立的生活再建が速やかに図られるよう、町は、被災者生活支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。また、県は、これを受けて、被災者生活再建支援金支給に関する事務を行う。

なお、県は、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための独自の制度(神奈川県被災者生活再建支援金)を創設している。

〇 被災者生活再建支援制度

1 目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高 300 万円の被災者生活再建支援金(全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出金及び基金の運用益と国からの補助金を原資とする)を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

2 適用の要件

(1)対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が 発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災害
- オ ア〜ウの区域に隣接する市町村で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害
- (2)対象となる世帯
 - ア 住宅が全壊した世帯
 - イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した 世帯
 - ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
 - エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3 支給額

次の(1)及び(2)の支援金の額(世帯人数が 1 人の場合は、<math>3/4 の額)の合計額になります。

(1)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の	全壊(2(2)アに	解体(2(2)イに	長期避難(2(2)	大規模半壊
被害程度	該当)	該当)	ウに該当)	(2(2)エに該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

(2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設·購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

4 支給金の支給申請

- (1)申請窓口:市町村
- (2)申請時の添付書類
 - ア 基礎支援金:罹災証明書、住民票等
 - イ 加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等)等
- (3)申請期間

ア 基礎支援金:災害発生日から13月以内 イ 加算支援金:災害発生日から37月以内

5 支援金の支給にかかる事務手続き

- (1)市町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらをとりまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。
- (2)県は、発生した災害が、災害救助法施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又は、その可能性があると認められる場合には、必要な事項について市町村からの報告を取りまとめのうえ、速やかに国及び同法人あてに報告を行います。

(3)県は、市町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号に 定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項につい て、速やかに国及び同法人あてに報告するとともに公示を行います。

②災害援護資金・生活福祉資金の貸付

町は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき条例に従って災害援護資金の貸付を行う。

また、県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸し付ける。

③災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

町は、災害による死亡者の遺族に対し「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金を支給する。

また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対しては、同法に 基づく災害障害見舞金を支給する。

④義援物資の受入れ及び配分

ア 民間企業や自治体等からの義援物資

町は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。町は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図る。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用して物資の配分を行う。

イ 個人等からの小口の義援物資

町は、個人等からの小口の義援物資については、原則受入れないこととし、その 方針について周知する。

なお、周知に当たっては、記者発表や町のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼など、周知の機会を増やすよう努める。

⑤義援金の受入れ及び配分

町は、県と連携し、義援金の受入れ、配分に関して、他市町村、日本赤十字社神 奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を組織 し、適切な受入れ、配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅 速な配分に努める。

⑥生活保護

町は、県と連携し、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるため、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行う。

また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。

⑦税の減免等

町は、県と連携し、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、個人事業税、 自動車税、固定資産税、不動産取得税などの地方税について、申告等の期限延長、 徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討する。

8社会保険関連

町は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施する。

(2)雇用対策

県は、雇用状況の把握に努め、離職者を発生させないように、雇用維持の要請、各種助成金制度等の活用促進等に努めるとともに、離職者の再就職等の支援を行う。

(3)精神的支援

①被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

町は、県と連携し、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、専用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワーカー等がこころの相談に応じるとともに、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の支援など、必要に応じ訪問相談を行う。

②被災者の精神保健活動支援のための地域拠点の設置

町は、県と連携し、被災者のこころのケア等に長期的に対応するための地域拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行う。

③災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布

メンタルヘルスケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等についても必要となるため、被災に関わるこころの変化について、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布する。

4)被災児童生徒等のこころのケア事業

町は、県と連携し、災害時に特に影響の受けやすい児童生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施する。

(4)要配慮者等を対象とした支援

①要配慮者への支援の実施

町は、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施する。

また、障がい等の種類、程度により、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができない方への支援も実施する。

②外国人被災者への支援の実施

町は、県と連携し、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語又は振り仮名をつけた日本語で発信するとともに、外国人の相談窓口を設置し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、罹災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じる。

また、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、通訳ボランティア等による支援を行う。

(5)社会福祉施設、社会復帰施設等

①地域の福祉需要の把握

町は、県と連携し、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災後の生活環境の変化等による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努める。

②社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

町は、県と連携し、社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施する。

③福祉サービス体制の整備

町は、県と連携し、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・ 通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設 の増設等を検討する。

(6)生活環境の確保

①食品・飲料水の安全確保

町は、県と連携し、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行う。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生 確保のための指導を行う。

②公衆浴場等の情報提供

町は、県と連携し、公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行う。

(7)教育の再建

①学校施設の再建、授業の再開

町は、県と連携し、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成する。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保する。

②児童生徒等への支援

町は、県と連携し、児童生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行う。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱う。

(8)社会教育施設、文化財等

町は、県と連携し、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定する。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進する。

(9)災害救援ボランティアの活動支援

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要であることから、町は、県等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組む。

(10)情報提供、町民相談

町は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページ や広報紙等を利用して提供する。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じる。

4. 地域経済復興支援

町は、県と連携し、業種別・規模別被害額等について調査を行い(地域経済の復興計画を作成するための調査)、再建のための資金需要等を把握し、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討する。

①産業復興に関する総合相談体制の整備

町は、県と連携し、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を商工会など各種関係団体と協力し、総合的な支援、整備を行う。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど, 災害発生時に 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

②金融面、税制面での支援

ア 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達 が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、町は、県と連携し、国等の 関係機関に対して償還条件の緩和など特例措置を要請する。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取扱いを行うよう要請する。

イ 既存融資制度等の活用の促進

町は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知 し、活用促進を図る。

ウ 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

町は、震災復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが 想定されるので、金融機関(一般金融機関及び政府系金融機関)と協調して融資 を行い、資金の円滑化を図る。

エ 新たな融資制度の検討

町は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の 把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度 の創設について検討する。

オ 金融制度、金融特別措置の周知

町は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成する。

カ税の減免等

町は、県と連携し、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、 申告期限等の延長、徴収猶予、減免などの納税緩和措置について検討する。

③事業の場の確保

ア 仮設賃貸店舗の建設

町は、県と連携し、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災(倒壊、焼失など)により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討する。

イ 共同仮設工場・店舗の建設支援

町は、県と連携し、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行う。

ウ 工場・店舗の再建支援

町は、県と連携し、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、 (公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金 面に開する支援を検討する。

エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供

町は、県と連携し、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の 提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するととも に、町ホームページ等を活用して情報提供を行う。

オ 発注の開拓

町は、県と連携し、取引企業の被災、交通事情の悪化等により被災していない 事業所(特に中小企業)の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や 団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図る。

カ 物流ルートに開する情報提供

町は、県と連携し、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに開する情報提供に努める。

④農業者に対する支援

ア 災害復旧事業等の実施

町は、県と連携し、被災した農業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復日事業等を行う。

イ 既存制度活用の促進

町は、県と連携し、被災した農林水産業者が速やかに生産等が再開できるよう、 農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し活用を促進する。

ウ 物流ルートに開する情報提供

町は、県と連携し、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに開する情報提供に努める。

第7節 激甚災害の指定に関する計画

1. 計画の方針

激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被 災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財 政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。町の地域に、大規模な災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による助成援助等を受けることが必要である。

2. 実施主体

各班

3. 激甚災害指定の手続

町は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対して講じられた措置の概要を県知事に、県知事は内閣総理大臣に報告する(災害対策基本法第53条)。 内閣総理大臣は、これを受けその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえ激甚災害として指定し、その災害に対して講じるべき措置を指定する政令を規定することとなり、これにより必要な財政援助措置が講じられることになる。

4. 激甚災害に関する被害状況等の報告

町は、その町域内に災害が発生した場合は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかに、その被害状況等を県知事に報告するものとする。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ・災害の原因
- ・災害が発生した日時
- ・災害が発生した場所又は地域
- ・被害の程度(災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項)
- ・災害に対して講じられた措置
- •その他必要事項

5 特別財政援助額の交付手続

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県各部局へ提出する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1節 基本方針

1. 趣旨

平成29年11月から、南海トラフ地震(駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震)を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されることとなった。

平成 31 年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が公表され、また、気象庁では、ガイドラインに示されたこれらの防災対応が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に位置付けられた令和元年5月より、「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表されている。南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

本計画に位置付けられた事項は、国のガイドラインに基づき、南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合などに、町や住民、企業が実施する防災対応の基本方針を定める。

なお、気象庁は、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を行っていないため、従来の東海地震事前対策計画は、本章の対応に移行するものとする。

2. 基本方針

南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

しかし、本町は内陸にあるため津波の浸水は想定されておらず、また、想定される震度は、東海地震で震度 5 強、南海トラフ巨大地震で震度 5 強~6 弱となっており、神奈川県西部地震と比べると被害は小さいものとなっていることから、本町における南海トラフ地震防災対策推進計画は、都心南部直下地震や大正型関東地震を踏まえた地震防災対策(第1章~第4章)で対応することを基本方針とする。

第2節 南海トラフ地震に関連する情報

1. 情報の種類と発表条件

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で、異常な現象を観測した場合、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。この情報の種類と発表条件は次のとおりである。

南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) (※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。)

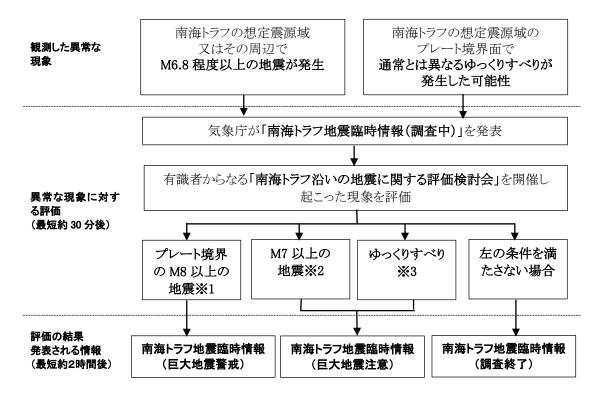
2. 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5~30 分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 ・1箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマ グニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場 合
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当て はまらない現象と評価した場合

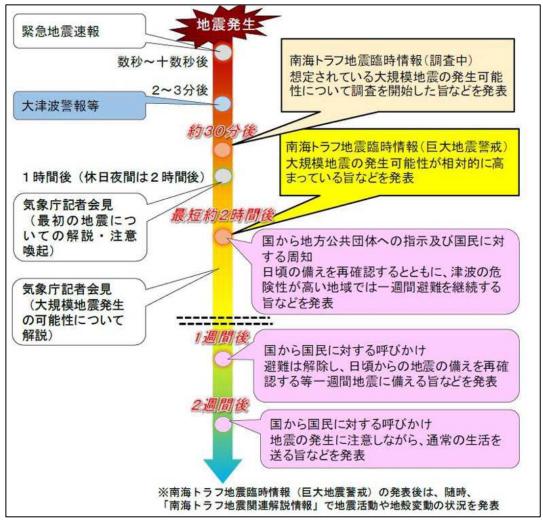
3. 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次のとおりです。



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合(半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

「巨大地震警戒対応」における情報の流れ(イメージ)



【出典:南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(平成31年3月、内閣府)】

第3節 防災対応

1. 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

最初の地震により、本町が被災地域になった場合は、第3章に基づいて災害応急対策を実施する。

被災地域にならなかった場合は、後発地震に備えるため南海トラフ地震臨時情報に対応して、次の防災対応をとる。

	プレート境界のM8以	M7以上の地震	ゆっくりすべり
	上の地震		
(最短)	〈巨大地震警戒対応〉	〈巨大地震注意対応〉	〈巨大地震注意対応〉
2時間程度	・日頃からの地震への備	・日頃からの地震への備	・日頃からの地震への備
	えを再確認する等	えを再確認する等	えを再確認する等
	・地震発生後の避難では	(必要に応じて避難を	
	間に合わない可能性の	自主的に実施)	
	ある要配慮者は避難、		
	それ以外の者は、避難		
	の準備を整え、個々の		
	状況等に応じて自主的		
	に避難		
1週間	•地震発生後の避難で明		
	らかに避難が完了でき		
	ない地域の住民は避難		
	〈巨大地震注意対応〉	・大規模地震発生の可能	
	・日頃からの地震への備	性がなくなったわけでは	
	えを再確認する等	ないことに留意しつつ、	
	(必要に応じて避難を	地震の発生に注意しな	
2週間	自主的に実施)	がら通常の生活を行う。	
すべてが収	大規模地震発生の可能		
まったと評	性がなくなったわけでは		
価されるま	ないことに留意しつつ、		
で	地震の発生に注意しな		
	がら通常の生活を行う。		・大規模地震発生の可能
	2/2/11/2 - 11/10		性がなくなったわけでは
大規模地震			ないことに留意しつつ、
入祝候地底 発生まで			地震の発生に注意しな
光王よく			がら通常の生活を行う。

2. 臨時情報に対応した防災体制

町は、後発地震等の発生に備えた防災体制をとります。

気象庁が発表する情報	町の配備体制
南海トラフ地震臨時情報(調査中)	【通常体制】
	・情報収集を行う。
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	【1号配備(災害対策本部設置)】
	・地震災害応急対策が円滑に行える体制
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	【応急体制】
	・事態の推移に伴い本部が設置できる体制
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	【体制解除(通常体制)】
	・災害対応が終了

3. 住民の防災対応等

(1)日頃からの地震への備えの周知啓発等

- ① 町及び県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表された場合に、住民があわてて地震対策をとることがないよう、家具の固定等「日頃からの地震への備え」について周知し、平時からの対策を促す。
- ② 町及び県は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないよう、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努める。
- ③ 町及び県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表された場合、国からの呼びかけに応じて、1週間(ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間)、「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活を行うことや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知する。
- ④ 町及び県は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知する。

(2)土砂災害等に対する防災対応

- ① 町及び県は、住民の安全確保のため、土砂災害の発生の危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難など、身の安全を守るなどの防災対応を検討する必要があることの周知に努める。
- ② 町及び県は、住民の安全確保のため、住宅の耐震性に不安がある住民は、知人・ 親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があることの周知に努める。

(3)事前避難

町は、巨大地震警戒対応における事前避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインや流通機能も稼働していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知に努める。

- ① 住民の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
- ② 食料や生活用品などは、避難者が各自で準備するのが基本であること
- ③ 避難所の運営も避難者自らが行うことが基本であること

また、後発地震の発生に備え、知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対して、

巨大地震警戒対応期間の1週間を基本とした避難所を確保する。

4. 企業等の防災対応

(1)防災対応の基本的な考え方

- ① 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、企業等は、日頃からの地震への備え を再確認するなど警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防 災対応を実施したうえで、できる限り事業の継続に努める。
- ② 企業等は、大規模地震発生時に明らかに従業員などの生命に危険が及ぶ場合は、それを回避する措置を実施する。
- ③ 不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等については、出火防止措置などの施設点検を確実に実施する。
- ④ 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合に、トータルとして事業継続・早期復旧できるよう普段以上の警戒の措置に努める。

(2)関係機関のとるべき措置

- ・県及び町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供し、事前避難地域での車両の走行は極力抑制するものとし、周知を図る。
- ・幼稚園、学校等は、その置かれている状況など、実態に即して、児童生徒等の保護の 方法等を定める。事前避難地域に置かれている場合は、休校等、児童生徒等の安全 確保を図る。
- ・社会福祉施設は、入所者の保護及び保護者への引継ぎの方法などについて、施設の 種類や耐震性、耐浪性を十分に考慮し、対応方法を定める。
- ・学校、社会福祉施設が事前避難対象地域にある場合は、要配慮者の避難誘導に配慮し、避難経路、誘導方法、誘導責任者等を具体的に定める。

第3編 風水害対策編

第3編 風水害対策編

序章 神奈川県水防災戦略

1. 趣旨

近年、毎年のように台風や前線の影響による豪雨や暴風により、大規模な水害や土砂 災害が発生している。特に、平成30年には、平成最悪の豪雨災害と言われる「平成30年 7月豪雨」が発生し、情報の受伝達や住民の避難の在り方などに教訓が得られ、国を挙げ て改善策を講じてきた。

そうした中、令和元年に発生した台風第 15 号(以下「令和元年房総半島台風」という。) と台風第 19 号(以下「令和元年東日本台風」という。) は、いずれも本県を含む首都圏を直撃し、東日本の広範囲に記録的な豪雨や暴風により甚大な被害をもたらす事態となり、本県でも、令和元年東日本台風では9名の尊い命が失われるとともに、広範囲にわたる停電や断水、道路や鉄道網の寸断などライフラインや産業基盤に重大な被害が発生した。

世界的には、地球温暖化など気候変動の影響により、熱波、洪水、海面上昇などによる 多くの被害が発生し、今後も、こうした異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されるな か、県では、気候が非常事態にあるという「危機感」を市町村、企業、団体、県民などと共 有するため、令和2年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を行った。

このような状況を踏まえると、水害等の災害は、忘れた頃に発生するのではなく、いつ起きてもおかしくないものと認識を改め、最大限可能な対策に取り組む必要がある。

そこで、台風被害からの復旧復興に取り組むことに併せ、水害への対応力強化のための対策として、「神奈川県水防災戦略」を定め、戦略的、計画的に対策を進め、水害や土砂災害による被害の最小化を目指す。

2. 対象とする災害

台風や豪雨による洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に係る災害

3. 戦略の目標

住民による適切な避難行動を促進するとともに、水害や土砂災害による被害の最小化を目指し、次の目標を定める。

「水害からの逃げ遅れゼロ」 「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」

4. 戦略の対象とする対策

令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風での被害等を踏まえ、今後、頻繁に発生することが危惧される水害の発生を防止し、遅らせ、その影響を最小限に止めるためのハード対策及び住民の避難を中心としたソフト対策の強化により目標の達成を目指す。

(1)緊急に実施することで被害を最小化するハード対策 ~すぐ調べ、すぐ対応~

今後の出水期に向け、早急な対応が必要な箇所、迅速な整備が必要な箇所等に対して、令和2年度から4年度の3か年内に緊急に実施し、危険箇所の解消を図る事業(その後も定期的にパトロールや点検など適切な維持管理を実施)

(2)中長期的な視点で取組を加速させるハード対策 ~加速し、強化する~

中長期的な視点で取り組む事業のうち、減災、強靭化の効果が早期に期待できる事業について、充実強化、事業の前倒し等を図る事業

(3)災害対応力の充実強化に向けたソフト対策 ~しっかり備える~

市町村が行う避難対策、減災対策への支援、住民による適切な避難行動につなげるための迅速・的確な情報受伝達機能の強化、県の災害対応体制の強化等を図る事業

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

「危険を回避した土地利用」については、第2編第1章第1節「計画的な土地利用と市 街地整備の推進」と同様に事前対策に努める。

1. 計画の方針

住宅密集地域の解消、建築物の耐震不燃化の促進、狭あい道路の解消等により災害 に強い都市づくりを実施することは防災上非常に重要である。

しかし、限られた財源の中で、これらすべての施策を一度に展開することは不可能であるため、町は、修復型・改良型の手法による整備を長期的、計画的に推進することにより、防災都市づくりに努める。

町及び県は、土地利用の規制・誘導、市街地の面的整備を都市計画との連携により、 平常時と災害時の計画の一本化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

町及び県は、河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用の誘導に努める。

2. 計画的な土地利用の推進

町の安全性を高めるため、「中井町都市マスタープラン」等に基づき、防災に配慮した総合的かつ計画的な土地利用を推進する。

町は、河川整備等と連携して緑地の保全を図り、保水機能の向上を図る。

町は、街区内に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図り、街区内のオープン・スペースの確保を図る。

3. 災害に強いまちづくりの促進

「神奈川県国土強靭化地域計画」と整合を図った「中井町国土強靭化地域計画」を踏まえ、幹線道路や橋りょう、河川、公園や緑地帯などハード面の整備による避難路や避難地の確保を図るとともに、住民等とのまちづくり活動を通してソフト面からの地域防災力の強化にも努める。

4. 都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定

建築物の不燃化を促進する上で、都市計画法における防火地域・準防火地域の指定は、効果的な施策である。そのため耐震・延焼遮断帯、避難路、避難地、緊急輸送道路、防災拠点などを考慮し、防火地域、準防火地域の指定について検討する。

5. 市街地の整備

町は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図る土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画的な市街地整備を促進することにより、広幅員道路、公園緑地の整備や電線類の地中化等、市街地の防災性の向上に努める。

第2節 治水対策

1. 計画の方針

関係機関と連携を図り、河川の整備・改修を促進し、流域の適正な土地利用への誘導、 雨水流出抑制対策等により、水害による被害の防止に努めるとともに、下水道整備の促進 等による雨水の計画的な処理を進め、内水型の浸水防止に努める。

町は、防災調整池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水遊水機能が確保されるように図る。また、県と連携し、土地区画整理事業等に伴い必要となる雨水流出抑制対策の方法として事業地内において遊水機能を持たせた施設の設置や、斜面崩壊及び地すべり防止を考えた土地利用計画を指導する。

2. 河川整備の推進

町内の主要河川等の改修は、かなり進んでいるが、市街化の拡大により中小河川及び排水施設において、豪雨時には流域内の雨水が円滑に流下できず一部で浸水の被害が危惧されている。

今後の河川改修は、緊急性を勘案して整備を図るとともに内水排除施設、下水道施設及び雨水流出抑制施設についての施策を合わせて施工し、総合的な治水対策を推進する。

3. 内水排除事業の推進

一部地域では、内水排除ができないことによる浸水が想定されるため、下水道施設等の内水排除方法を検討し、順次改修整備を進める。

4. 安全性に配慮した行政指導の実施

町は、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の際には、調整池の設置や盛土の抑制など、地域の特性や必要に応じた対策を実施するよう事業者に働きかける。

5. 住民への情報公開等の推進

県が公表する浸水実績、浸水予想区域及び浸水時の水深、浸水継続時間等を適切に 住民へ公表するとともに、風水害時の情報伝達体制や避難体制の整備を推進する。

6. 浸水想定区域における避難の確保

町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも 当該浸水想定区域ごとに、洪水情報の伝達方法、避難所及び避難経路に関する事項、そ の他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域 内に地下階施設又は主として要配慮者が利用する施設で、施設利用者の円滑かつ迅速 な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び 所在地について定める。

町は、浸水想定区域内に地下階施設及び主として要配慮者が利用する施設で、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、町地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法を定める。

町は、町地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内の地下階施設及び主として要配慮者が利用する施設で、施設利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められ

るものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

町は、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

7. 地下階施設における避難、浸水対策等

地下階施設の管理者は、洪水等による地下階施設への浸水経路、浸水形態の把握等に努めるとともに、水防の責任者や連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画の策定に努める。特に、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下階施設の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に開する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に開する事項、防災教育、訓練に開する事項等に開する避難確保・浸水防止計画を作成し、これを町長に報告するとともに公表する。

地下階施設の管理者は、地下階施設への洪水等による浸水防止のため、土嚢などの水防資機材の備蓄や出入り口のステップアップ、止水板、防水扉の設置などの対策に努める。

地下階施設の管理者は、洪水等による浸水のため、停電、水圧によるドアの閉鎖等、起こりうる事態を想定した従業員への防災教育、避難、誘導訓練等の安全確保体制の充実を図る。

8. 地下階施設における浸水の危険性の周知、啓発

町、県及び地下階施設の管理者は、日頃から洪水等による地下階施設への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性についての周知、啓発に努める。

9. 要配慮者利用施設における避難、浸水対策等

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づいた避難誘導等の訓練を実施するとともに、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

■要配慮者利用施設一覧(浸水想定区域、土砂災害警戒区域内)

	施設名称	所在地	連絡先	区域	区分
1	社会福祉法人真和会	中井町遠藤 327	0465-81-0243	浸水	通所
	木之花保育園				
2	フィットケアカネコ	中井町遠藤 156-1	0465-20-4848	浸水	通所
3	住宅型有料老人ホーム	中井町北田 391	0465-80-1660	浸水	入所
	シニアトラスト				
4	グループホーム はなの里	中井町北田 414	0465-80-0050	浸水	入所
5	ウィズ中井ホーム	中井町久所 254-3	0463-51-6844	土砂	入所
		岸ハイツB棟			
6	NPO 法人 KNPO 法人 OMNY ほた	中井町雑色 31-4	0465-80-1511	土砂	通所
	るの家生活介護				

※区分「浸水」:浸水想定区域 「土砂」:土砂災害警戒区域

第3節 下水道整備

1. 計画の方針

町は、汚水排除施設の整備とバランスのとれた雨水排除施設等の整備を促進していく。 町は、排水施設等の拡充や河川改修事業との連携を図りながら、さらに安全度を向上さ せていく。

町は、今後集積度が高まり雨水の放出量が増加すると予想される地域に対しても浸水被害の解消に向けて、排水施設等の整備を推進していく。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

2. 下水道施設の整備

町は、側溝、マンホール等の蓋の浮上、飛散防止等の対策を推進する。

第4節 水害予防施設の維持補修

1. 計画の方針

町は、農地・農業施設及び周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事のほか、ハザードマップの作成・配布等を計画的に推進し、地域の安全性を確保する。

町は、パトロールなどで明らかになった工作物の小破損等について速やかに維持改修を行い、施設の機能を保つ。

町は、既存の所管施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的・重点的に風水害対策を実施するものとする。また、基準に適合しない占用工作物等は管理者に必要な措置を勧告する。

2. 農業用施設等の整備・改修

町は、脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事を計画的に推進する。

町は、流域の宅地化等により、農業用水路の能力を超える雨水の流入が生じる地域に おいて、排水整備工事を計画的に実施する。

町は、河川内の農業用工作物の構造が不十分な施設について整備補強工事を計画的に実施する。

3. 農地保全施設等の整備・維持改修

町は、急傾斜地帯の農地の降雨による被災防止のため、排水路、農道等の農地保全施設の整備工事を計画的に実施する。

4. 農業用施設等の整備・改修

町は、農道、治山の各施設について機能の保持又は向上のための調査及び改修工事を計画的に推進する。

第5節 土砂災害対策

1. 計画の方針

町は、県による計画的な土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、警戒・避難体制の整備を図る。また、県は、自然災害回避(アボイド)情報等の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに、危険箇所の防災工事を計画的に推進する。

2. 町の対策

(1)ハザードマップ等による周知

町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難 経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で 必要な事項を住民等に周知するため、ハザードマップ等の配布その他の必要な措置を 講じる。

(2)迅速な避難に向けた準備

町は、あらかじめ土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに高齢者等避難、避難 指示等を発令することを基本とした、具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、避難場所や避難所の指定、避難経路の設定を進めるとともに、土砂災害警戒区域に居住する地域住民や要配慮者利用施設の関係者等に対して、土砂災害対策に関する計画内容の周知を徹底する。

(3)土砂災害のおそれのある場所の把握等

町は、土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、県と連携し、必要に応じて点検・パトロール等を行う。

(4)要配慮者利用施設における避難対策等

町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で 土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の 名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項について定める。

また、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、作成した計画について町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

第6節 造成地の災害防止

1. 計画の方針

宅地の安全性の向上を図り、人的被害の防止に努める。 町は、宅地の安全確保のために宅地造成規制区域の見直し・拡大を行う。

2. 災害防止に関する指導、監督

造成地の発生する災害の防止は、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に関する指導、監督を通して行う。

第7節 地盤沈下の防止

1. 計画の方針

地盤沈下は、地下水の過剰揚水に起因する現象であり、一度発生すると地盤は復元しない。このため町は、県公害防止条例により、地下水の過剰な採取を抑制して未然防止に 努める。

町は、県と連携して、局所的な地盤沈下の状況を把握するため、水準測量等の調査を継続する。

2. 監視、測定体制の強化

町は、地盤沈下把握のため観測を行い、地盤の変動量、地下水位等の観測を行う。

3. その他の対策

地盤沈下の著しい地域については、埋設物から二次災害を防止するため、占有者がパトロールを行う。

第8節 建築物の安全確保

「落下物等の防止対策」については、第2編第1章第8節「建築物の安全確保対策」と同様に事前対策に努める。

1. 計画の方針

公共建築物の不燃化、建築物の安全性の向上を図り、人的被害の防止に努めるとともに、落下物等の防止に努める。

町は、大雨等による建築物への浸水防災対策を推進する。

2. 普及啓発

町は、県と協力して、地下室の安全対策・落下物防止や浸水防止の普及啓発を行うとと もに、建築物所有(管理)者に対して、指導助言を行う。

3. 公共建築物の不燃化

学校等の町有施設は、災害時に応急対策活動等の拠点となる重要な施設である。そのため、学校については、必要に応じて施設の改修や、建て替えを行う。また、その他の町有施設についても極力不燃化構造とするよう努める。

4. 応急対策上重要な施設の安全確保

町及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第9節 ライフラインの安全対策

「計画の方針」「給水施設の安全性の向上」「下水道施設の安全性の向上」「電線類の地中化」については、第2編第1章第5節「ライフラインの安全対策」と同様に事前対策に努める。

1. 電気、ガス、電話・通信施設の安全性の向上

電気、ガス、電話・通信事業者は、共同溝の整備等、防災性の向上に一層取り組むとともに、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進める。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

第2編第2章第1節「災害時情報の収集・提供体制の拡充」と同様に事前対策に努める。

1. 災害情報受伝達の一層の強化に向けた検討等

町は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状システムにおける課題の分析、通信システムの現状及び技術動向の分析及び通信メディアの検対等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化する。

町は、洪水予報河川の浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、 当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法を定める。

町は、洪水等により浸水が想定される区域の洪水情報の伝達方法を定める。

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

第2編第2章第2節「災害対策本部等組織体制の拡充」と同様に事前対策に努める。

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

第2編第2章第3節「救助・救急、消火活動体制の充実」と同様に事前対策に努める。

第4節 警備・救助対策

第2編第2章第4節「警備・救助対策」と同様に事前対策に努める。

第5節 避難対策

避難対策については、次の整備を図るとともに、第2編第2章第5節「避難対策」と同様に事前対策に努める。

1. 避難指示等の発令基準の作成

町は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、災害時に適切な避難指示等を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に、避難指示等の発令の判断基準等について、できる限り客観的な数値により整理した「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を整備する。

なお、判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断する。

また、避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいですが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとし、また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

避難に際しては、要配慮者等、特に避難行動要支援者に配慮するため、高齢者等避難 を位置付ける。

警戒レベルと居住者がとるべき行動

警戒レベル等	立退き避難が必要な居住者等に求める(居住者がとるべき)行動
【警戒レベル1】	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを
早期注意情報(警報	高める。
級の可能性)におい	
て、大雨に関して明日	
までの期間に[高]又	
は[中]が予想されてい る場合	
(気象庁が発表)	
【警戒レベル2】	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難の
大雨•洪水注意報	タイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、
(気象庁が発表)	避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村が発令)	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村が発令)	全員避難 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
【警戒レベル5】	命を守る最善の行動
緊急安全確保	・既に災害が発生・切迫している状況。
(市町村が発令)	・立退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。

警戒レベル相当情報の表

警戒レベル	警戒レベル相当情報			
(避難情報)	洪水に関する情報	土砂災害に関する情報		
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害)・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)(警戒)		
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(非常 に危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度 分布(土砂災害警戒判定メッシュ 情報)(非常に危険・極めて危 険)		
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村が発令)	・氾濫発生情報 ・大雨特別警報(浸水害)	•大雨特別警報(土砂災害)		

2. 避難指示等の伝達

町は、避難指示等の伝達に際して、対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるようにするとともに、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線や消防団、自主防災組織を始めとした効果的、かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

町は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討するとともに、同一の水系を有する市町村間において、相互に避難指示等の情報を共有するよう努める。

第6節 帰宅困難者対策

第2編第2章第6節「帰宅困難者対策」と同様に事前対策に努める。

第7節 要配慮者及び避難行動要支援者に対する対策

第2編第2章第7節「要配慮者及び避難行動要支援者に対する対策」と同様に事前対 策に努める。

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

第2編第2章第8節「飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策」と同様に事前対 策に努める。

第9節 医療・救護・防疫対策

第2編第2章第9節「医療・救護・防疫対策」と同様に事前対策に努める。

第10節 文教対策

第2編第2章第10節「文教対策」と同様に事前対策に努める。

第11節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策

第2編第2章第11節「緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策」と同様に事前対策に努める。

第12節 ライフラインの応急復旧対策

第2編第2章第13節「ライフラインの応急復旧対策」と同様に事前対策に努める。

第13節 災害廃棄物等の処理対策

第2編第2章第14節「災害廃棄物等の処理対策」と同様に事前対策に努める。

第14節 広域応援体制等の拡充

第2編第2章第15節「広域応援体制等の拡充」と同様に事前対策に努める。

第15節 町民の自主防災活動の拡充強化

第2編第2章第16節「町民の自主防災活動の拡充強化」と同様に事前対策に努める。

第16節 防災知識の普及

第2編第2章第18節「防災知識の普及」と同様に事前対策に努める。

第17節 防災訓練の実施

第2編第2章第19節「防災訓練の実施」と同様に事前対策に努める。

第3章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

1. 計画の方針

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、町、関係機関、報道機関を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。その際、要配慮者にも配慮するとともに町民にとってもわかりやすい情報伝達に努める。また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等につなげる。

2. 警戒及び注意の喚起

町は、日頃から洪水等により浸水が想定される区域、大雨などにより土砂災害が発生するおそれがある土地の区域等につき、関係住民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努める。

町長は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団体等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するよう努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

3. 避難のための立ち退き

町は、危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対して、立ち退きの指示を行う。なお、居住者等に対する避難準備と高齢者、障がい者等の要配慮者に対する避難行動支援対策を行うことを考慮し、早めの段階で避難行動の開始を求める高齢者等避難を発令する場合がある。

町は、火災の延焼が間近に迫ったり、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、高齢者等避難により、一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対し安全な場所への立ち退きの開始を求める。次に、避難指示により、安全な場所への立ち退きの指示を行う。

水防本部長又は水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認めるときは、 必要と認める区域の居住者等に対し、防災行政無線や SNS 又はその他の方法により立ち 退き又はその準備を指示する。また、その旨を遅滞なく水防本部長及び所轄警察署長に 通知しなければならない。

水防管理者は、関係者と協議のうえ、あらかじめ立ち退き計画を作成するとともにこれに伴う必要な措置を講じるものとする。その主な内容は、次の事項を具備するものとする。

- (1)避難所及びその責任者並びに収容人員
- (2) 避難の経路及び誘導方法
- (3)避難所、避難場所への経路の標識及び照明設備
- (4)給水、給食、休養等の設備

町は、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等の災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

また、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

さらに、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

4. 指定避難所の開設

町は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ指定避難所を開設し、速やかに地域住民に周知する。

5. 災害未然防止活動

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時、区域内の河川等を巡視し、水防上 危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川等の管理者に連絡して必要な措置 を求める。

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、気象の悪化が予想されるときは、前記の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じる。

水防管理者は、その区域内における農業用取水堰及び水閉門を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ、水災を未然に防止するよう措置するものとする。

河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水や豪雨の発生が予想される場合には、堰、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、これによって生じる危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、町長及び警察署長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとるものとする。

第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

「地震情報の収集・伝達」については、第2編第3章第1節「災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」と同様に事前対策に努める。

1. 町の応急活動体制の確立

(1)計画の方針

災害が発生した場合、また発生するおそれがある場合に、情報の収集、住民の避難、 救援救護等の応急活動を的確かつ効果的に行うため、被害状況により災害対策本部を 設置する等、町の活動体制の迅速な確立に努める。

(2)実施主体

各班•消防本部•消防署•消防団、各防災関係機関

(3)風水害発生時の配備体制

①配備基準

災害対策本部は、町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び同法第 42 条の規定による中井町地域防災計画の定めにより、町長が災害応急対策を実施する必要があると認めるときに設置する。本部設置前及び本部設置時の職員配備の一般的基準はおおむね次のとおりである。

■配備基準

■配佣基準	<u> </u>		
区分	体制	配備基準	配備内容
	警戒体制	(1) 大雨、洪水、強風、大雪、暴風雪等の注意報が町内に発表され、今後警報に移行する可能性が高いとき。(2) 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、大雪、暴風、暴風雪の警報が町内に発表されたとき。	情報収集や災害応急対策 準備が行える体制。 【職員配備】 (1) その他各部長が指名する 職員
災害対策本部が設置されていないとき	応急	(1) 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、大雪、 暴風、暴風雪等の警報が町内に発表され、被害が発生するおそれがあると判断 したとき。 (2) 河川が氾濫注意水位に到達したとき。 (3) その他状況により必要があるとき。	必要な災害応急対策にあたり、事態の推移に伴い本部が設置できる体制。 【職員配備】 (1) 地域防災班長、防災班員 (2) 各班(課)長 (3) 各班班(課)長を除く職員 1名 (4) その他各部長が指名する職員 【業務内容】 〇町内警戒パトロール ○被害情報の収集 〇避難所開設準備 〇必要資機材、物品の調達 〇他班の応援など

災害対策本部が設置されたとき	1号 配備	(1) 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、大雪、暴風、暴風雪の警報が発表され、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれが非常に高いとき。(2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。(3) 河川が避難判断水位に到達したとき。(4) その他状況により必要があるとき。	災害応急対策が円滑に行える体制。 【職員配備】 (1) その他各部長が指名する職員 【業務内容】 〇各班の災害対応 〇避難所の運営 〇他班の応援
	2号 配備	(1) 町内全域にわたり、大規模な災害が発生したとき。(2) 大雨特別警報が発表されたとき。(3) 河川が氾濫危険水位に到達したとき。(4) その他状況により必要があるとき。	職員全員を動員し、総力を あげ災害応急対策が行える 体制。 【職員配備】 (1)全職員 【業務内容】 〇各班の災害対応 〇避難所の運営 〇他班の応援

②配備の決定

警戒体制、応急体制においては、地域防災課長が副町長の承認を得て配備の決定を行う。災害対策本部設置時の各配備については、地域防災課長が副町長の指示を受けるとともに、町長の承認を得て行う。

③警戒体制

警戒体制は、災害対策本部設置前の情報連絡を主たる職務とする体制であり、配備基準は、大雨、洪水、強風、大雪、風雪等の注意報が町内に発表され災害が発生するおそれがあるとき発令される。

警戒体制の体制要員は、情報収集や災害応急対策準備が行える職員が担当する。 その他の職員は、常に災害に関する情報及び非常配備体制の指令等に注意する。 また、場合によっては、不急の行事、会議、出張等を中止する。

④応急体制

応急体制は、大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、大雪、暴風雪等の警報が町内に発表されたとき、又はその他状況により必要があるときに発令する。警戒体制のほか班に属する職員のうち班長が指名した者が出動する。また、地域防災課長は、災害の規模・状況により動員数を増減することができる。

⑤1号配備

1号配備は、大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、大雪、暴風雪等の警報が町内に発表され、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれが非常に高いとき、大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき、その他状況により必要があるときに発令する。応急体制に動員される職員のほか、班に属する職員のうち班長が指名した者が出動する。地域防災課長は、災害の規模・状況により動員数を増減することができる。

⑥2号配備

2号配備は、町内全域にわたり、大規模な災害が発生したとき、又はその他状況により必要があるときに発令され、全職員が出動し、町の全機能をもって応急対策にあたる。

⑦配備要領

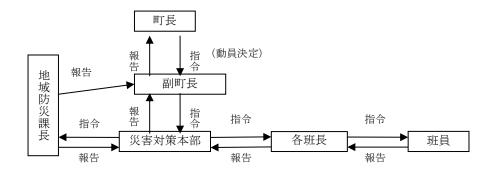
本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整える。各班は、毎年配備体制を明記した動員名簿と職員連絡系統図を地域防災課長に提出する。各班の具体的な配備動員手順については「災害活動職員行動マニュアル」に定める。

なお国若しくは県又は他の公共団体から職員の派遣を求める場合の取扱いは、別途「第2編第2章第15節広域応援体制等の拡充」に定める。

(4)職員の動員

①勤務時間内の動員

勤務時間内の動員は、事務局がその旨庁内放送し、各班の動員は地域防災課長が行う。

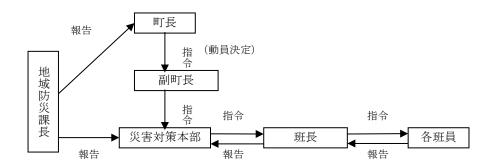


②休日又は勤務時間外の動員

休日又は勤務時間外の動員は、あらかじめ定めてある職員連絡系統により電話等最も速やかに伝達し得る方法により行う。

当直者は、関係機関から災害が発生し、又は発生するおそれがあるとの通報があった場合は、直ちに地域防災課長に電話連絡し、その指示を仰ぎ、必要に応じ関係する班長等に連絡する。

職員は、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、自主的判断で又は動員指令により、直ちに登庁するものとする。



③登庁時の留意点

登庁した職員は、直ちに上司に報告するとともに、その指示を受け関係部署にて 応急活動に従事するものとする。

また、登庁する際の服装は、特に指示があった場合を除き防災服を、それ以外の者は動きやすいものを着用するものとする。

(5)災害対策本部の設置・運営

①災害対策本部設置の判断

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び同法第 42 条の規定による中井町地域防災計画の定めにより、災害応急対策を実施する必要があると町長が認めるときは災害対策本部を設置する。なお、設置するに至らない災害にあっては、前記により本部に準じた体制を整え事態の処理にあたる。

また、町長不在時における指揮権者は、次の順位によるものとする。



②災害対策本部の設置基準

災害対策本部を設置する基準は次のとおりである。

- ・大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、大雪、暴風雪の警報が町内に発表され、 かつ、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれが非常に高いとき
- ・大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、大雪、暴風雪特別警報、土砂災害警戒情報が 発表されたとき
- ・町内で災害が発生したとき、又は発生するおそれが非常に高いとき
- ・その他状況により必要があるとき

③本部の設置準備

中井町災害対策本部要綱第3条に定められた本部要員等により、本部室の設置準備を行う。

- ・庁舎の被害状況(建物、電気、電話・FAX・県及び町防災行政無線等の通信機器類)の把握、火気・危険物の点検
- 停電の場合の対応
- ・本部室の設営(町内地図の掲示、看板の準備)
- ・来庁者、職員等の安全確認、来庁者の安全な箇所への誘導

④本部の設置

ア 本部設置等の手続

災害対策本部の設置については、地域防災課長が、副町長の指示を受けるとともに、町長の承認を得て行うものとする。

イ 本部設置の通知

本部の設置及び配備体制の決定が行われた場合には、本部事務局(以下「事務局」という)は、直ちにこの旨を庁内放送するとともに、関連する防災関係機関に対し、電話その他適切な方法により通知するものとし、次いで報道機関に発表するものとする。

ウ 本部室の開設

本部室は、本部が設置されたときに開設する。本部室は、災害の規模等に応じて地域防災課長が定め、その入口に「中井町災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

エ 本部会議招集の連絡

本部会議招集の連絡は、事務局において電話、庁内放送等により行うものとする。

⑤本部の廃止

本部長は、災害の危険がなくなったときや災害発生後の応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止する。本部を廃止した場合は、本部の設置基準に準じて本部を廃止した旨通知する。

⑥本部の組織

災害対策本部の組織は、中井町災害対策本部条例及び同要綱に定める中井町災害対策本部事務分担表及び中井町災害対策本部組織図による。

災害対策本部は、本部長(町長)、副本部長(副町長、教育長)のもとに、各班によって構成される。災害対策本部には、本部事務局を置き、本部の設置、動員、連絡調整等を行う。

本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、事前に定められた担当事務にかかわらず次の措置をとることができる。

- ・班の配置換えあるいは、班の新設
- ・現地対策本部の設置

地域防災課長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、担当事務にかかわらず配置換えすることができる。

[参照]資料 4.1~4.4 中井町災害対策本部条例,中井町災害対策本部要綱,中井町災害対策本部組織図 (資料編 p.34~40)

第3節 水防対策

1. 計画の方針

風水害による被害を最小限にくい止めるため、災害時における水防機関の活動体制を確立し、応急活動を実施する。

2. 実施主体

消防本部•消防署•消防団、防災関係機関

3. 水防活動

気象状況等により、浸水被害が発生するおそれがある場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は、水防計画に従い水防活動体制を確立するとともに、水防上必要な監視警戒、通信連絡、活動体制などの応急対策を実施する。

(1)水防組織

町の地域内に浸水のおそれがある場合は、水防組織を設置する。

水防組織は、災害対策本部が設置されるまでの間又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織で、本部が設置された場合は、本部に統合される。

(2) 監視警戒及び重要水防区域

1)常時監視

水防管理者(町長)は、随時、区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに河川等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

②非常警戒

水防管理者(町長)は、気象の悪化が予想されるときは、区域内の河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じなければならない。

(3)水防警報

気象状況により、浸水等の被害が発生するおそれがある場合は、各水防関係機関等は、的確な情報の把握に努めるとともに、相互の連絡、指示、通報又は伝達が迅速かつ円滑に行われるように努める。知事は、重要水防区域とその周辺について水防警報を発令する。

水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川、 海岸等の状況により、特に 必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水 閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努 めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必 要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他 の河川、海岸等の状況によ り必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報により、氾濫 注意水位(警戒水位)を超え るおそれがあるとき。又は水 位流量等、その他河川、海 岸等の状況により必要と認 めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は 既に氾濫注意水位(警戒水 位)を超え、災害のおこるお それがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解消する旨を通知するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。又は氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

(4)水防機関の活動

各水防機関は、気象状況等により洪水等のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した体制をとるとともに、おおむね次により水防活動を行うものとする。

①町の体制及び活動

各水防支部長から水防警報の発表があり、町長が必要と認めたときは、消防本部と 消防団を主体として水防組織を設置する。水防組織を設置したとき、消防本部は全 機能をあげて水防管理者(町長)、その他町の関係機関等との連携のもとに被害の拡 大防止のための活動を実施するものとする。

②消防本部の活動

消防本部、消防団が分担する水防活動は、おおむね次のとおりである。

ア巡視

河川を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

イ 立ち入りの制限、退去命令

水防上緊急の必要がある場合においては、消防本部に属する者は警戒区域を 設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制 限し、又はその区域からの退去を命じる。

ウ 水防活動への従事

消防長は、水防上やむを得ないときは、その区域に居住する者又は現場にある者をして水防に従事させる。

エ 決壊への対応

護岸その他の施設が決壊したときは、できる限り、氾濫による被害が拡大しないように努める。

才 出動

消防長は、水防管理者(町長)から出動の要請を受けた時又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し水防作業を行う。

(5)通信連絡

水防管理団体は、水防情報が迅速かつ確実に水防実施機関に届くよう、通信連絡施設等を整備し「水防時における通信連絡基本系統図」を定める。

(6) 水防活動用の注意報、警報及び波浪警報の連絡

水防本部長及び水防支部長は、横浜地方気象台から水防活動用の注意報、警報の通知を受けたときは、これを「水防時における通信連絡基本系統図」により通信連絡する。

(7)水防施設及び資材

水防管理者は、その管内における水防施設及び資材を準備しておく。また、水防管理者は、資材を確保するため、最寄りの資材業者を常時調査し、緊急の補給に備えておくものとする。

(8)水防てん末報告

水防管理者は、水防活動終了後3日以内に水防活動実施状況を所定の様式にて 県西土木水防支部長に報告するものとする。

第4節 避難対策

第2編第3章第3節「避難対策」と同様に応急対策を実施する。

第5節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

1. 計画の方針

河川、砂防、道路、下水道その他の所管公共土木施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、町民の安心、交通の確保、施設の増破、被害の拡大防止等を図るため必要があるときは、仮道、仮橋、締切工、閉塞土砂等の除去、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ重点的な施工又はその指導を行う等、施設の被災状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工する。

二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握する。

2. 実施主体

各班·消防本部·消防署·消防団、防災関係機関

3. 橋りょう被害対策活動

被災橋りょうに係る仮橋の早期完成が必要な場合には、応急組立橋の活用により早期 架橋を実施する。

4. 浸水被害対策活動

河川等が被災し、流水が浸水し大きな被害を与え、又はそのおそれがある場合には、 仮締切工事又は決壊防止工事等の緊急工事を実施する。

5. 土砂災害対策活動

地盤のゆるみにより二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、その危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行う。

第6節 救助・救急、消火及び医療救護活動

第2編第3章第2節「救助・救急、消火及び医療救護活動」と同様に応急対策を実施する。

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

第2編第3章第4節「保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動」と同様に応急対策を 実施する。

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

第2編第3章第5節「飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」と同様に応急対策を実施する。

第9節 文教対策

第2編第3章第6節「文教対策」と同様に応急対策を実施する。

第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第2編第3章第7節「緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」と同様に応急対策を 実施する。

第 11 節 警備・救助対策

第2編第3章第8節「警備・救助対策」と同様に応急対策を実施する。

第12節 ライフラインの応急復旧活動

第2編第3章第9節「ライフラインの応急復旧活動」と同様に応急対策を実施する。

第13節 災害廃棄物等の処理対策

第2編第3章第10節「災害廃棄物等の処理対策」と同様に応急対策を実施する。

第 14 節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

第2編第3章第11節「被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動」と同様に応急対策を実施する。

第 15 節 広域的応援体制

第2編第3章第12節「広域的応援体制」と同様に応急対策を実施する。

第16節 災害救援ボランティアの支援活動

第2編第3章第13節「災害救援ボランティアの支援活動」と同様に応急対策を実施する。

第 17 節 災害救助法関係

第2編第3章第14節「災害救助法関係」と同様に応急対策を実施する。

第18節 公共土木施設等の応急対策

第2編第3章第16節「公共土木施設等の応急対策」と同様に応急対策を実施する。

第19節 住宅の応急対策

第2編第3章第17節「住宅の応急対策」と同様に応急対策を実施する。

第20節 公用負担

第2編第3章第18節「公用負担」と同様に応急対策を実施する。

第21節 罹災証明書の発行

第2編第3章第19節「罹災証明書の発行」と同様に応急対策を実施する。

第4章 復旧・復興対策

第1節 復興体制の整備

第2編第4章第1節「復興体制の整備」と同様に復旧・復興対策を実施する。

第2節 被災状況調査

第2編第4章第2節「被災状況調査」と同様に復旧・復興対策を実施する。

第3節 復興計画の策定

第2編第4章第3節「復興計画の策定」と同様に復旧・復興対策を実施する。

第4節 市街地の復興

第2編第4章第4節「市街地の復興」と同様に復旧・復興対策を実施する。

第5節 都市基盤施設等の復旧計画

第2編第4章第5節「都市基盤施設等の復旧計画」と同様に復旧・復興対策を実施する。

第6節 生活再建支援

第2編第4章第6節「生活再建支援」と同様に復旧・復興対策を実施する。

第7節 激甚災害の指定に関する計画

第2編第4章第7節「激甚災害の指定に関する計画」と同様に復旧・復興対策を実施する。

第4編 特殊災害対策編

第4編 特殊災害対策編

第1章 危険物・高圧ガス・毒劇物

本章では、危険物、高圧ガスの火災、爆発、漏洩・流出等、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について必要な事項を定める。

第1節 災害予防

1. 安全確保

(1)施設等の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、県及び 町は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立ち入り検査及び移動タンク貯蔵所に 対する路上立ち入り検査を充実し、施設等の安全性の確保に努める。

(2)自主保安体制の整備

県、町及び事業者は協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備する。

- ・危険物等事業所の容器(ボンベ等)の流出防止並びに流出した容器の回収、禁水性物質の浸水対策措置など、防災対策の充実
- •科学消火薬剤等の資機材の整備充実
- ・緊急停止のための措置の策定など、危険物等事業所の保安管理体制の充実
- ・保安用設備等の機能確保等の緊急時の応急体制の充実
- ・高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実
- ・危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

(3)保安意識の向上、訓練

県、消防機関及び事業者は協力して、次のとおり教育及び訓練等の充実を図る。

- ・各種講習会、研修会の充実
- •危険物安全週間等、各種安全週間の充実
- ・事業所における危険物等の火災、漏洩等を想定した防災訓練の実施
- •移動途上での災害を想定した訓練の充実

【関係法令】

危険物………消防法

高圧ガス……… 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引

の適正化に関する法律

火薬類……… 火薬類取締法

毒劇物……… 毒物及び劇物取締法

2. 災害応急対策への備え

(1)災害情報の収集・伝達体制の充実

県、町及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

(2)消火及び医療救護活動

ア 消火活動

・町は、平常時から消防本部、消防団及び自営消防組織等の連携強化を図り、消防 水利の確保、消防体制の整備に努める。

イ 医療救護活動

- ・県及び町は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護 活動体制の確立に努める。
- ・町は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(3)危険物等の大量流出時における防除活動

町及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

第2節 災害時の応急活動

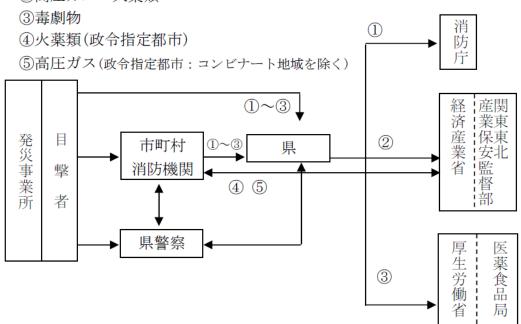
1. 災害情報の収集・連絡

(1)危険物等事故情報等の収集・連絡

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡については、それぞれの管轄官庁により定められているが、原則は次のとおりとする。

【危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図】

- ① 危険物
- ②高圧ガス・火薬類



(2)危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡

町は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに国又は県へ報告する。

(3)応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2. 活動体制の確立

(1)町の活動体制

町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

町長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を 実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の2に基づき、町災害対策 本部を設置する。その場合は、県に災害対策本部の設置状況等を報告する。

(2)応援の派遣要請

町は、被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請する。

3. 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1)救助·救急活動

町及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2)消火活動

町及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 避難対策

発災時には、町は、人命の安全を第一に、必要に応じて高齢者等避難の発令又は避 難指示等を行う。

5. 危険物等の流出に対する応急対策

町は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行う。

また、国、県及び町は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

6. 災害広報の実施

県、町、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

第2章 放射性物質災害応急対策

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられているが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等(以下「放射性物質」という。)による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定める。

第1節 災害予防

1. 安全確保

(1)放射性物質取扱事業所等に対する指導

町は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業者及び 運搬事業者(以下「放射性物質取扱事業者等」という。)に対し、次の事項について指導 する。

- ・消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- ・従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- ・自主防災体制の強化
- 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- •その他必要な事項

(2)安全確保に関する協定等の締結

町は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛込んだ安全確保に関する協定等を 締結し、災害対策の万全を期すよう努める。

- ・放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- ・事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- 事故発生時等の応急措置に関する事項
- ・その他必要な事項

(3)放射性物質に関する教育及び知識の普及

県及町は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と連携して、消防防災担当職員や住民に対し、次の事項について教育を実施する。また、教育機関における防災に関する教育の充実に努めるとともに、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

- ・放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ・放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ・緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ・その他必要と認める事項

【取扱い・取締りに関する法令】

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

2. 災害応急対策への備え

(1)県及び町の防災体制の整備

ア 防災体制の整備

・県及び町は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から相 互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努める。

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

・県及び町は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努める。

(2)情報伝達体制の充実強化

県及び町は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から国及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努める。

また、夜間、休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図る。

(3)広報体制の整備

ア 広報手段の整備

県及び町等は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努める。主な広報方法・手段は、次のとおり。

- ・放送機関への放送要請による広報
- ・報道機関を通じての広報
- ・町防災行政無線の同報無線による広報
- ヘリコプター等による広報
- ・広報車等による広報

イ 広報の内容

県、町等が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおり。

- ・災害等の状況及び今後の予測
- 被害状況と応急対策の実施状況
- •避難場所、避難方法
- ・住民のとるべき措置及び注意事項
- ・その他必要な事項

(4)放射能観測の実施

県及び町は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努める。

(5) 救助・救急、消火及び医療救護活動

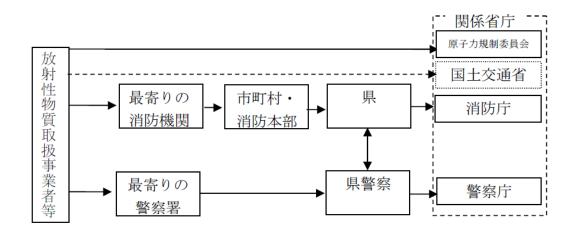
県、県警察及び町は、救助・救急、医療活動に必要な資機材等の把握・整備に努める。

- 体表面汚染を防ぐ放射線防護資機材
- 内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材
- •救急救助用資機材
- •医療資機材

第2節 災害時の応急活動

1. 災害情報の収集・連絡

(1)放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統



(2)放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害の情報の収集・連絡

町は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、 把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(3)応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2. 活動体制の確立

(1)町の活動体制

町は、放射性物質の漏洩等による事故の状況に応じ、県の体制に準じた体制をとり、 災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施する。

- •救出救助•救急活動
- •消火活動
- 医療救護活動
- ・周辺住民等に対する災害広報
- ・警戒区域の設定
- •周辺住民等に対する屋内退避、避難指示、避難誘導
- ・避難所の開設、運営管理
- ・その他必要な措置

3. 災害時の住民等への指示広報

町は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対して、迅速に広報及び必要な指示を行う。

また、県及び町は、関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

4. 放射線測定体制の強化

町は、放射能測定資機材の整備に努める。

5. 各種制限措置の解除及び安全の確認

県、町その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行う。 また、国の専門家の安全確認を待って事故対策を終息させる。

第3章 航空機事故対策

航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故 による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について、必要な事項を定める。

第1節 災害予防

1. 災害応急対策への備え

(1)災害情報の収集・伝達体制の充実

県、市町村及び防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

(2)医療救護活動

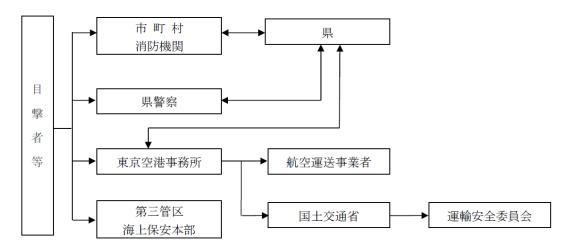
県及び町は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立や救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

第2節 災害時の応急活動

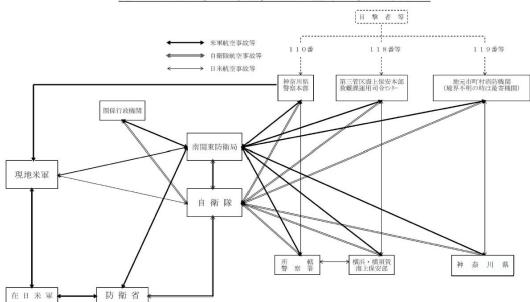
1. 航空事故情報の収集・連絡

(1)民間航空機

【民間航空機の事故発生時の連絡系統図】



(2)米軍機又は自衛隊機



航空事故等緊急連絡経路図

※ 課の名称は、平成29年4月時点の名称

(3) 航空事故発生による被害情報の収集・連絡

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2. 活動体制の確立

(1)町の活動体制

町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。また、町長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置し、県に災害対策本部の設置状況等を報告する。

(2)応援の派遣要請

町は、被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請する。

3. 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

(1)搜索、救助・救急活動

町及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2)消火活動

町は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 災害広報の実施

県、町、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

中井町地域防災計画 令和4年3月

発行:中井町防災会議編集:中井町地域防災課

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56 番地 TEL:0465-81-1111(代表)